

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月25日
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	S M B C ファンドラップ・日本バリュー株 S M B C ファンドラップ・日本グロース株 S M B C ファンドラップ・日本中小型株 S M B C ファンドラップ・米国株 S M B C ファンドラップ・欧州株 S M B C ファンドラップ・新興国株 S M B C ファンドラップ・日本債 S M B C ファンドラップ・米国債 S M B C ファンドラップ・欧州債 S M B C ファンドラップ・新興国債 S M B C ファンドラップ・J-REIT S M B C ファンドラップ・G-REIT S M B C ファンドラップ・コモディティ S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株
 S M B Cファンドラップ・日本グロース株
 S M B Cファンドラップ・日本中小型株
 S M B Cファンドラップ・米国株
 S M B Cファンドラップ・欧州株
 S M B Cファンドラップ・新興国株
 S M B Cファンドラップ・日本債
 S M B Cファンドラップ・米国債
 S M B Cファンドラップ・欧州債
 S M B Cファンドラップ・新興国債
 S M B Cファンドラップ・J-REIT
 S M B Cファンドラップ・G-REIT
 S M B Cファンドラップ・コモディティ
 S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

以下、上記ファンドを総称して、「S M B Cファンドラップ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株：	F W日本バリュー株
S M B Cファンドラップ・日本グロース株：	F W日本グロース株
S M B Cファンドラップ・日本中小型株：	F W日本中小型株
S M B Cファンドラップ・米国株：	F W米国株
S M B Cファンドラップ・欧州株：	F W欧州株
S M B Cファンドラップ・新興国株：	F W新興国株
S M B Cファンドラップ・日本債：	F W日本債
S M B Cファンドラップ・米国債：	F W米国債
S M B Cファンドラップ・欧州債：	F W欧州債
S M B Cファンドラップ・新興国債：	F W新興国債
S M B Cファンドラップ・J-REIT：	F WJ-REIT
S M B Cファンドラップ・G-REIT：	F WG-REIT
S M B Cファンドラップ・コモディティ：	F Wコモディティ
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド：	F Wヘッジファンド

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	発行（売出）価格
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
F W日本バリュー株	F W日バ	F W米国債	F W米債
F W日本グロース株	F W日グ	F W欧州債	F W欧債
F W日本中小型株	F W中小	F W新興国債	F W興債
F W米国株	F W米株	F WJ-REIT	F W J R
F W欧州株	F W欧株	F WG-REIT	F W G R
F W新興国株	F W興株	F Wコモディティ	F Wコモ
F W日本債	F W日債	F Wヘッジファンド	F W H F

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2020年12月26日から2021年12月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 × 申込口数

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

ファンド名	お申込不可日
-------	--------

F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日
F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・その他米国債券市場の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がその他米国債券市場の休業日
F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F WG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日

F W日本バリュー株、F W日本グロース株、F W日本中小型株、F W日本債、F WJ-REIT、F Wヘッジファンドは、お申込不可日はありません。

お申込不可日は上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の変更に伴い変更される場合があります。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは、S M B Cファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

へ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W日本債 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	各ファンドにつき5,000億円
F W日本中小型株 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	各ファンドにつき2,000億円

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・日本バリュース株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	中南米	
	その他 ()	オセアニア	
		アフリカ	
不動産投信		中近東 (中東)	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
	海外	債 券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株 式
	海外	債 券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（中小型株）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（中小型株）とは、目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・米国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	国内	不動産投信
	海外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・米国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券	(毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・欧州株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
		債 券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・欧州株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・新興国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
		債 券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・新興国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券	(毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・日本債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・日本債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
債券	年4回	北米	ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	
()			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産	その他	アフリカ	
(投資信託証券	()		
(債券 一般))		中近東	
		(中東)	
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・米国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・米国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・欧州債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・欧州債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・新興国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・新興国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・J-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・J-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・G-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・G-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル (日本を含まず)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券				
一般	年6回	北米	ファミリーファン ド	あり ()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含まず）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まず）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 商品分類表 >

S M B C ファンドラップ・コモディティ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 (商品)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

その他資産(商品)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドの投資収益は実質的に商品を源泉としております。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・コモディティ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年 2 回			
中小型株		日本		
	年 4 回			
債券		北米	ファミリーファン ド	あり ()
一般	年 6 回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（その他債券）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型(絶対収益追求型)

...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。絶対収益追求型とは、目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
--------	------	--------	------	-------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本			ブル・ベア 型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	条件付運用 型
不動産投信	日々	オセアニア		なし	絶対収益追 求型
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ		その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券）

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2007年2月20日 信託契約締結
 2007年2月20日 当ファンドの設定・運用開始
 2018年4月18日 S M B C ファンドラップ・G-REITの投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更
 2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継
 2020年6月24日 S M B C ファンドラップ・日本バリュー株およびS M B C ファンドラップ・J-REITの投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更
 2020年12月26日 S M B C ファンドラップ・米国株の運用指図に関する権限の委託を解除

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

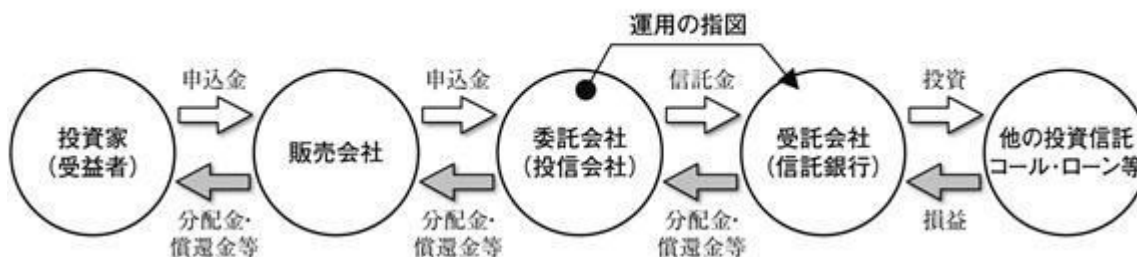
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C 日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2020年9月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

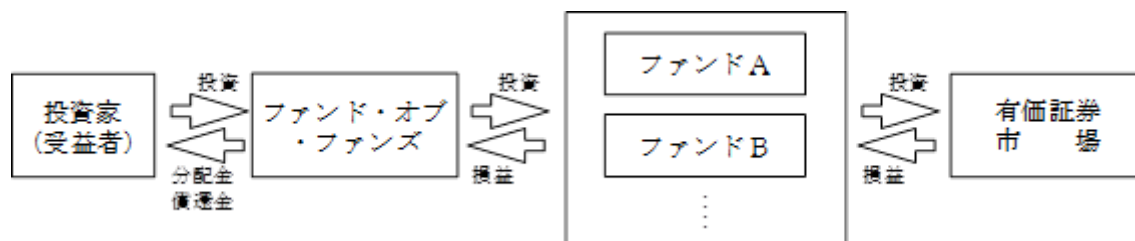
(2020年9月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

S M B Cファンドラップ・シリーズは、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたS M B Cファンドラップ専用ファンドです。

指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けます。

資金動向、市況動向等によっては下記のような運用ができない場合があります。

各ファンドの投資方針

ファンド名	投資方針
F W日本バリュー株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^{（注1）}の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W日本グロース株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^{（注1）}の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W日本中小型株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^{（注1）}の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^{（注1）}の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^{（注1）}の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^{（注1）}の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

F W日本債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F WJ-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 <p>当ファンドは特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを言います。</p> <p>当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</p>

F WG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国のREITへ投資します。 ・投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F Wヘッジファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券を主要投資対象とします。 ・投資する投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して運用を行うものとします。 「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券^(注1)の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(注1) 各ファンドは主に以下の指定投資信託証券へ投資するものとします。

指定投資信託証券の選定、追加・変更は、S M B C日興証券株式会社からの投資助言に基づき行います。下記の指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

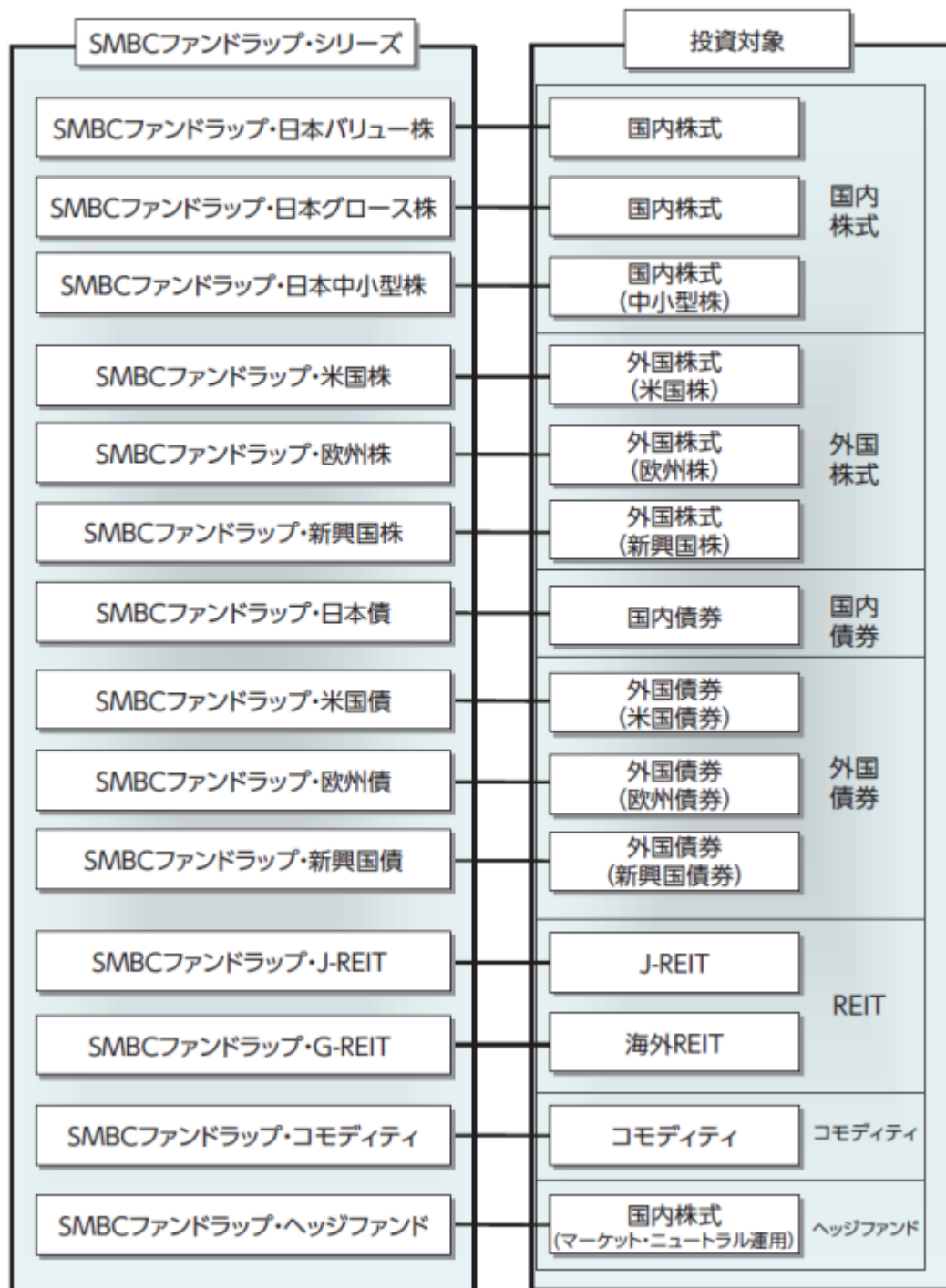
ファンド名	主な投資対象である指定投資信託証券
F W日本バリュー株	S M D A M / F O F s 用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)
F W日本グロース株	ノムラ F O F s 用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 日本株式ファンド(適格機関投資家専用)
F W日本中小型株	日興アセット / F O F s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定)
	S B I / F O F s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定)

F W米国株	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Growth Equity Fund (ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グ ロース・エクイティ・ファンド)
	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Value Equity Fund (ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バ リュウ・エクイティ・ファンド)
	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Blue Chip Equity Fund (ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USブルーチップ・エクイ ティ・ファンド)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国大型バリュウ株式ファンド (適格機関投資家専用)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)
F W欧州株	シュローダー / F O F s 用欧州株F (適格機関投資家限定)
F W新興国株	G I M / F O F s 用新興国株F (適格機関投資家限定)
	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカ ス)
F W日本債	三井住友 / F O F s 用日本債F (適格機関投資家限定)
F W米国債	ブラックロック / F O F s 用米国債F (適格機関投資家限定)
F W欧州債	ドイチェ / F O F s 用欧州債F (適格機関投資家限定)
F W新興国債	F O F s 用新興国債F (適格機関投資家限定)
F WJ-REIT	S M D A M / F O F s 用 J - R E I T (適格機関投資家限定)
F WG-REIT	大和住銀 / プリンシパルF O F s 用外国リートF (適格機関投資家限定)
F Wコモディティ	パインブリッジ / F O F s 用コモディティF (適格機関投資家限定)
F Wヘッジファンド	S O M P O / F O F s 用日本株M N (適格機関投資家限定)
	ノムラF O F s 用・日本株I Pストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適 格機関投資家専用)
	S M D A M / F O F s 用日本グロース株M N (適格機関投資家限定)

上記ファンドは、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式
会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へも投資
します。なお、投資対象とする親投資信託は、将来変更になる場合があります。

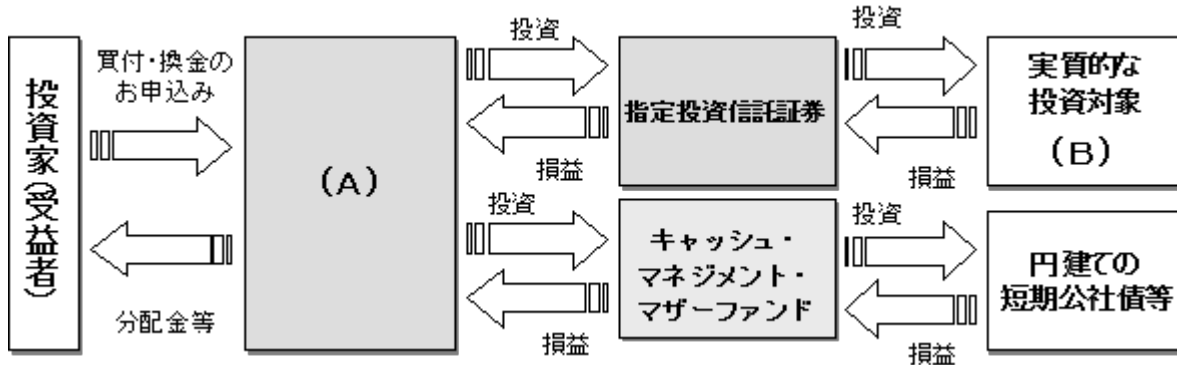
ファンドの特色

「SMBCファンドラップ・シリーズ」は、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。



ファンドの仕組み

指定投資信託証券および親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。なお、指定投資信託証券が複数となる場合もあります。



上記の図における(A)および(B)は、以下の各々の場合において次の通り読みかえるものとします。

(A)	(B)
FW日本バリュー株	わが国の株式
FW日本グロース株	わが国の株式
FW日本中小型株	わが国の株式
FW米国株	米国の株式
FW欧州株	欧州の株式
FW新興国株	新興国の株式
FW日本債	わが国の公社債
FW米国債	米国通貨建ての公社債
FW欧州債	欧州通貨建ての公社債
FW新興国債	新興国の公社債
FWJ-REIT	わが国の不動産投資信託証券(J-REIT)
FWG-REIT	世界各国の不動産投資信託証券(REIT)
FWコモディティ	商品指数連動債
FWヘッジファンド	わが国の株式等

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券(以下「指定投資信託証券等」)の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2020年12月25日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。

また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。

1. S M D A M / F O F s 用日本バリュー株 F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	国内株式マザーファンド受益証券を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、バリューを重視したアクティブ運用により、TOPIX(東証株価指数・配当込み)を中長期的に上回る投資成果を目指します。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数・配当込み)
主要投資対象	国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	国内株式マザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。 TOPIX(東証株価指数・配当込み)をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%（税抜0.45%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。TOPIXの算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXがいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< 運用プロセス >

1. 銘柄選択

「バリュエーション比較」と「ファンダメンタル判断」の組み合わせで銘柄選択をします。銘柄選定に関しては、バリュー銘柄に重点をおき、ファンダメンタル価値対比の割高/割安判断を業種・規模毎に行います。

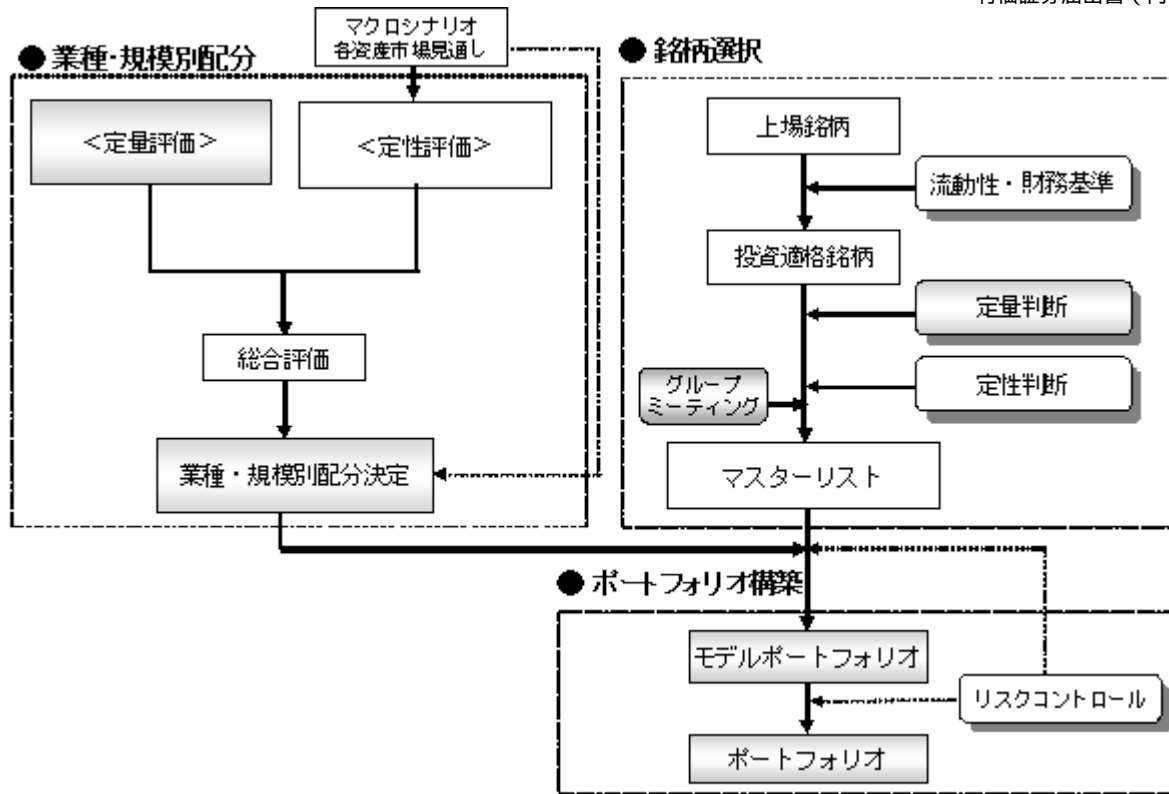
2. 業種規模別配分

トップダウンアプローチとアナリスト等によるボトムアップを融合することで業種配分等を決定します。

3. リスクコントロール

ベンチマーク特性との乖離および組み入れ制限の管理等

銘柄選択及びポートフォリオ構築プロセス



2 . ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	(参考指数：TOPIX (東証株価指数))
主要投資対象	ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド (以下、「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</p> <p>わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及びその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価 (株価の割高・割安の度合い) 等を勘案して組入比率を決定します。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。</p> <p>非株式割合 (株式以外の資産への実質投資割合) は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
設定日	2019年3月29日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行ないません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5885%（税抜：0.535%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%
その他費用等	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

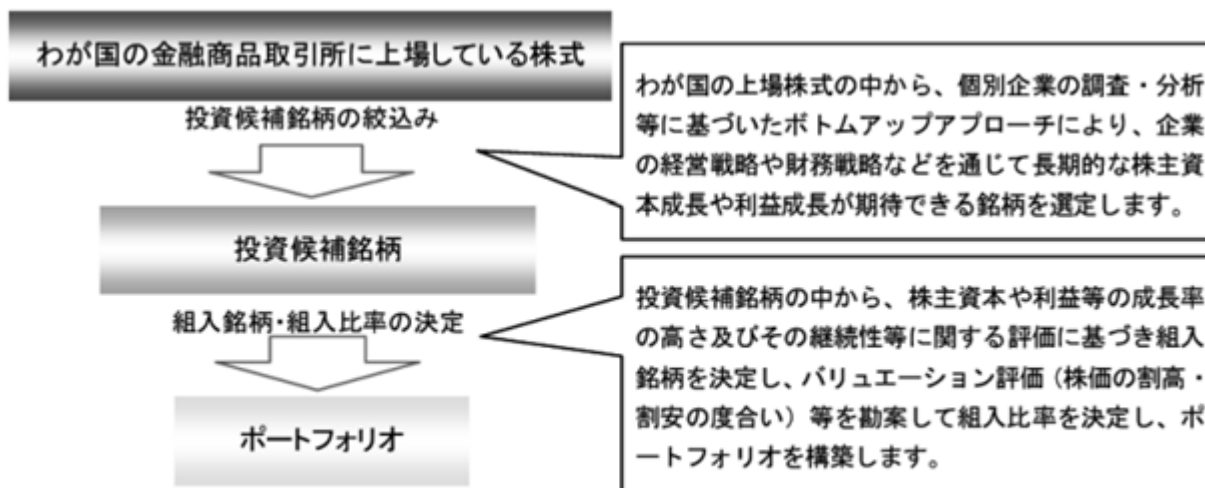
< 投資信託委託会社の概要 >

野村アセットマネジメントは、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

1997年10月、野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併し、日本を代表する資産運用会社として優れた実績を築いてきました。また、早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

<運用プロセス>

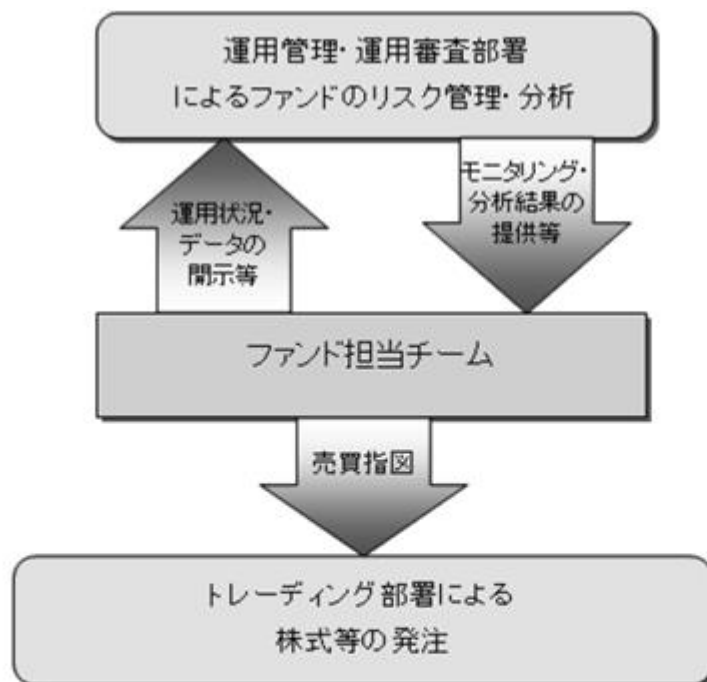
ポートフォリオの構築プロセスは以下の通りです。



*上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

<運用体制>

ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

2 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 日本株式ファンド(適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、成長性が高いと判断される日本の上場株式(上場予定の株式も含まれます。)に投資を行います。また、優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)等の株式関連証券へ投資を行う場合があります。 マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外国為替取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2019年6月24日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.693%(税抜:0.63%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用(業務を委託する場合の委託費用を含みます。)</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆2,200億米ドル(2020年6月末現在)

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 日本のあらゆる規模の企業(時価総額3億米ドル以上が目安) 全業種にわたるアルファ追求等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによるダウングレード 予期せぬファンダメンタルズの悪化 他のより良い投資アイデアへの乗り換え("ベター・アイデア") 極端なバリュエーション 新しい情報や知見による見通しの変更 経営陣の質の低下等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「日本株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融

商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

3 . 日興アセット / FOF s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>

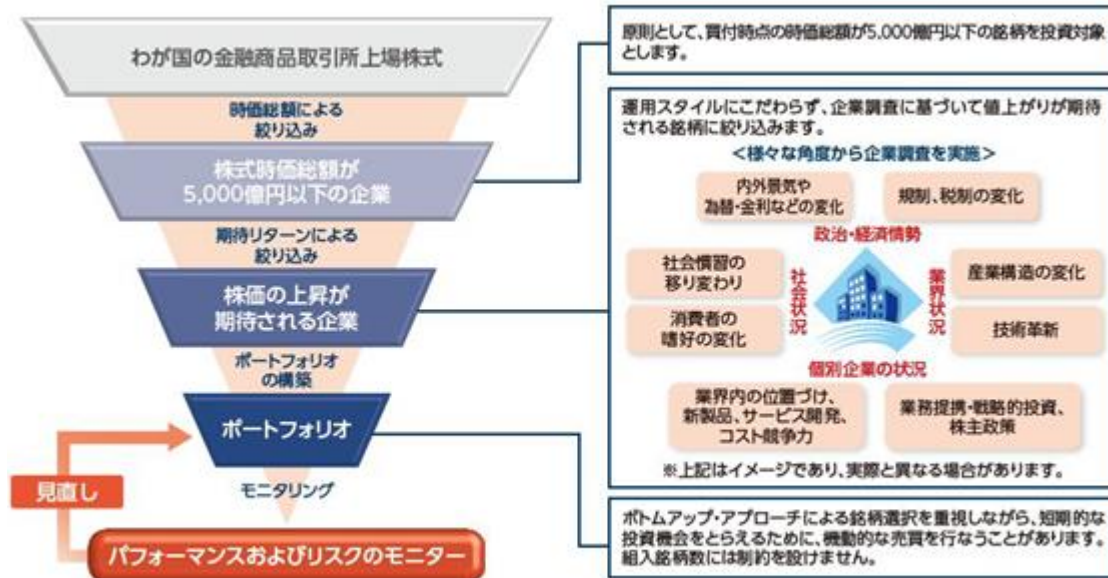
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
設定日	2017年12月25日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.649%(税抜:0.59%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。 ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。 <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

日興アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF(上場投資信託)を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

< 運用プロセス >

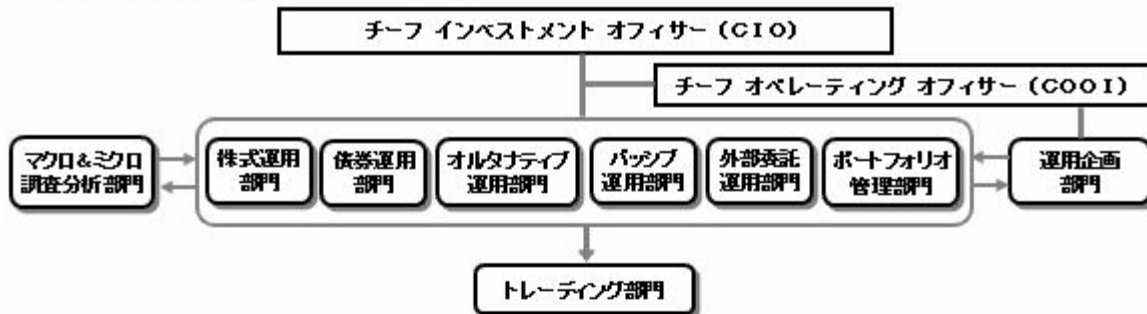
運用プロセス



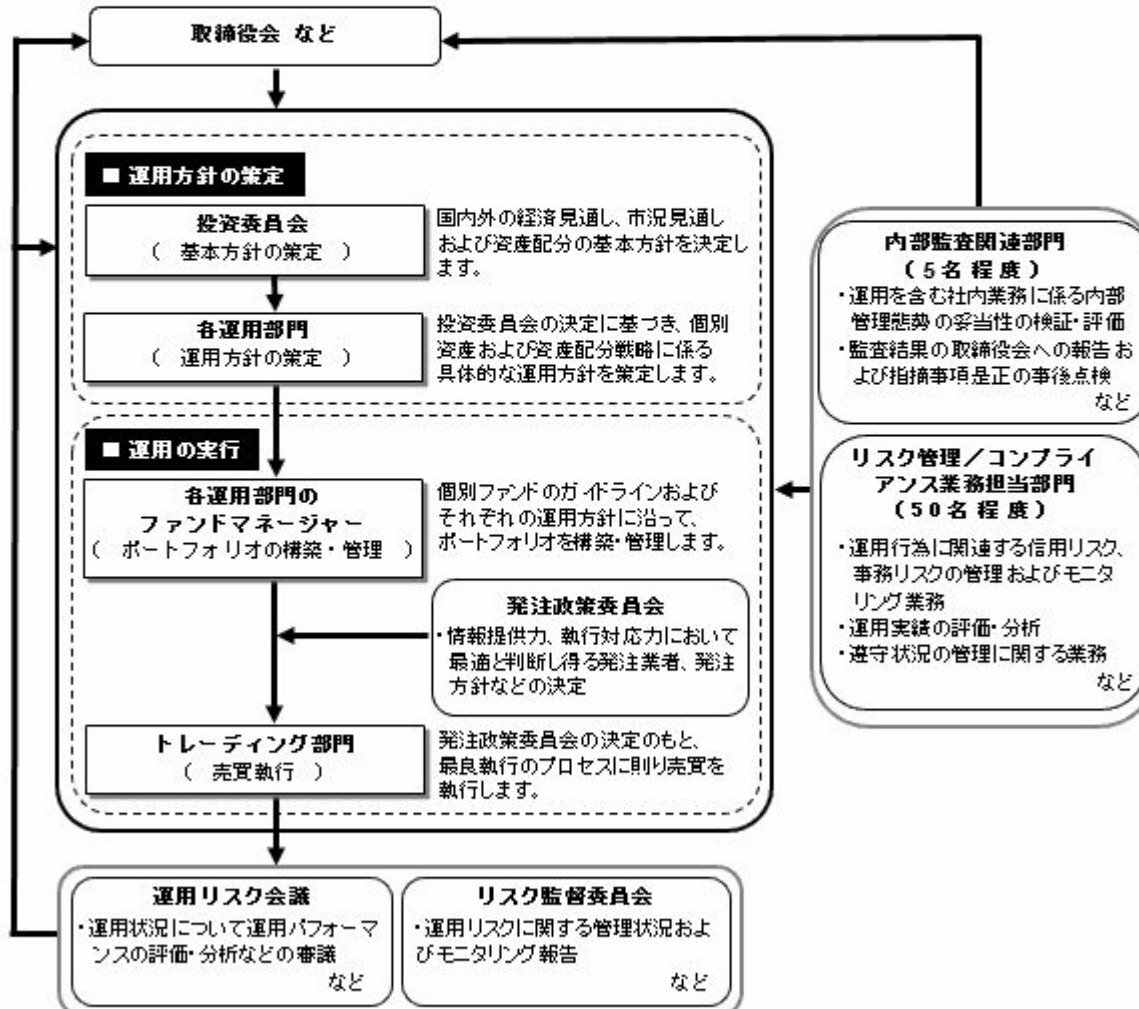
※上記は2019年11月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

<運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



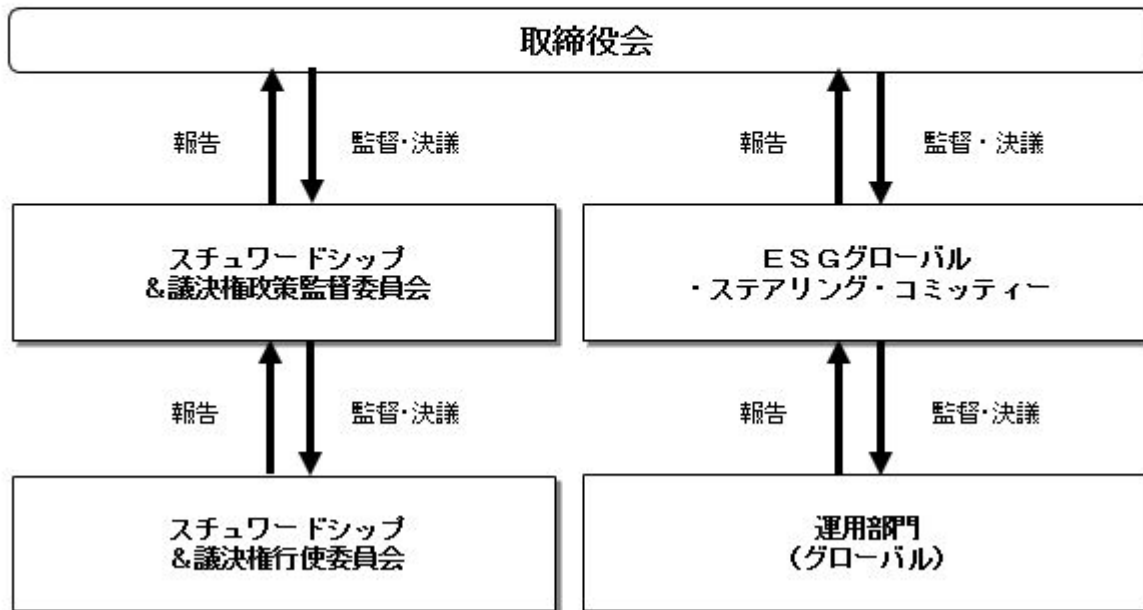
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



上記体制は 2020 年 5 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 . S B I / F O F s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	この投資信託は信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>投資銘柄の選定に当たっては、次のポイントを重視します。</p> <p>(1) 株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業</p> <p>(2) 株価水準、財務安定性、短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断</p> <p>マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2017年12月21日
信託期間	無期限
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%（税抜：0.54%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。</p> <p>その他の費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。今日、投資信託ビジネス、運用会社のビジネスは第一ステージの変革期から第二ステージの変革期に入っていると考えられます。これは、個人の資産運用に対するアプローチが「貯蓄から投資へ」から「貯蓄から資産形成へ」に遷りかわり、これに金融をより身近に、そして解かりやすくするフィンテックという新しい技術とサービスが加わった大きな潮流、変革であると考えられます。

日本の個人金融資産額は、今や1,800兆円とも言われますが、欧米に比べ株式や投資信託などの比率が低いことも然りながら、その多くを高年齢層が保有しており、現役世代や若い世代の保有が小さいことが注目点でもあると考えます。現役世代や若い世代における資産形成が社会としても課題となっております。

私ども、SBIアセットマネジメントは正にフィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、この大きな潮流、変革期の中で、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

弊社は、フィデューシャリー・デューティー、顧客中心主義の下、お客様のお役に立てる会社になると共に社会にも必要とされる会社となることを目指してまいります。

<投資助言会社>

エンジェル・ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2001年12月設立の独立系の投資助言会社です。「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言を行っています。

なお、同社が行う助言の特徴は次のとおりです。

- 革新的な成長企業（新規株式公開企業等を含む）を中心とした調査・分析・投資助言に特化
- 徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資
- 投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

<運用プロセス>

マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用の投資方針

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他「銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

《助言銘柄選定のプロセス》

投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



<運用体制>

1. 運用方針の決定に係る過程

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者及び運用部長をもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

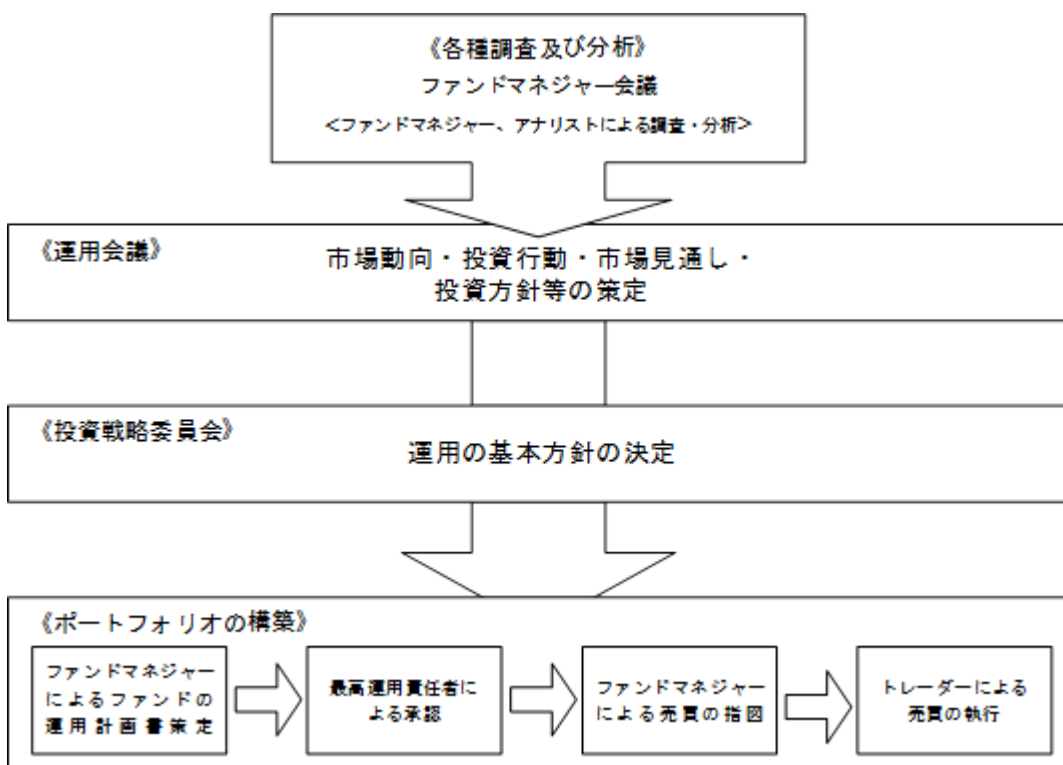
エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行う。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

4 . ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV

USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド（以下「ラージキャップ・グロースF」）

USラージキャップ・バリュウ・エクイティ・ファンド（以下「ラージキャップ・バリュウF」）

USブルーチップ・エクイティ・ファンド（以下「ブルーチップF」）

< 指定投資信託証券の概要 >

運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd) 所在地：英国
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク (T. Rowe Price Associates, Inc.) 所在地：米国
事務代行会社	JPモルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
基本的性格	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
運用基本方針	<p>< ラージキャップ・グロースF > 米国株の中から、独自の成長性分析とファンダメンタルズ分析により、高い利益成長が見込まれる企業へ投資します。</p> <p>< ラージキャップ・バリュウF > 米国株の中から、過去の株価水準や企業の本質的な価値に比べて、相対的に割安な企業へ投資します。</p> <p>< ブルーチップF > 米国株の中から業界での地位が高く、強固な財務体質を有し、平均以上の利益率を確保できる企業へ投資します。</p>
参考指標	<p>< ラージキャップ・グロースF > ラッセル1000グロース・ネット30%・インデックス</p> <p>< ラージキャップ・バリュウF > ラッセル1000バリュウ・ネット30%・インデックス</p> <p>< ブルーチップF > S & P 500・ネット30%・Withholding Tax</p>
主要投資対象	米国の株式を主要投資対象とします。
設定日	<p>< ラージキャップ・グロースF > 2003年7月31日</p> <p>< ラージキャップ・バリュウF > 2001年6月28日</p> <p>< ブルーチップF > 2001年7月28日</p>
信託期間	無期限
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

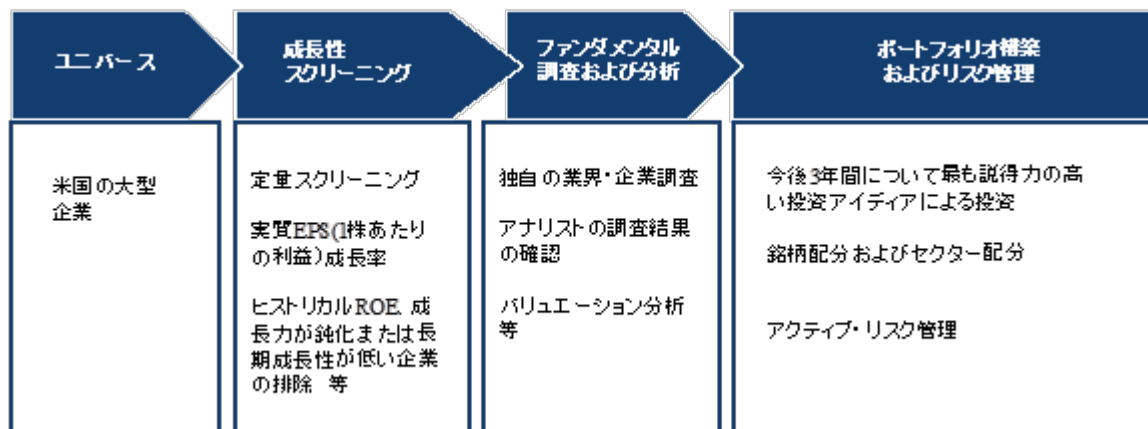
管理報酬および その他費用等	<p>運用報酬等：最大0.65%（年率） 上記報酬は指定投資信託証券もしくはF W米国株の基準価額に反映されることにより、S M B Cファンドラップ・シリーズの投資家が間接的に負担することとなる費用です。また下記の費用もかかります。</p> <p>事務代行費用等：最大0.10%（年率） 上記のほか、指定投資信託証券について、組入有価証券の売買委託手数料、その財産に関する租税、その事務の処理に要する諸費用および組入有価証券の保管に関する費用、監査報酬、ルクセンブルグ籍証券投資法人の設立費用等は、指定投資信託証券から支弁されます。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）</p>
毎計算期間終了日	毎年12月末日
参考指標について	-
その他	-

< 運用会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

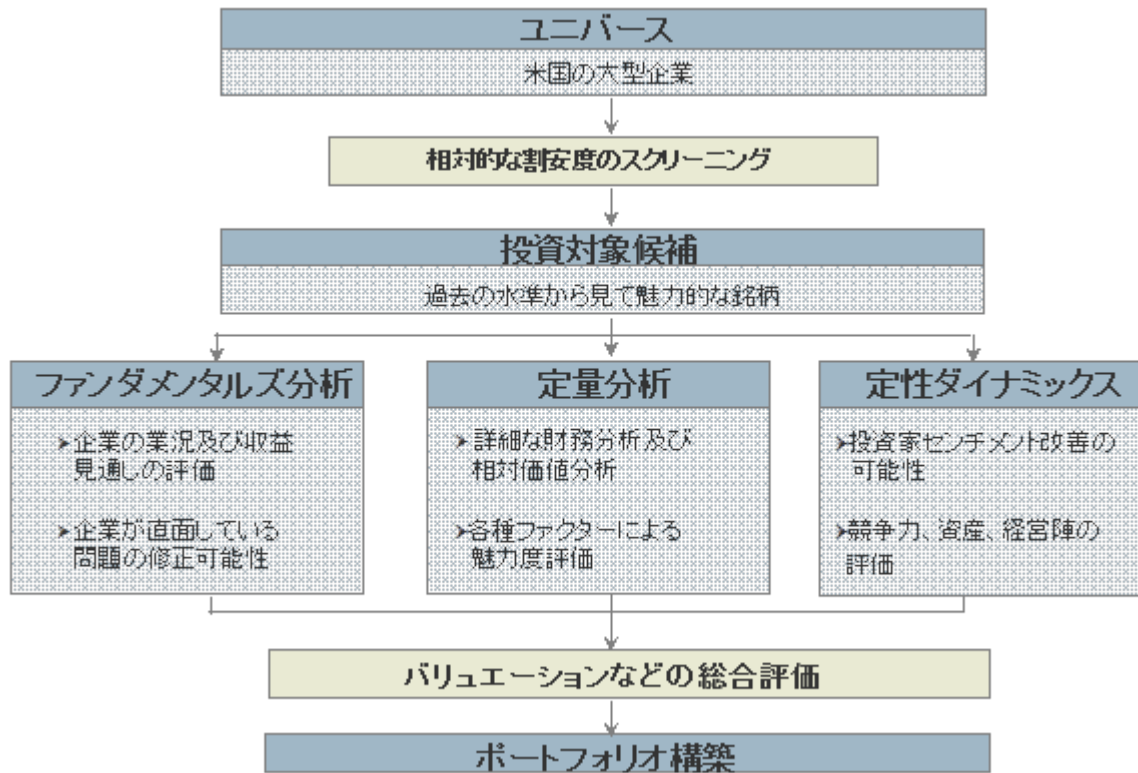
< ラージキャップ・グロースFの運用プロセス >

運用プロセスは将来変更になる場合があります。



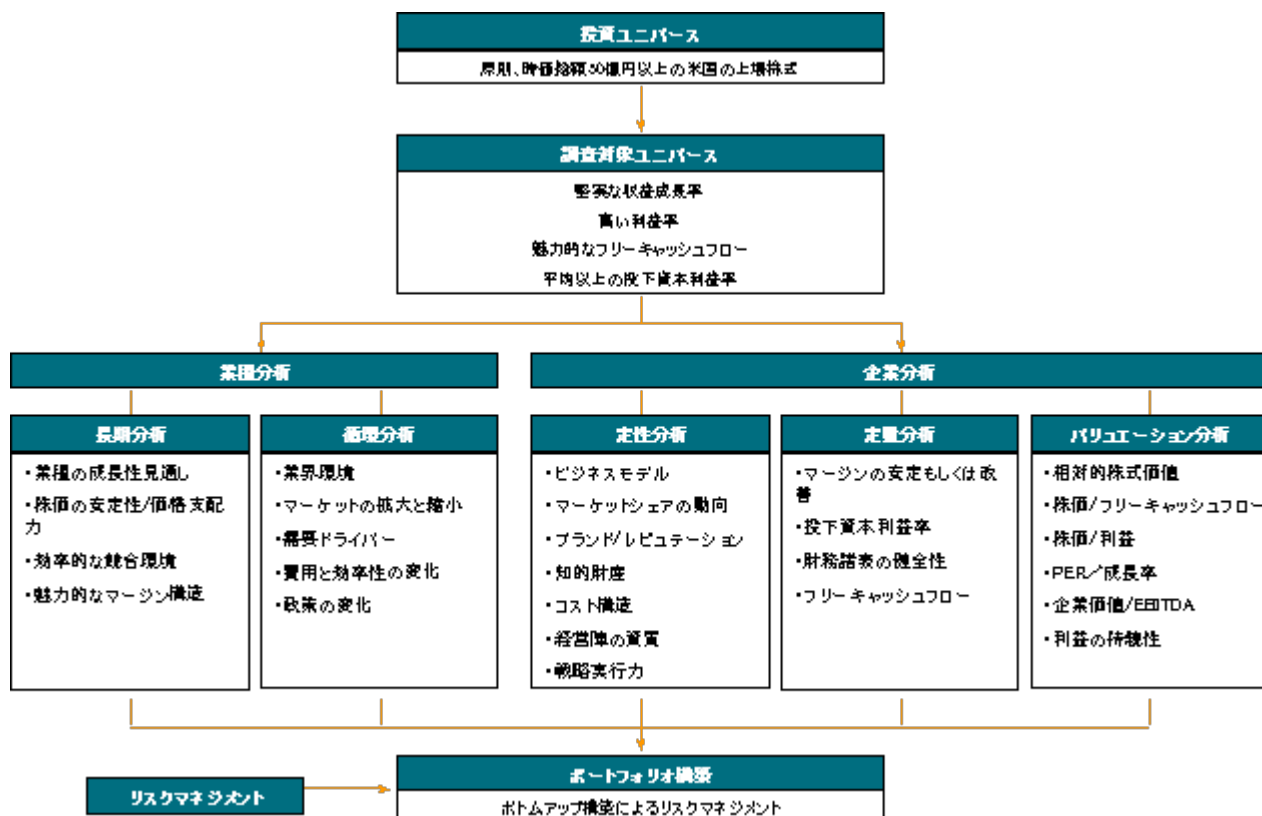
< ラージキャップ・バリューFの運用プロセス >

運用プロセスは将来変更になる場合があります。



<ブルーチップFの運用プロセス>

運用プロセスは将来変更になる場合があります。



4 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国大型バリュエーション株式ファンド(適格機関投資家専用)

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
----------	----------------------

受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/株式
運用基本方針	n 信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 米国大型バリュー株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、過去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。</p> <p>個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス[*]のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>[*]委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>外国為替予約取引の利用(実質利用も含みます。)は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%(税抜:0.58%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用(業務を委託する場合の委託費用を含みます。)</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合、翌営業日)
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆2,200億米ドル（2020年6月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 米国のあらゆる規模の企業（時価総額90億米ドル以上が目安） 収益および配当見通し等でミスプライスが見られるバリュエーションが魅力的な銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> バリュエーション格差の縮小 企業ファンダメンタルズ評価の大幅な変化 財務の健全性が悪化 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 米国大型バリュエ株式マザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国大型バリュエ株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

4 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	n 信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス[*]のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>[*]委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（米国）、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（英国）、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド（香港）、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）に委託します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>外国為替予約取引の利用（実質利用も含みます。）は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ</p> <p>10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。

信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%（税抜：0.58%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。）</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆2,200億米ドル（2020年6月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 米国のあらゆる規模の企業（時価総額 80 億米ドル以上が目安） 成長力のある分野で事業展開する企業で堅調な売上成長、持続可能な成長が期待できる銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・バランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによるダウングレード 予期せぬ企業ファンダメンタルズの悪化 他のより良い投資アイデアへの乗り換え（"ベター・アイデア"） バリュエーション 経営陣の質の低下 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」を通じて投資を行います。

マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国大型コア・グロース株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

5. シュロージャー / F O F s 用欧州株 F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	主としてシュロージャー・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式等に投資を行うことにより、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	シュロージャー・ヨーロピアン・オープン・マザーファンド受益証券

投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に欧州各国の株式等およびそれに準ずるものについて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。</p> <p>株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況また市況等を勘案し、弾力的に変更します。</p> <p>国別の実質投資配分については各国の市場動向等投資環境を勘案し、弾力的に変更します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>毎決算時（毎年7月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に、委託会社は、分配対象額および市況動向等を勘案し収益分配金額を決定します。</p> <p>ただし、市況動向等によっては、収益分配を行わない場合があります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.55%（税抜0.50%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用、信託事務の処理等費用（監査費用等）等を信託財産でご負担いただきます。（これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）</p>
決算日	毎年7月25日（当該日が休業日の場合は翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

シュローダー・グループについて

- ・1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- ・英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- ・運用資産総額は約70兆円^{*}(5,258億英ポンド)に上ります。
- ・1870年(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- ・1974年、東京事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

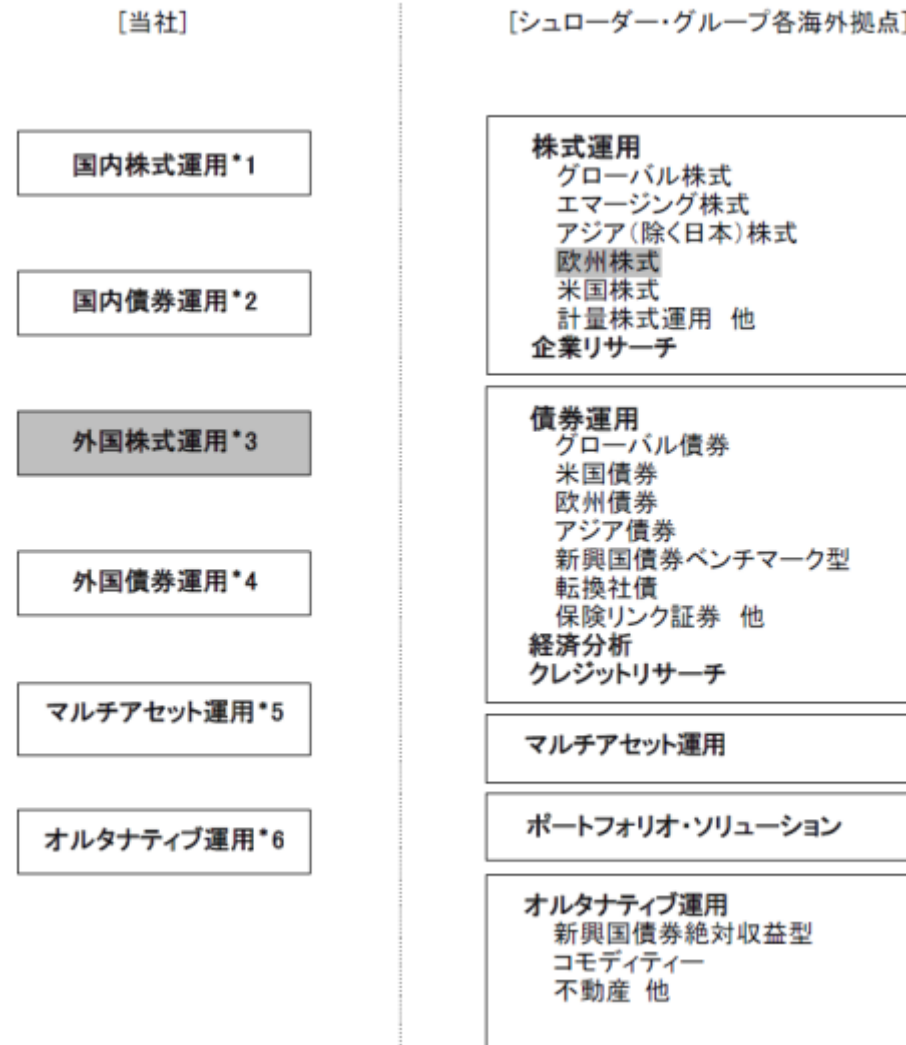
2020年6月末現在。 * 1英ポンド = 133.3円換算。

< 運用体制 >

シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国株式運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュロージャー・ヨーロッパ・オープン・マザーファンドの運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図

*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

<運用プロセス>

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

6 . G I M / F O F s 用新興国株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	主としてG I M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	M S C I エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
主要投資対象	マザーファンドを通じて以下の投資対象に投資を行います。 世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。ここで「新興国」とは、J . P . モルガン・インベストメント・マネジメント・インクが、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。 上記の株式には、以下の有価証券を含みます。 イ . 上記の株式にかかる預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。) ロ . 金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記の株式(複数の銘柄の場合を含みます。) または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの(以下「カバード・ワラント」といいます。) ハ . 社債(外国法人の発行するものを含みます。) のうち、上記の株式(複数の銘柄の場合を含みます。) または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの(以下「株価連動社債」といいます。)

投資態度	<p>マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。</p> <p>主に、上記主要投資対象の株式の中から収益性・成長性を総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。</p> <p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	<p>計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲</p> <p>計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。</p> <p>収益分配金の分配方針</p> <p>委託者は、上記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>収益を留保した場合の留保益の運用方針</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.836%（税抜：0.76%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税等を信託財産から支弁します。</p> <p>（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）

ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}の日本拠点です。

当社グループは、日本市場の成長性に着目し、1971年東京に駐在員事務所を開設以来、85年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく90年には投資信託業務に参入するなど、わが国においても40年以上の歴史を培って参りました。

< 運用再委託先 >

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

J.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}の米国(ニューヨーク)拠点で、南北アメリカ地域の中心として資産運用を提供しています。

* J.P.モルガン・アセット・マネジメント

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、約230兆円^{**}の運用資産を有する世界最大級の資産運用グループです。約150年以上にわたる長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど約1,070名(2020年6月末時点)の運用プロフェッショナルを擁し、世界約30ヵ国・地域(2020年6月末時点、運用拠点以外の拠点も含む)に展開しています。

**1米ドル107.89円で換算、2020年6月末現在。

< 運用プロセス >

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「JPMIM社」といいます。)は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

定量分析

投資対象銘柄を以下のバリュー(割安度)およびモメンタム(勢い・方向性)の観点から数値データを用いて分析・点数化(定量分析)し、その合計評価により投資対象となる銘柄の候補(投資候補銘柄)を絞り込みます。

投資対象は、定量分析するためのデータが取得できる銘柄とします。

- ・ 市場全体に対して、また、国別・業種別等の類似グループ内において割安であるか
- ・ 企業収益予想・株価のモメンタム（勢い・方向性）が良好であるか

ファンダメンタルズ分析（定性分析）

前記 で絞り込まれた投資候補銘柄について、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム^{*1}（以下「EMAP」といいます。）に属するアナリスト等による情報（国・業種の情報（地政学リスク^{*2}、産業構造の変化等）を含みます。）も活用しながら、前記 の定量分析で使用したデータの妥当性を検証し、また定量分析のみで把握できない事象（企業買収、会計基準変更等）を加味した検証（定性分析）をポートフォリオ・マネジャーが行い、投資候補銘柄を更に絞り込みます。

*1 J.P.モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当するチームです。合わせて、後記「運用体制」をご参照ください。

JPMIM社および委託会社は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

*2 「地政学リスク」とは、ある国が抱える政治的・軍事的な緊張の高まりが、地理的な位置関係によりその国・関連地域または世界の経済の先行きを不透明にするリスクをいいます。

ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（2020年6月末時点の組入銘柄数は約80銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

<運用体制>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPMIM社に委託します。EMAP（約100名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を担当します。

EMAPには、マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジスト^{*}およびアナリストが所属しています。

* 「マクロ・ストラテジスト」とは、経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（JPMIM社所属）は、EMAPに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーから情報の提供を受け、マザーファンドにおける投資判断を行います。

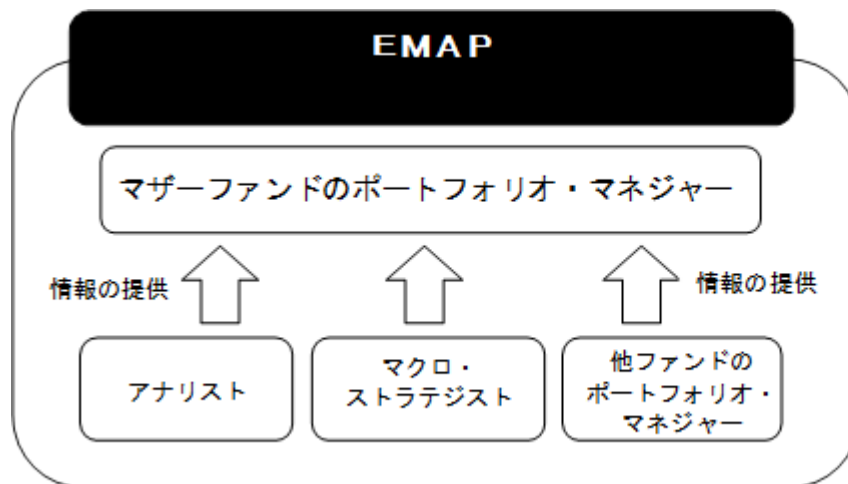
有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

JPMIM社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったりリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求め等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカー

の信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。



(注1) 運用体制については、JPMIM社を含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

6 . Amundi ファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス (Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus)

< 指定投資信託証券の概要 >

管理会社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ (Amundi Luxembourg S.A.)
投資運用会社	アムンディ・アセットマネジメント (Amundi Asset Management)
基本的性格	ルクセンブルク籍外国投資法人 / 米ドル建て
運用基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標とした運用を行います。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
主要投資対象	新興国企業の株式および新興国企業の株式リンク商品、またPノートも投資対象となる場合があります。
設定日	2007年10月16日
信託期間	無制限
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
管理報酬および その他費用等	年率0.50%
毎計算期間終了日	毎年6月30日
ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。
その他	-

< 投資運用会社の概要 >

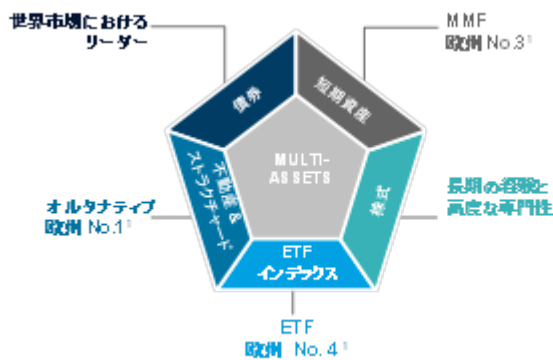
アムンディ・アセットマネジメントは、フランス・パリに本拠を置き、世界6都市の主要な運用拠点²を通じて約190兆円(2020年6月末日現在、約1兆5,920億ユーロ、1ユーロ=121.08円で換算)を超える資産を運用する、欧州No. 1¹、世界トップ10¹の資産運用会社です。2015年11月ユーロネクスト・パリ市場に上場し、世界37の国・地域の事業拠点で競争力の高い運用サービスを提供しています。アムンディの一貫した目標は、日本でもグローバルでも、お客さま本位のビジネスの実行で、個人投資家および機関投資家に対し、革新的で透明性の高い運用ソリューションの提供に努めています。

1 出所：インベストメント・ペンション・ヨーロッパによる資産運用会社トップ400社(2020年6月版、2019年12月末の運用資産額)に基づく

2 主要な運用拠点：ボストン ダブリン ロンドン ミラノ パリ 東京

弊社の特徴としましては以下の点が挙げられます。

- ・総合的な商品提供
 - 真にグローバルな運用プラットフォーム
 - 複数の地域、アセットクラス、運用スタイルにわたる360度の金融情報と専門知識に依拠
 - 持続可能なアルファ、イノベーションおよびインプリメンテーションの卓越性の実現を指向
 - 経験豊かな専門的運用担当者



1) Source: Amundi figures as of 30/6/2020.

- ・ESG投資、責任投資に対する強いコミットメント
 - 2021年までにポートフォリオの100%ESG化にコミットメント
 - ESG、グリーン投資における幅広いプロダクト、テーラーメイドのソリューションとパートナーシップ
 - 主要資産クラスのすべてに適用



- ・多様な投資家にサービスを提供する、信頼されるパートナー

パートナーネットワークを通じ、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。

また、世界30カ国以上において1,000以上の機関投資家および販売会社のお客様に、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

<運用プロセス>

当ファンドの運用プロセスは下図に示すように主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。

当ファンドの組み入れ対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の上場企業が中心となります。

収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。



なお、ポートフォリオ構成のベンチマークからのかい離幅の制限は、国別配分が $\pm 10\%$ 、セクター構成が $\pm 15\%$ 、個別銘柄のオーバーウェイト幅は $+2\%$ かつ純資産額の 10% が上限となっております。流動性については、過去3か月の日次平均売買高の 30% を前提としてポートフォリオの 90% 以上が今後10営業日以内に売却できる範囲に管理しています。

< 運用体制 >

グローバル・エマージングマーケット株式運用チームでは、各地域毎に運用チームおよびアナリストが銘柄リサーチを担当しています。

アジア新興国

- Mickaël Tricot, CFA
エマージング・フォーカス戦略ヘッド
経験年数: 21年
- Lionel Knezaurek
ポートフォリオ・マネジャー
経験年数: 22年
- Qian Jiang, CFA
ポートフォリオ・マネジャー
経験年数: 13年
- Valerie PHILLIPS
Barthelémy ROUX
インベストメント・スペシャリスト

ラテン・アメリカ

- Patrice Lemonnier, CFA
エマージング株式ヘッド
経験年数: 24年
- Lionel Bernard
ポートフォリオ・マネジャー
経験年数: 23年

中東欧・中東

- Rémy Marcel
ポートフォリオ・マネジャー
経験年数: 22年

出所: アムンディ, 2019年3月末, 経験年数は金融業界での年数

パリ在籍のポートフォリオ・マネジャーが当ファンドのリードマネジャーを務め、意思決定の権限、説明責任を有しています。

その他、アムンディのストラテジストおよび株式リサーチアナリスト、ならびに上図における各地域・各国拠点の運用チームとも情報交換を密にし、連携をとっており、当該ポートフォリオ運用に活用しています。

7. 三井住友 / FOF s 用日本債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 債券
運用基本方針	主として国内債券マザーファンド (B号) 受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
ベンチマーク	NOMURA - B P I (総合)
主要投資対象	国内債券マザーファンド (B号) 受益証券を主要投資対象とします。

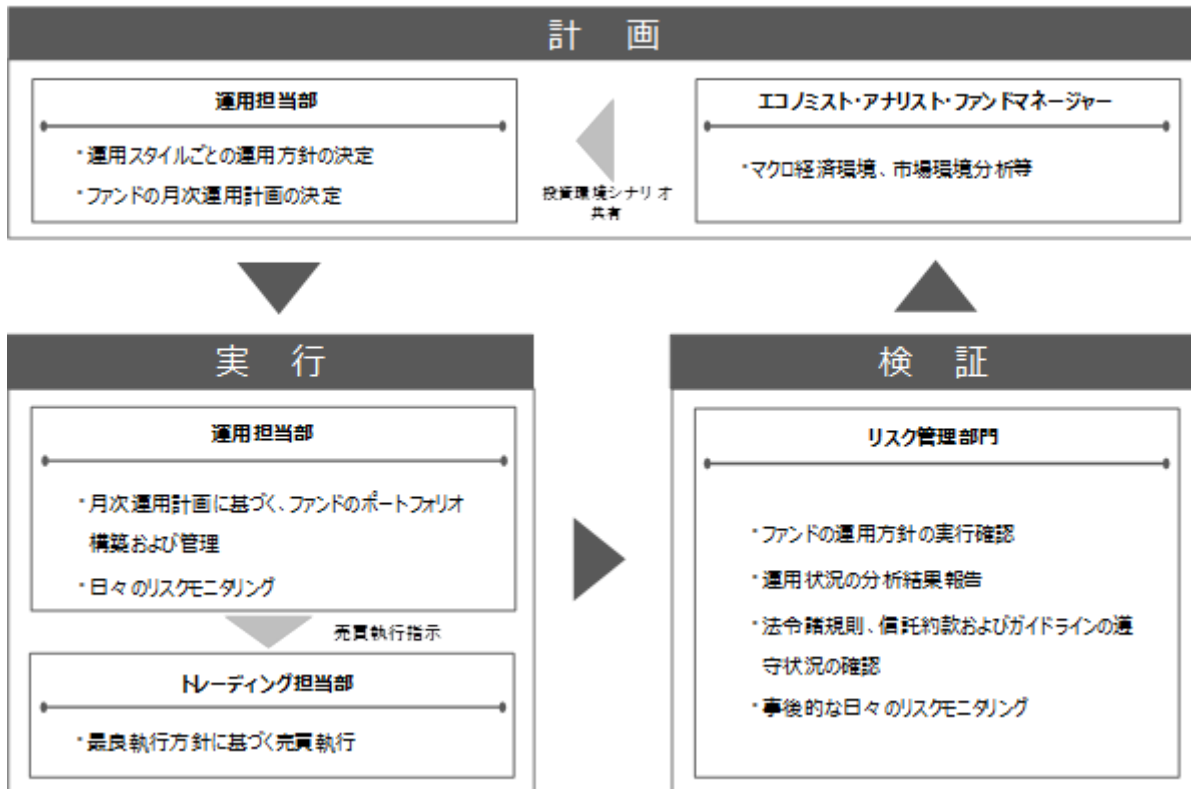
投資態度	<p>主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券に投資を行い、中長期的にNOMURA - BPI（総合）（ベンチマーク）を上回る投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>国内債券マザーファンド（B号）受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。</p> <p>a. 主としてわが国の公社債に投資します。</p> <p>b. 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。</p>
主な投資制限	<p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。</p> <p>上記の債券について、いずれの格付機関の格付もBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への実質投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への実質投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>年1回（原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、委託会社が基準価額・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.22%（税抜0.20%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <p>監査法人等に支払われるファンドの監査費用 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 資産を外国で保管する場合の費用 等</p> <p>上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	<p>「NOMURA - BPI（総合）」とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。「NOMURA - BPI（総合）」は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。</p>
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

8. ブラックロック / FOF s 用米債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	主として米ドル建ての公社債（国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等）に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス（円ベース）
主要投資対象	ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	<p>ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等)に投資します。</p> <p>ブルームバーグ・パークレイズ米国総合インデックス(円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>公社債の投資においては、原則として投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものへの実質投資割合を信託財産の純資産の90%以上とすることを目指します。</p> <p>デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。</p>
主な投資制限	<p>株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>原則として、年1回の毎決算時(原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.451%(税抜0.41%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査報酬等を信託財産から支弁します。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合、翌営業日)
ベンチマークについて	<p>ブルームバーグ・パークレイズ米国総合インデックス(Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Index)とは、米ドル建ての固定利付投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわす債券インデックスです。</p>
その他	<p>当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>

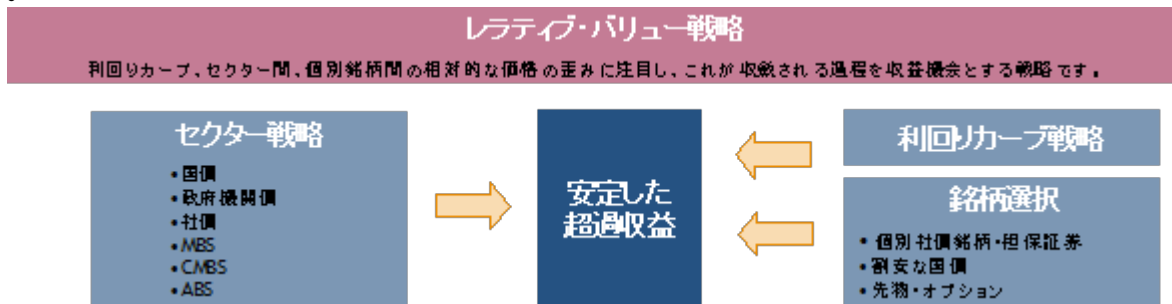
< 投資信託委託会社の概要 >

ブラックロックは、運用資産残高約7.32兆ドル^{*}（約789兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。グループの持ち株会社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場されています。当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。

* 2020年6月末現在。（円換算レートは1ドル=107.885円を使用）

<ブラックロックの債券運用の特色>

ブラックロックは、金利・デュレーションについての相場観に過度に依存しない投資機会、計算可能な相対価値（「レラティブ・バリュー」）に基づく投資機会を発見し、レラティブ・バリューに基づき、多種多様な投資機会を積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。



<投資対象債券の概要>

国債	国が発行し、利子および元本の支払を行う債券	MBS [モーゲージ資産]	一般に、不動産担保融資の債権を裏付けとして発行される証券
政府機関債	政府機関が発行し、利子および元本の支払を行う債券	CMBS [商用不動産ローン担保証券]	オフィスビルやショッピングセンターなど、非居住用不動産向けローンを担保に発行される証券
社債	一般の事業会社の発行する債券	ABS [資産担保証券]	不動産、貸付債権、完済債権、リース債権などの資産・債権を裏付けとして発行される証券

<ファンドの運用体制・投資プロセス>

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャー及びリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、及びセクター・アロ

ケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的及びガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

9. ドイツ / FOF s 用欧州債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス (円ベース ヘッジなし)
主要投資対象	ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建て発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
投資態度	主としてマザーファンド受益証券を通じて、欧州諸国の現地通貨建て公社債を主要投資対象とします。 ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。 資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限

収益分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、基準価額の水準等を勘案して分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.528%（税抜0.48%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は信託財産中から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）
ベンチマークについて	ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標及びサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標及びサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、ドイツ銀行グループの資産運用部門の日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウ及び実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスを提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確に応えることを目指します。

< 運用プロセス >



ミクロ分析



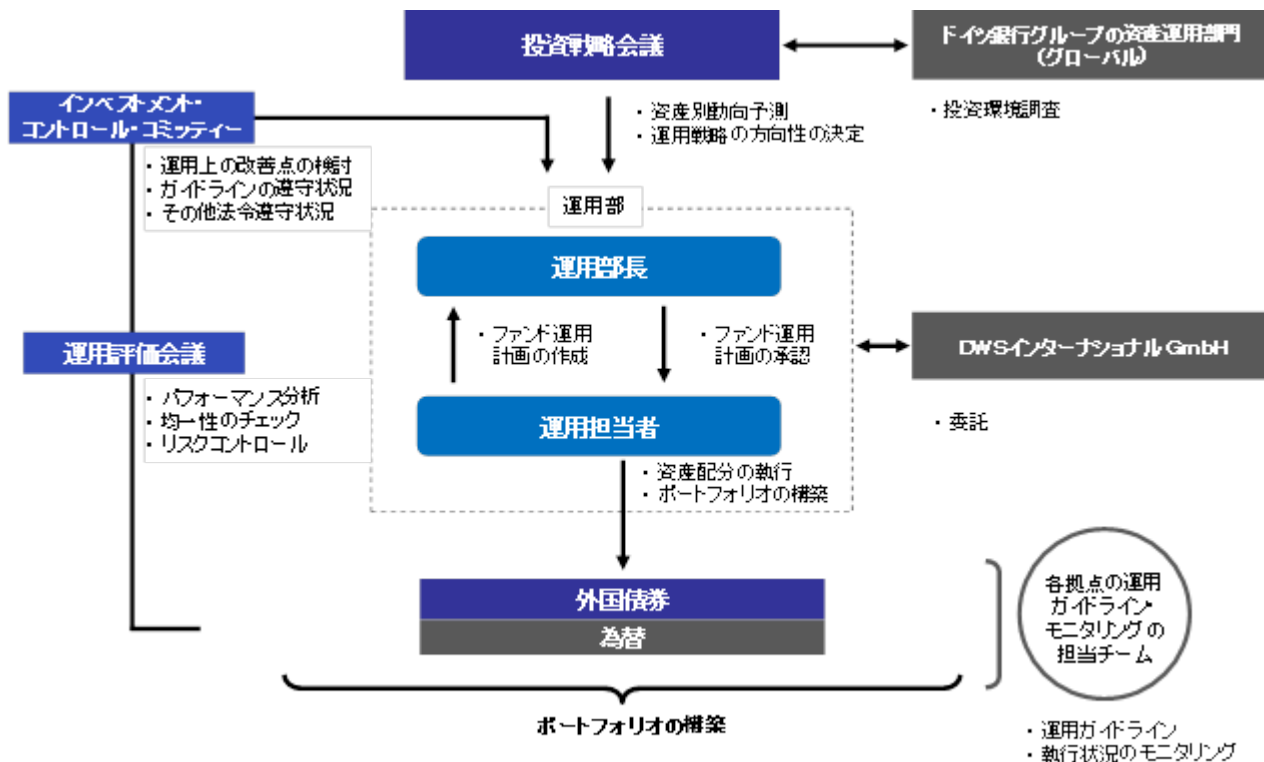
（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 運用体制 >

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	みずほ信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	新成長国債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・グループが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます（一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます。）。
参考指標	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
主要投資対象	新成長国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。</p> <p>信託財産は、マザーファンドを通じて主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックスが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長国の政府・政府関係機関等が発行する債券 ・国際機関の発行する債券 ・1989年のプレディ提案に基づいて新成長国が発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券（プレディ債） ・社債 ・アセットバック証券 ・モーゲージ証券 ・仕組み債 <p>信託財産は、マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行いますが、その他の新成長国通貨を含むいずれの通貨建ての証券にも投資することができます。なお、米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。</p> <p>投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長国単一国への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 <p>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）を委託します。</p>

主な投資制限	<p>株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の30%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>年1回決算を行い、毎計算期末（毎年7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。</p> <p>分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.704%（税抜0.64%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支弁します（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
参考指標について	-

その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
-----	--

< 投資信託委託会社の概要 >

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2020年6月末現在、グループ全体で約1兆8,874億米ドル（約203.35兆円^{*}）の資産を運用しています。
^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2020年6月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=107.74円）により計算しております。

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、グローバル債券・通貨運用グループには委託会社の債券通貨運用部も属しており、本ファンドの運用の一部を行うことがあります。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注1）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

(注) 本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

11. SMDAM / FOFs用 J - R E I T (適格機関投資家限定)

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 不動産投信
運用基本方針	J - R E I Tマザーファンド受益証券を通じて、わが国の不動産投資信託証券(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 わが国の取引所に上場(これに準じるものを含みます。)している不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
ベンチマーク	東証REITインデックス(配当込み)
主要投資対象	J - R E I Tマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	J - R E I Tマザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてJ-REITを投資対象とします。 東証REITインデックス(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 銘柄選定は、個別銘柄の流動性、成長性・収益性などを勘案して行います。 マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.319%(税抜0.29%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)

ベンチマークについて	東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。東証REIT指数の算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。
その他	-

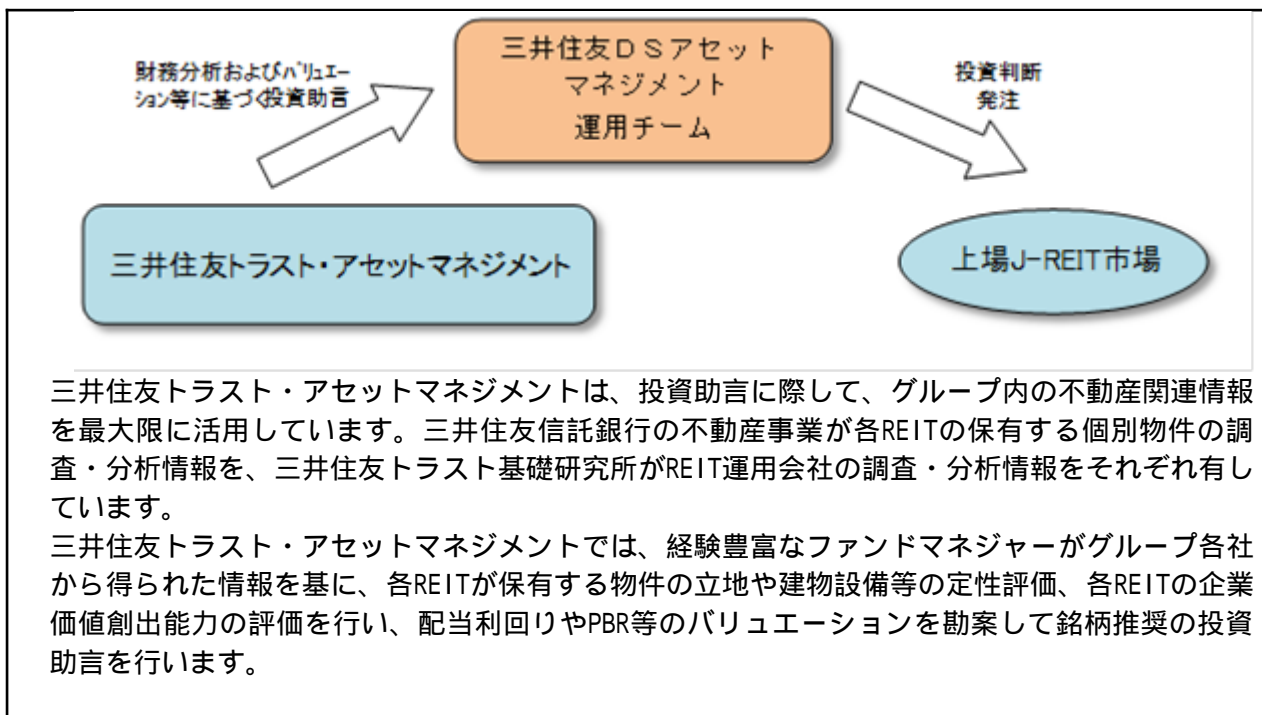
< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、三井住友トラスト・グループの資産運用事業の中核を担う、日本そしてアジアで最大級の運用残高を誇る資産運用会社です。経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、お客さまの長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

< マザーファンドの運用体制 >

個別銘柄の流動性を考慮し、投資環境分析や個別銘柄分析等によりポートフォリオを構築します。運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。



上記の運用体制および運用方法などは将来変更になる場合があります。

12. 大和住銀 / プリンシパルF0F s 用外国リートF (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
----------	-----------------------

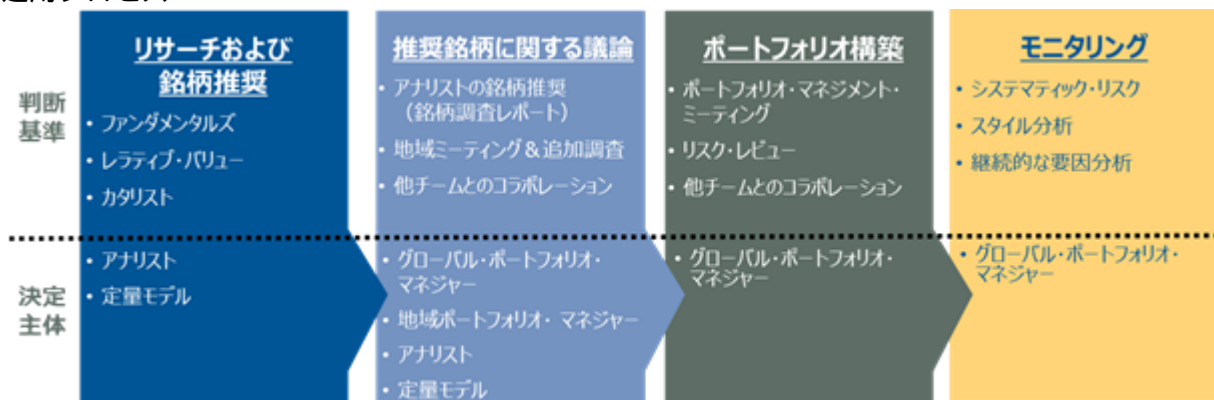
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （株式会社日本カストディ銀行）
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 不動産投信
運用基本方針	外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とすることにより、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）
主要投資対象	外国リートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>外国リートマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。</p> <p>S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券（マザーファンドおよび金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p>
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	<p>純資産総額に対して</p> <p>150億円までの部分 年率0.66%（税抜0.60%）</p> <p>150億円超500億円までの部分 年率0.605%（税抜0.55%）</p> <p>500億円超の部分 年率0.55%（税抜0.50%）</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）

ベンチマークについて	S&P先進国REIT指数(除く日本)(以下「当指数」)はS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&P®はS&P Globalの登録商標で、DowJones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算)とは、米ドルベースのS&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)を委託会社が円換算したものです。
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。運用再委託先のプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。プリンシパルでは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

< 運用プロセス >



リサーチおよび銘柄推奨

- アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュエーション、カタリストに着目した広範かつ徹底したリサーチに基づき、銘柄推奨を行います。

推奨銘柄に関する議論

- 週次で開催する地域ミーティング(南北アメリカ、欧州・中東・アフリカ、アジア、オーストラリア)において、銘柄の推奨根拠や投資アイデアについて、チーム全体で議論を行います。
- 自社開発の定量分析ツールのランキングも補完的に活用します。

ポートフォリオ構築

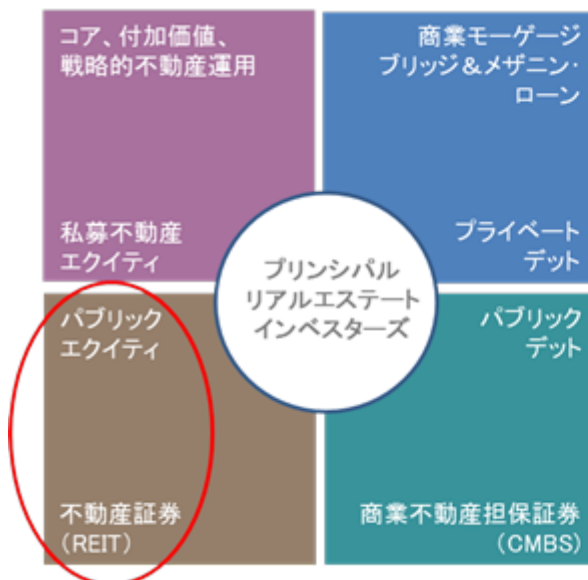
- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の主体となり、これまでのプロセスで深化した推奨銘柄や投資アイデアに基づき、銘柄選択を実施し、アクティブウェイトを決定します。
- ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする観点から、マクロ見通しに基づいてポジションの調整を行うことがあります。

モニタリング

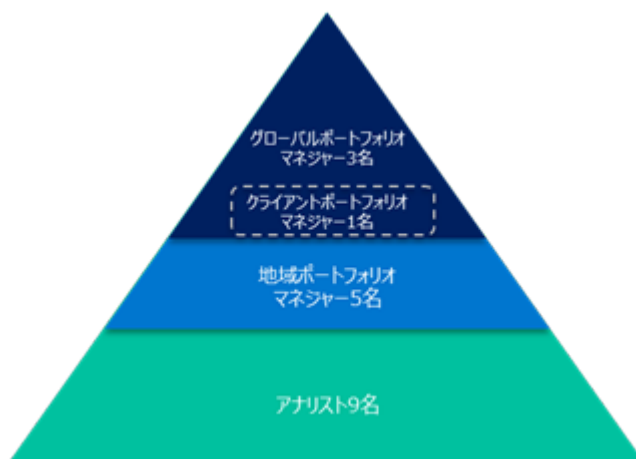
- ・グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクターのアクティブウェイトやベータに加え、サイズ、グロスおよびレバレッジなどといった様々なファクターについて、ポートフォリオのアクティブリスクを検証します。
- ・ボトムアップをベースとするポートフォリオのアロケーションがマクロ見通しと整合的であることを確認し、状況に応じて、ポートフォリオのポジションを調整します。

<運用体制>

当ファンドの運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの一部門である、パブリック・エクイティ（REIT運用チーム）が行います。



REIT運用チームは、経験豊富なグローバル・ポートフォリオ・マネジャーを中心とする18名の運用プロフェッショナルを米国（デモイン、シカゴ）、ロンドン、シンガポール、シドニーの5拠点に配置しています。



運用にあたっては、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの他の3部門に加え、グループ内のプリンシパル・グローバル・インベスターズのリソース（マクロ見通し、株式チーム）も活用しています。

上記体制は2020年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

13. パインブリッジ / FOFs用コモディティF（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / その他資産 (商品)
運用基本方針	主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算)と概ね連動する投資成果を目指します。 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。 マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 実質組入れの外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、以下の方針に基づいて分配を行います。 利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内で分配を行うこととし、分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.396%(税抜0.36%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料や、資産を外国で保管する場合の保管費用等を信託財産から支払います。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)

インデックスについて	<p>Bloomberg Commodity IndexSM（ブルームバーグ商品指数）は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。</p> <p>ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）および「ブルームバーグ（Bloomberg®）」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。</p>
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

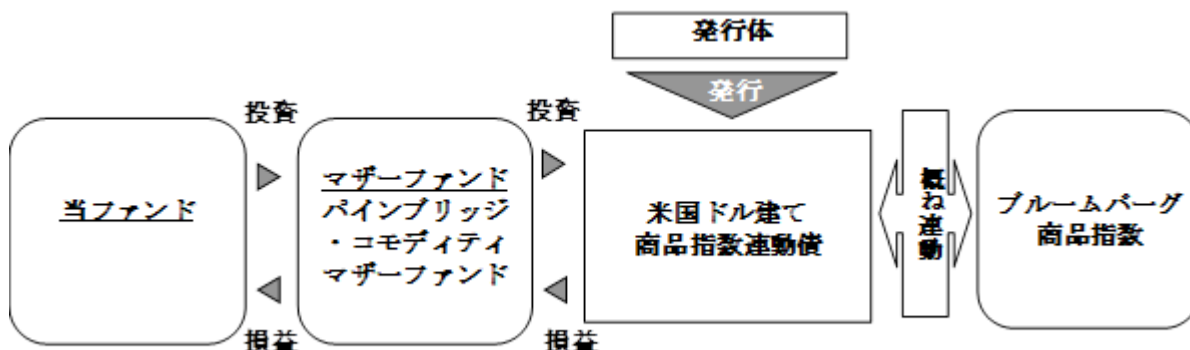
< 投資信託委託会社の概要 >

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

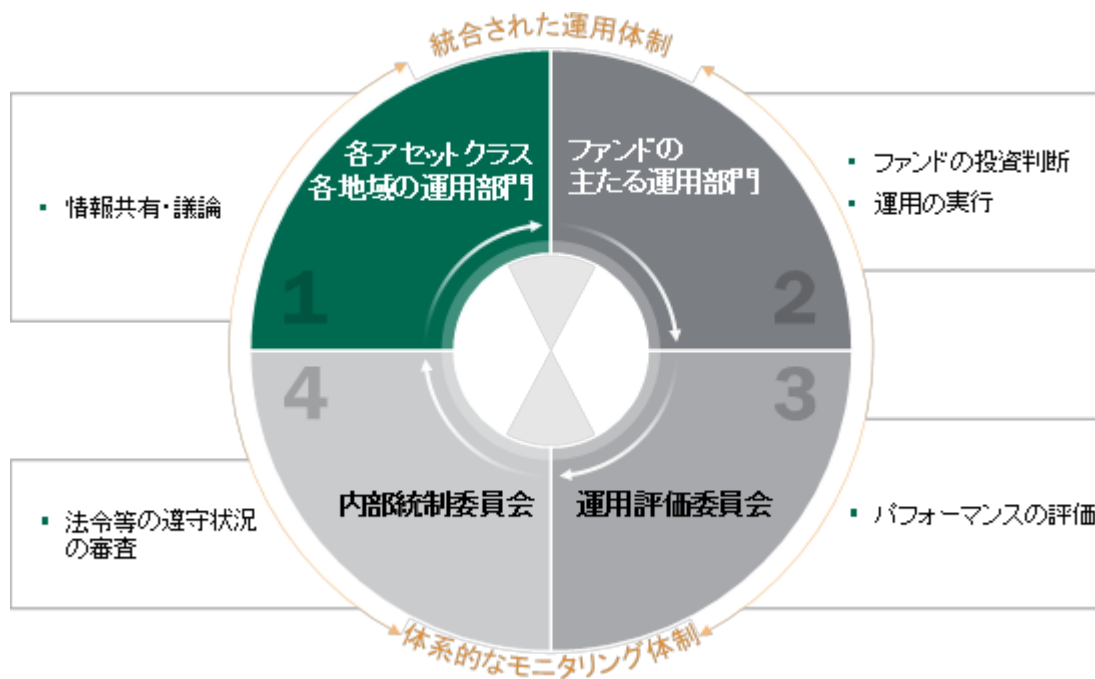
運用プロセス

マザーファンド受益証券への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券（商品指数連動債）に投資することで、ブルームバーグ商品指数（円換算）と概ね連動する投資成果を目指します。



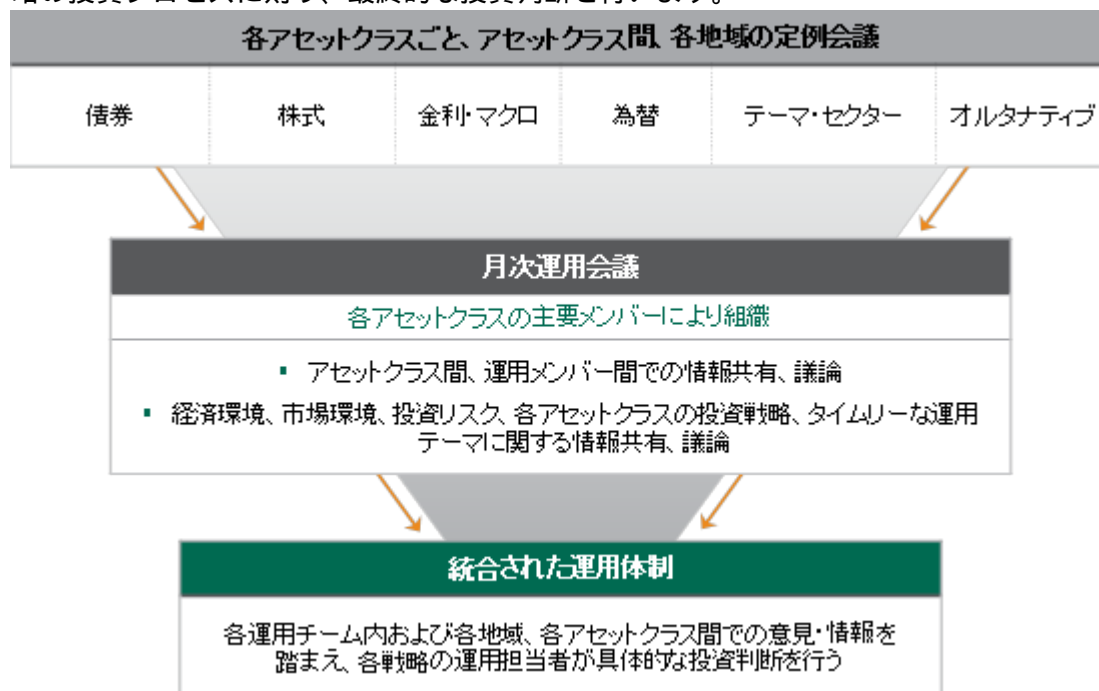
実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用体制



1. 投資判断

- 運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

上記運用体制等は2020年9月末現在のものであり、今後変更することがあります。

14 . SOMPO / FOF s 用日本株MN（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (絶対収益追求型)
運用基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。
投資態度	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド (以下「親投資信託」といいます。) 受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 親投資信託の株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.407% (税抜: 0.37%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する監査報酬、租税等 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
決算日	毎年7月25日 (休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-

その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
-----	--

< 投資信託委託会社の概要 >

当社は、1986年に設立された資産運用会社です。SOMPOホールディングス（100％）を株主としたグループの資産運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さまにベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャーとして、常に運用成績の向上に取り組んでおります。

< 運用プロセス >

・当社独自で算出した割安度情報に基づいて構築した現物株式ポートフォリオを買い持ちし、同額程度の株価指数先物売り建てヘッジすることによりベータを相殺して現物株式ポートフォリオのアルファ部分を取り出し、絶対リターン化することを目指します。

・現物株式ポートフォリオの、売り建て対象であるTOPIXに対するトラッキングエラーを管理することで、下方リスクを抑制します。

・ロングする株式ポートフォリオ構築のプロセスは、以下のとおりです。



< 運用体制 >

・投資判断は、株式運用部長、及び株式運用部日本株式グループのメンバーが参加する投資戦略会議において、組織的に行います。

・日本株式グループメンバーは、全員がポートフォリオマネージャーとアナリストを兼務し、ファンドメンタルリサーチ、投資価値分析、投資判断までの全ての工程に関与します。

< 投資の意思決定プロセス >



< 意思決定の為の機関 >

名称	総合投資会議
開催頻度	原則として月に1回
目的	投資顧問業務における受託資産及び投資信託委託業における投資信託財産に関する基本運用方針の分析と協議
決定事項	前月の分析と振り返りを行い、次月の基本運用方針を協議
主要メンバー	運用企画部・株式運用部・債券運用部・外部委託運用部の担当役員、部長および同部長の指名する者

名称	国内株式投資戦略会議
開催頻度	原則として月に1回
目的	総合投資会議規則により承認された基本運用方針に基づき、運用担当部の各部長が意思決定権を有する運用資産の分析及び運用方針の決定 日本株式グループ所管ファンドに関して、次項の分析、決定を行う。
決定事項	(1) ポートフォリオのリスク・リターン分析 (2) 市場環境分析 (3) 運用方針の決定 (4) 株主議決権の行使案策定
主要メンバー	株式運用部長、株式運用部所管グループメンバーおよび同部長の指名するメンバー

14 . ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（絶対収益追求型）
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	野村日本株IPストラテジー マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度	<p><ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)></p> <p>マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、TOPIXを対象とした株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないます。マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境やマザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の70%~90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲とならない場合があります。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><野村日本株IPストラテジー マザーファンド></p> <p>わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。</p> <p>株式への投資にあたっては、企業の収益力と当該企業が行なう投資の関係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行ない、投資候補銘柄を選別します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、当該投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務リスク等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
------	---

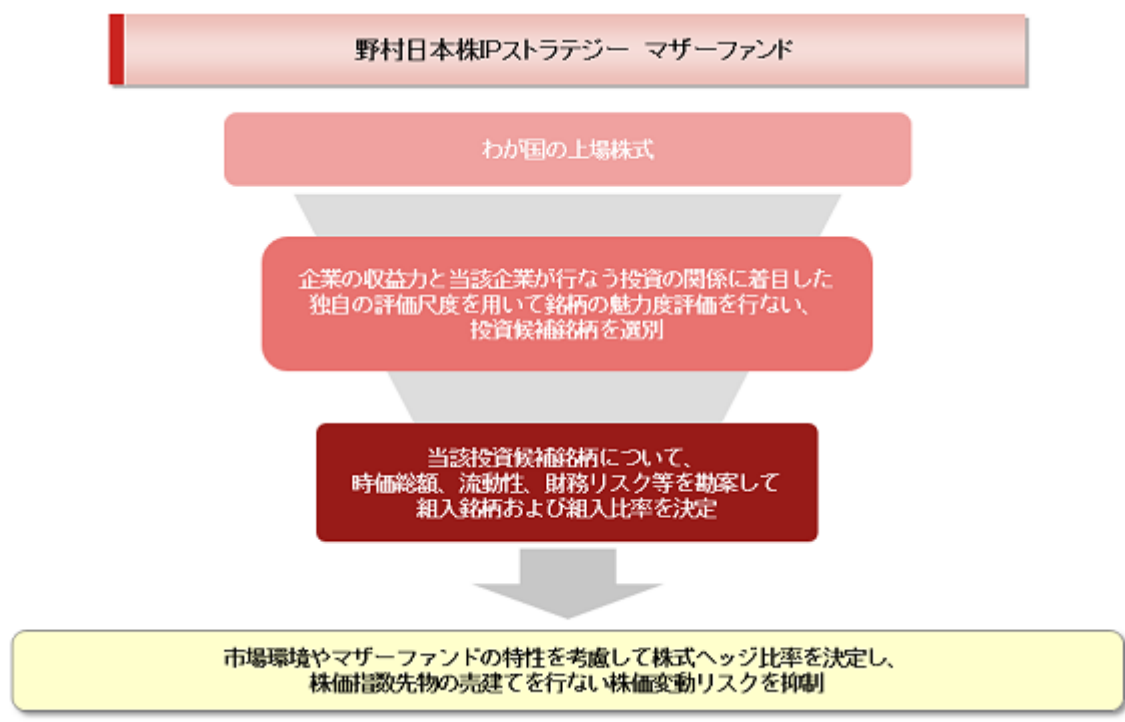
主な投資制限	<p>< ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用) ></p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4235%(税抜:0.385%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.15%
その他費用等	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

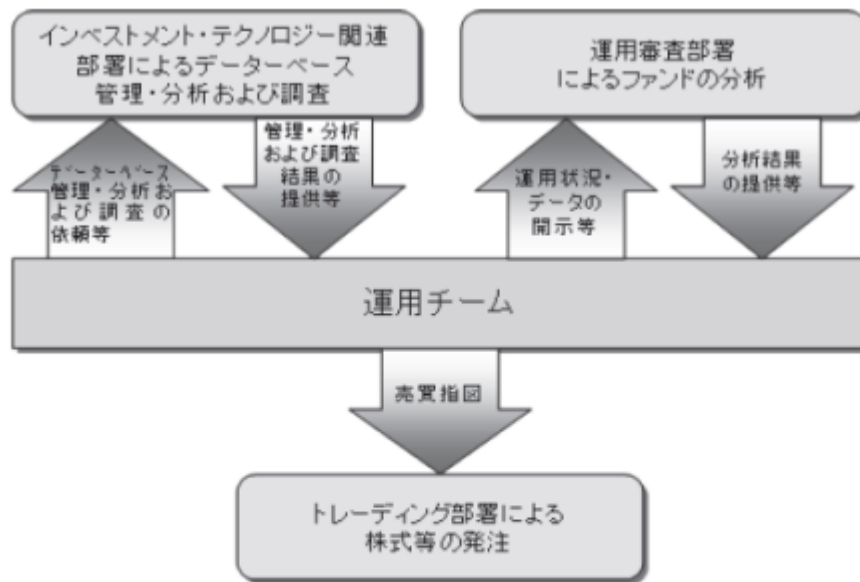
野村アセットマネジメントは、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

1997年10月、野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併し、日本を代表する資産運用会社として優れた実績を築いてきました。また、早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

< 運用プロセス >



< 運用体制 >



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

14 . S M D A M / F O F s 用日本グロース株M N（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (絶対収益追求型)
運用基本方針	日本グロース株M Nマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本グロース株M Nマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	日本グロース株M Nマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への直接投資は行いません。
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

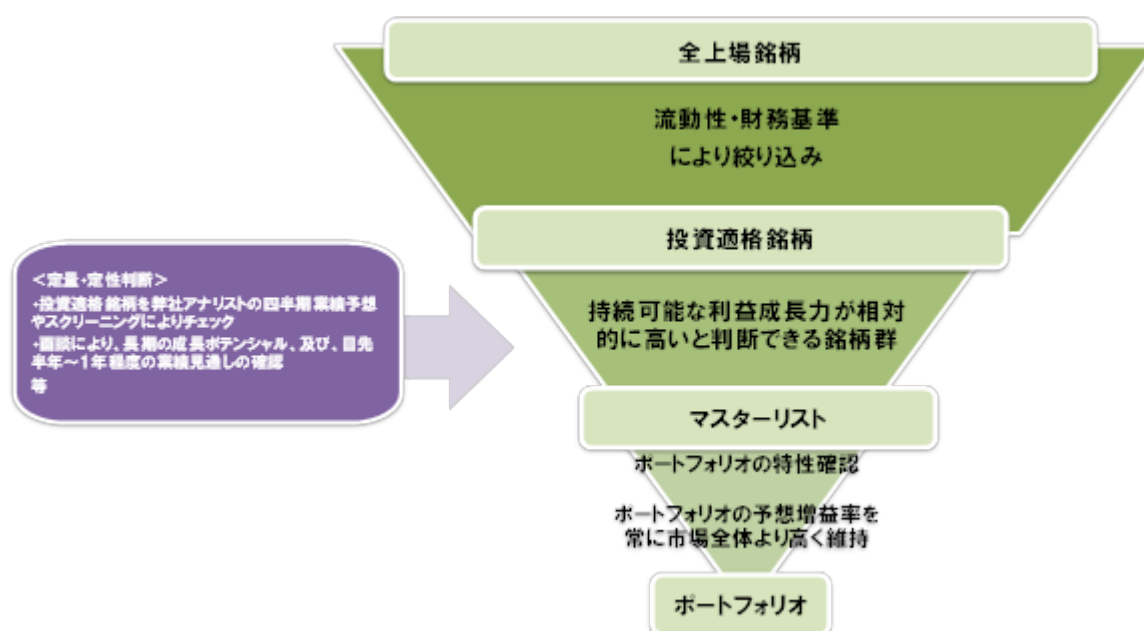
信託報酬	純資産総額に対して年率0.385%（税抜：0.35%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

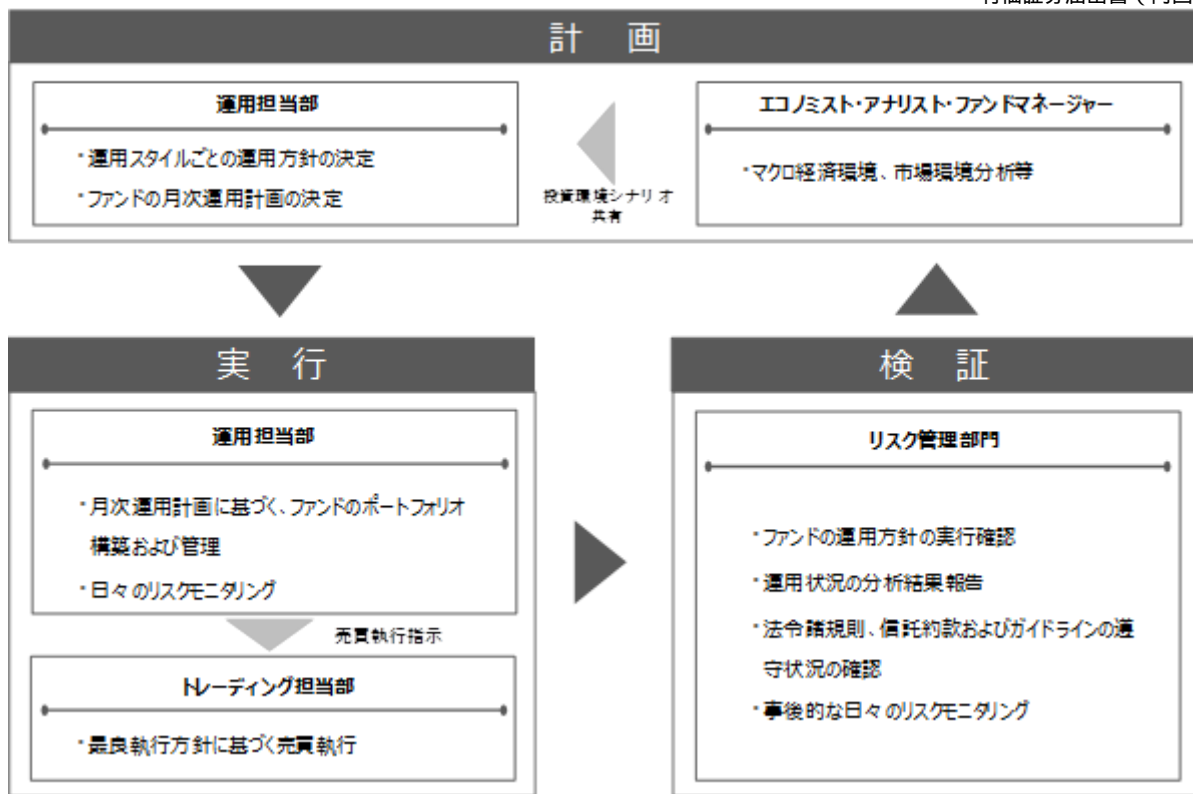
国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客様の資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客様のニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< ファンドの運用プロセス >



ファンドの運用プロセスは将来見直される場合があります。

< ファンドの運用体制 >



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

15. キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

<マザーファンドの概要>

投資信託委託会社	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)

ベンチマークについて	-
その他	-

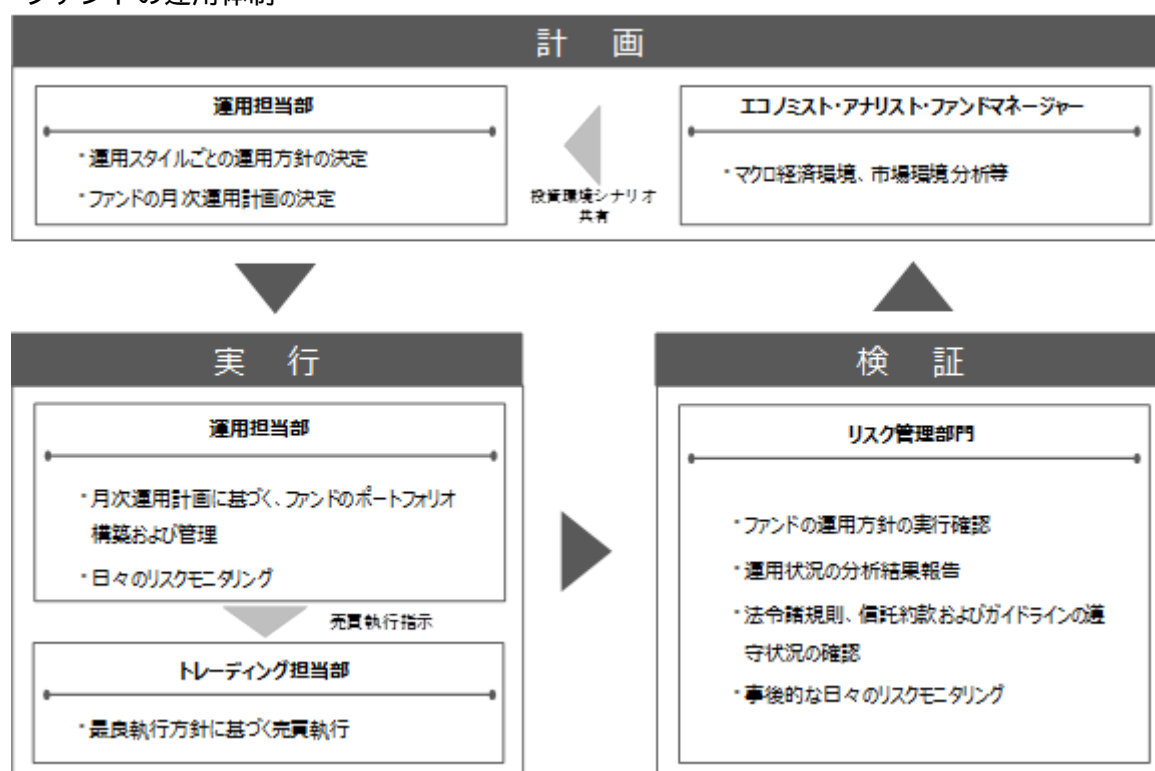
< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。
- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

<FW日本バリュー株、FW日本グロース株、FW日本中小型株、FW日本債>

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

八．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

二．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F W米国株、 F W欧州株、 F W新興国株、 F W米国債、 F W欧州債、 F W新興国債、 F WG-REIT、 F Wコモディティ、 F Wヘッジファンド >

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ホ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト．受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F WJ-REIT >

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券(わが国の不動産投資信託証券(わが国の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。))している不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。))とします。)を除きます。本項において同じ。)への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

二．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは、以下(1)から(10)の項目のうち 印のものとなります。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
F W日本バリュー株										
F W日本グロース株										
F W日本中小型株										
F W米国株										
F W欧州株										
F W新興国株										
F W日本債										
F W米国債										
F W欧州債										
F W新興国債										
F WJ-REIT										
F WG-REIT										
F Wコモディティ										
F Wヘッジファンド										

F W日本グロース株およびF W日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1)価格変動リスク

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、R E I T、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2)流動性リスク

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3)株式投資のリスク

< 株価変動に伴うリスク >

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 信用リスク >

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)債券投資のリスク

<金利変動に伴うリスク>

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

S M B Cファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)不動産投資信託(R E I T)固有のリスク

< 価格変動リスク >

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産（不動産）の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

< 分配金の変動 >

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があり、この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えれば、分配金に影響を及ぼします。

< 信用リスク、その他 >

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

S M B C ファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8) マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素（マーケット・リスク）を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9) デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

信用リスク

デリバティブ取引の相手方（カウンターパーティ）が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

価格変動リスク

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

流動性リスク

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

システムリスク

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に波及する場合があります。

決済リスク

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済が滞る可能性があります。

(10)その他のリスク

SMBCFاندラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、SMBCFاندラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<その他の留意点>

(1)特化型運用について

FWJ-REITは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(2)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(3)繰上償還について

SMBCFاندラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。

(4)換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(5)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(6)法令・税制・会計等の変更可能性について

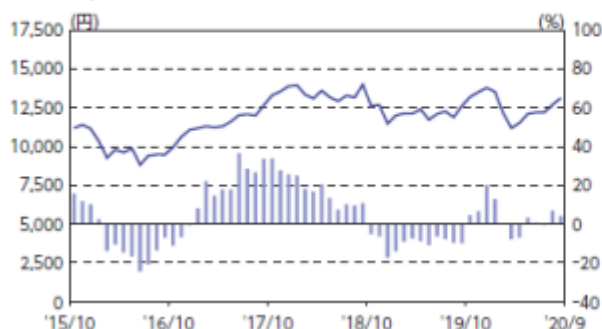
法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

□ 投資リスクの管理体制

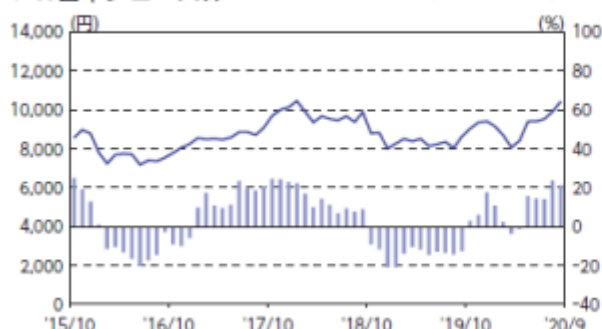
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

< 参考情報 >

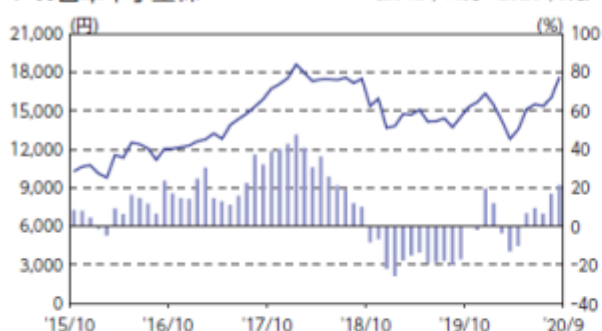
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
FW日本バリュー株 (2015年10月～2020年9月)



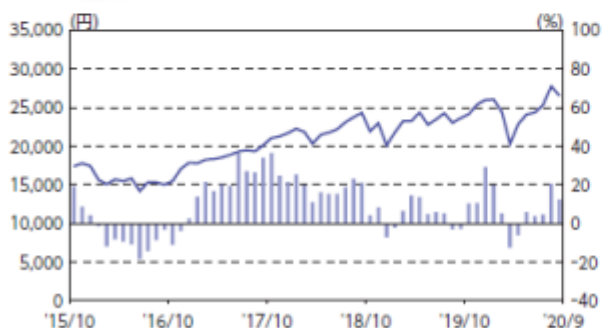
FW日本グロース株 (2015年10月～2020年9月)



FW日本中小型株 (2015年10月～2020年9月)

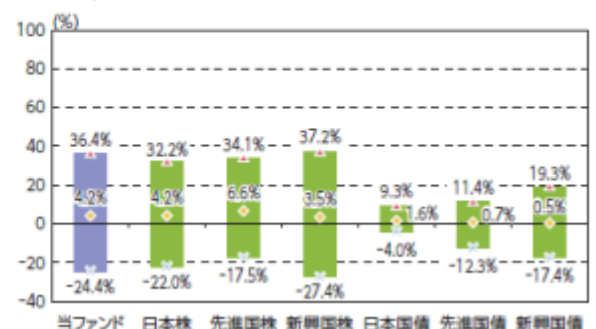


FW米国株 (2015年10月～2020年9月)

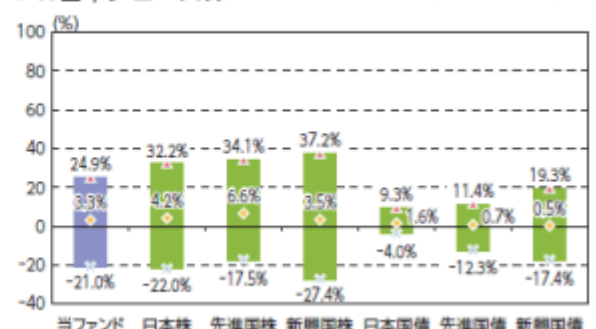


■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

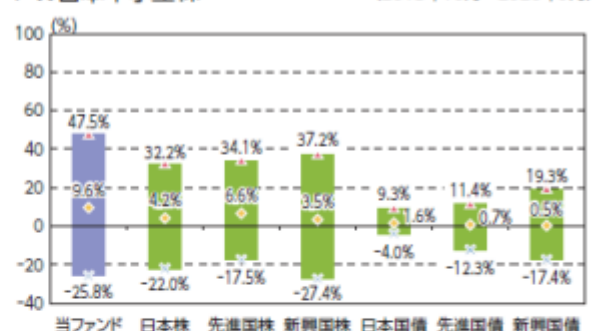
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
FW日本バリュー株 (2015年10月～2020年9月)



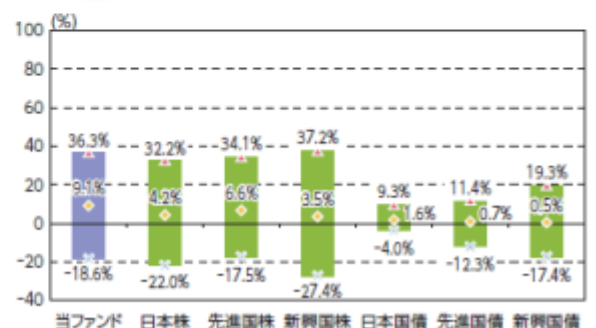
FW日本グロース株 (2015年10月～2020年9月)



FW日本中小型株 (2015年10月～2020年9月)



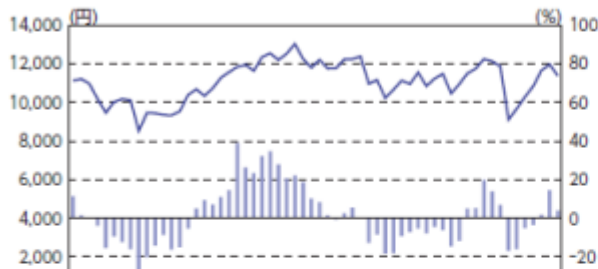
FW米国株 (2015年10月～2020年9月)



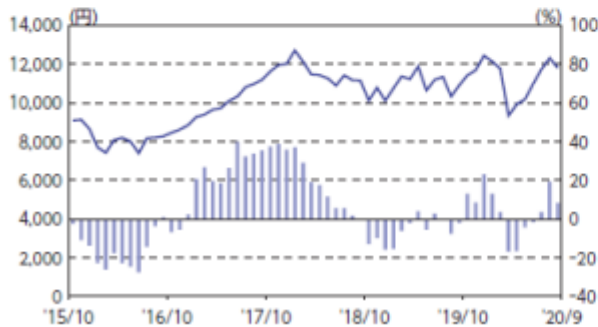
◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

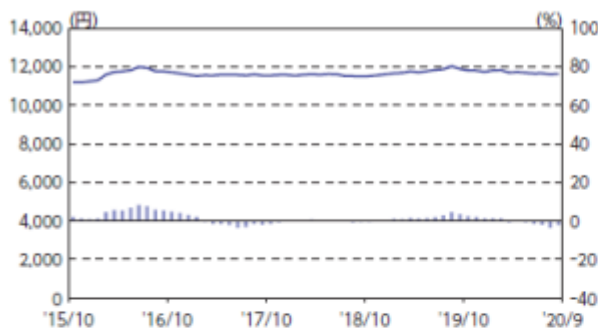
FW欧州株 (2015年10月～2020年9月)



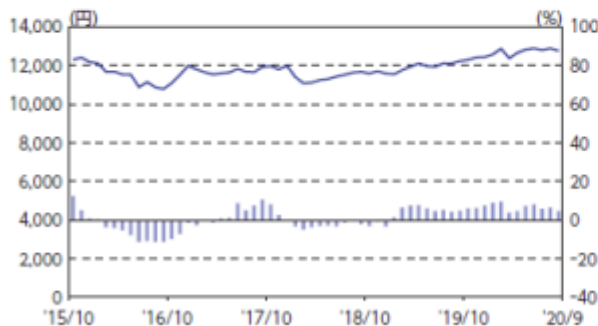
FW新興国株 (2015年10月～2020年9月)



FW日本債 (2015年10月～2020年9月)



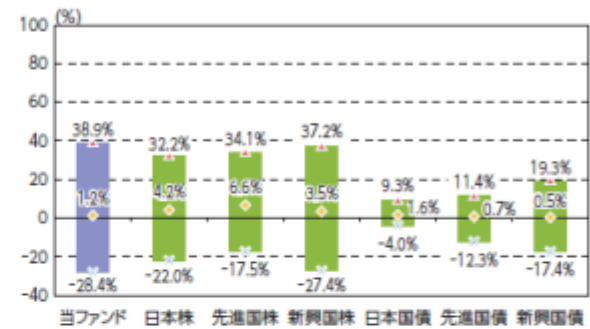
FW米国債 (2015年10月～2020年9月)



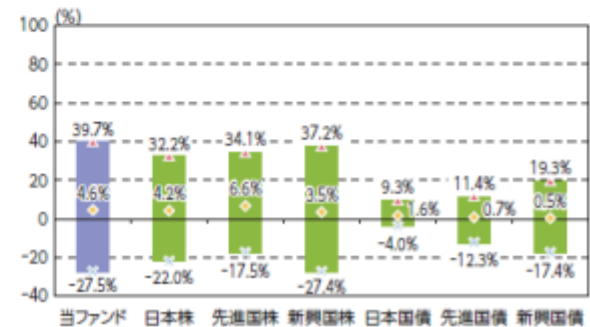
■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

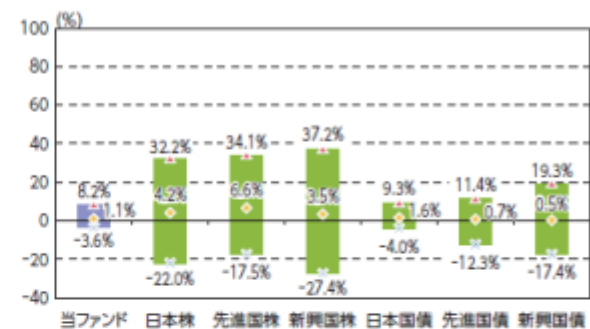
FW欧州株 (2015年10月～2020年9月)



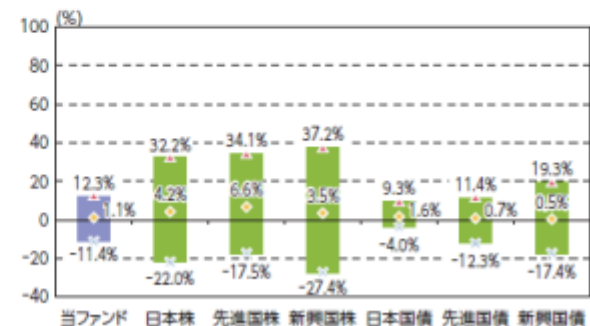
FW新興国株 (2015年10月～2020年9月)



FW日本債 (2015年10月～2020年9月)



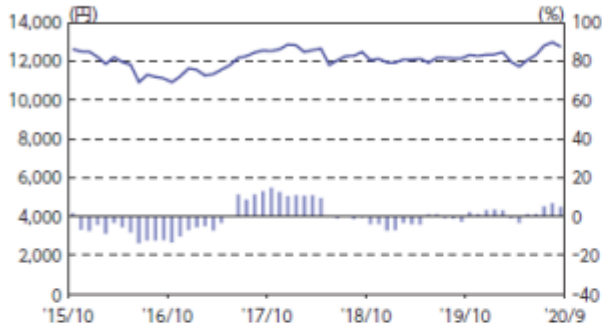
FW米国債 (2015年10月～2020年9月)



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

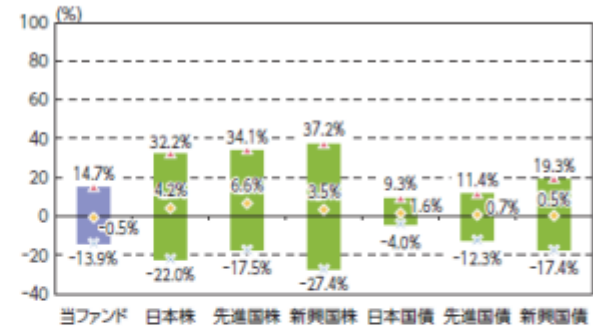
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 FW欧州債

(2015年10月～2020年9月)



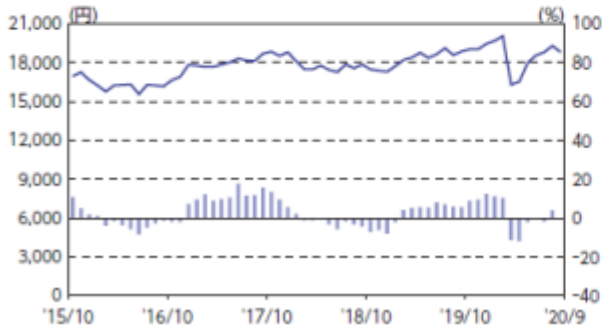
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 FW欧州債

(2015年10月～2020年9月)



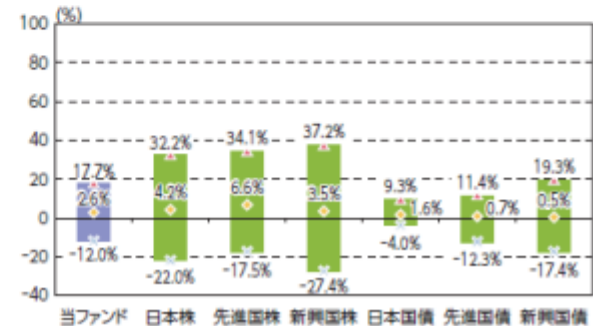
FW新興国債

(2015年10月～2020年9月)



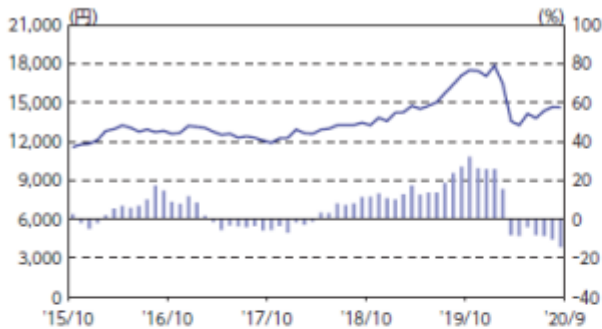
FW新興国債

(2015年10月～2020年9月)



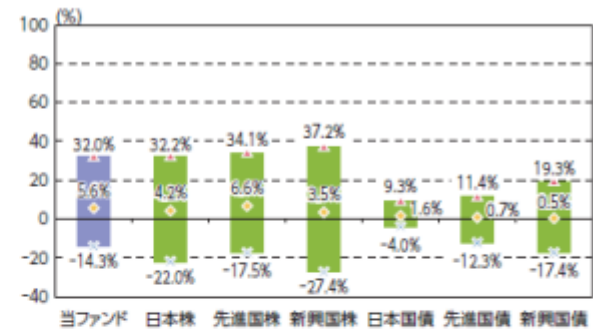
FW J-REIT

(2015年10月～2020年9月)



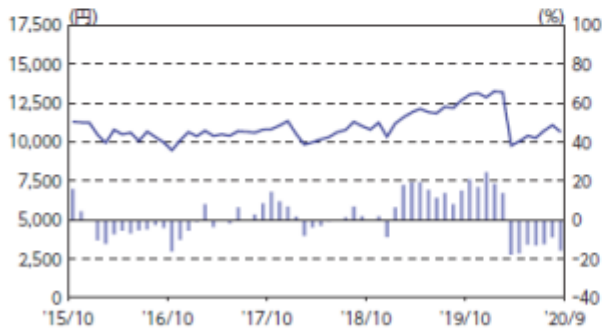
FW J-REIT

(2015年10月～2020年9月)



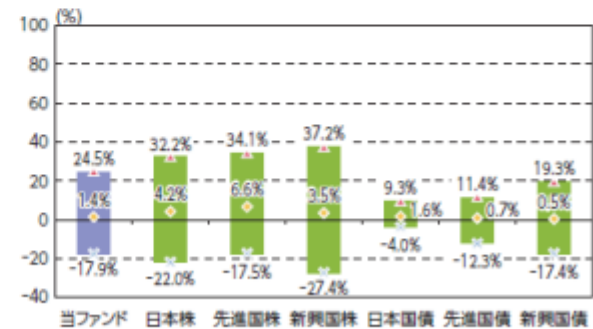
FW G-REIT

(2015年10月～2020年9月)



FW G-REIT

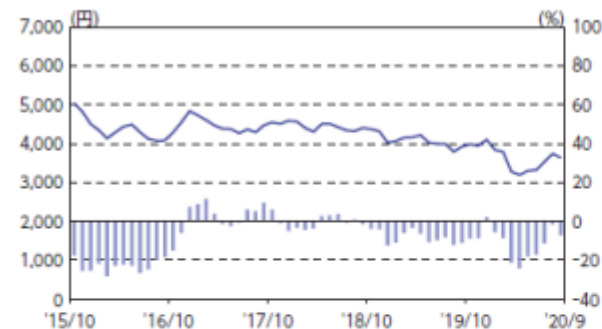
(2015年10月～2020年9月)



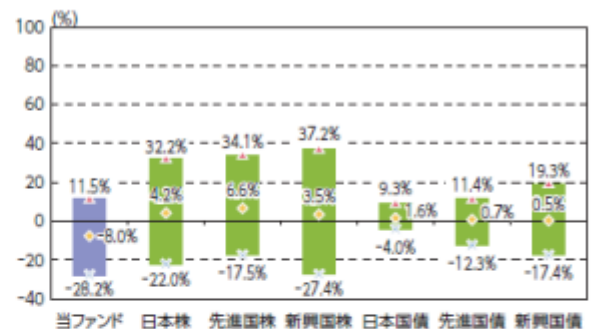
■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

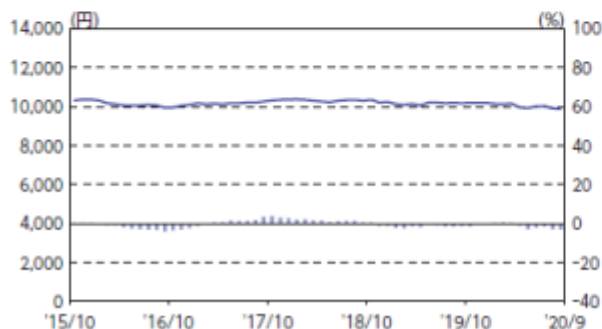
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 FWコモディティ (2015年10月～2020年9月)



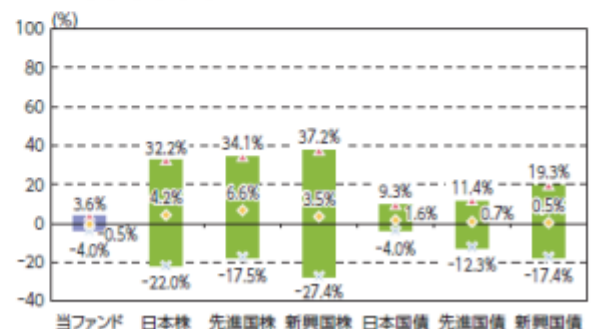
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 FWコモディティ (2015年10月～2020年9月)



FWヘッジファンド (2015年10月～2020年9月)



FWヘッジファンド (2015年10月～2020年9月)



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

[FW日本バリュー株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.495%（税抜き0.45%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.803%（税抜き0.73%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[FW日本グロース株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.693% (税抜き0.63%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.001% (税抜き0.91%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W日本中小型株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.649% (税抜き0.59%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.957% (税抜き0.87%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W米国株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.75% *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.058% (税抜き1.03%) *		

* 投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

(注) 2020年12月26日以降適用される信託報酬率を記載しています。

[F W欧州株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.55% (税抜き0.50%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.858% (税抜き0.78%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

[F W新興国株]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.836% (税抜き0.76%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.144% (税抜き1.04%) *		

- * 投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。
- * 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

〔FW日本債〕

ファンド	純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。）に応じて以下の通りとし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。 < 信託報酬率およびその配分 >				
	新発10年国債利回り	信託報酬率	配分（税抜き）		
			委託会社	販売会社	受託会社
	0.5%未満	年0.253% （税抜き0.23%）	年0.10%	年0.10%	年0.03%
	0.5%以上	年0.308% （税抜き0.28%）	年0.15%	年0.10%	年0.03%
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。				
	支払先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価			
	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価			
	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価			
投資対象とする投資信託	年0.22%（税抜き0.20%）*				
実質的な負担	新発10年国債利回りに応じて以下の通りです。				
	0.5%未満	ファンドの純資産総額に対して最大年0.473%（税抜き0.43%）*			
	0.5%以上	ファンドの純資産総額に対して最大年0.528%（税抜き0.48%）*			

- * 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

〔FW米国債〕

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.451% (税抜き0.41%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.759% (税抜き0.69%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

[F W欧州債]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.528% (税抜き0.48%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.836% (税抜き0.76%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

[F W新興国債]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.704% (税抜き0.64%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.012% (税抜き0.92%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

[F WJ-REIT]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.319% (税抜き0.29%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.627% (税抜き0.57%) *		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

[F WG-REIT]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.66% (税抜き0.60%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.968% (税抜き0.88%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[FWコモディティ]

ファンド	純資産総額に年0.308% (税抜き0.28%) の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分 (税抜き) >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.396% (税抜き0.36%) *		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.704% (税抜き0.64%) *		

*当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[FWヘッジファンド]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.4235%（税抜き0.385%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.7315%（税抜き0.665%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

運用管理費用（信託報酬）の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：三井住友D Sアセットマネジメント		+
	ファンド名	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年率0.28% (税抜)	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年率0.28% (税抜)	

国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年率0.23% (税抜) ～ 年率0.28% (税抜)	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年率0.28% (税抜)	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年率0.28% (税抜)	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年率0.28% (税抜)	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年率0.28% (税抜)	+

投資対象とする指定投資信託証券			=	実質的な 運用管理費用 (信託報酬)
ファンド名*	委託会社 (運用会社) (実質的な運用主体)	運用管理費用 (信託報酬) の総額		
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F	三井住友D Sアセットマネ ジメント	年率0.45% (税抜)	=	最大 年率0.803% (税抜0.73%)
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・ グロース	野村アセットマネジメント	年率0.535% (税抜)		最大 年率1.001% (税抜0.91%)
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 日本株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ ジャパン	年率0.63% (税抜)	=	最大 年率0.957% (税抜0.87%)
日興アセット/FOFs用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年率0.59% (税抜)		最大 年率0.957% (税抜0.87%)
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年率0.54% (税抜)	=	最大 年率1.058% (税抜1.03%)
USラージキャップ・グロース・エクイ ティ・ファンド	ティー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミ テッド	最大 年率0.75%		最大 年率1.058% (税抜1.03%)
USラージキャップ・バリュー・エクイ ティ・ファンド		最大 年率0.75%	最大 年率0.75%	最大 年率1.058% (税抜1.03%)
USブルーチップ・エクイティ・ファンド	ティー・ロウ・プライス・ ジャパン		年率0.58% (税抜)	=
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国 大型バリュー株式ファンド		年率0.58% (税抜)	最大 年率0.858% (税抜0.78%)	
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国 ブルーチップ株式ファンド	年率0.58% (税抜)	年率0.58% (税抜)	=	最大 年率1.144% (税抜1.04%)
シュローダー/FOFs用欧州株F	シュローダー・インベスト メント・マネジメント	年率0.50% (税抜)		最大 年率0.858% (税抜0.78%)
GIM/FOFs用新興国株F	JPモルガン・アセット・ マネジメント	年率0.76% (税抜)	=	最大 年率1.144% (税抜1.04%)
Amundiファンズ・エマージング・マー ケッツ・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネ ジメント	年率0.50%		最大 年率1.144% (税抜1.04%)

三井住友/FOFs用日本債F	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.20% (税抜)	=	最大 年率0.473% (税抜0.43%) ~ 最大 年率0.528% (税抜0.48%)
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年率0.41% (税抜)		最大 年率0.759% (税抜0.69%)
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネジメント	年率0.48% (税抜)	=	最大 年率0.836% (税抜0.76%)
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	年率0.64% (税抜)		最大 年率1.012% (税抜0.92%)
SMDAM/FOFs用J-REIT	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.29% (税抜)	=	最大 年率0.627% (税抜0.57%)
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF	三井住友D Sアセットマネジメント	最大年率0.60% (税抜)	=	最大 年率0.968% (税抜0.88%)
パインブリッジ/FOFs用コモディティF	パインブリッジ・インベストメンツ	年率0.36% (税抜)	=	最大 年率0.704% (税抜0.64%)
SOMPO/FOFs用日本株MN	SOMPOアセットマネジメント	年率0.37% (税抜)		最大 年率0.7315% (税抜0.665%)
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年率0.385% (税抜)	=	
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.35% (税抜)		

*ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
 - （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま

す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- (八) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

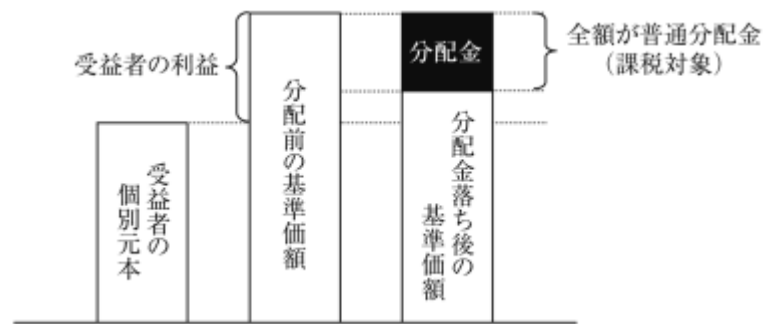
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

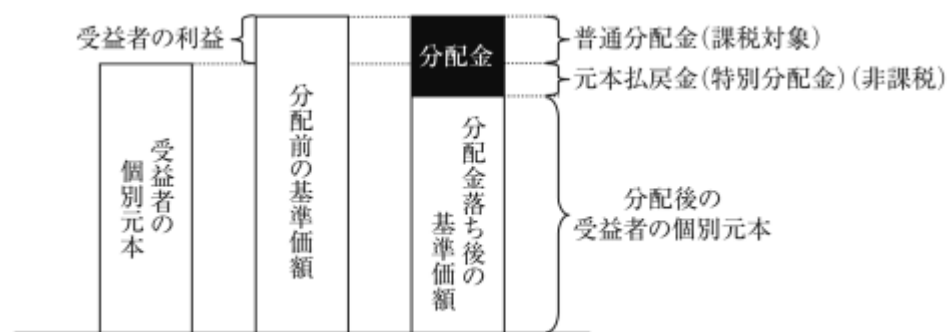
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2020年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

【SMBCFanDラップ・日本バリュース株】

(1)【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	999,901	0.00%
投資信託受益証券	日本	69,164,045,201	98.06%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,368,057,437	1.94%
純資産総額		70,533,102,539	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	SMDAM / FOFs 用日本バ リュース株F (適格機関投資家限 定) 日本	投資信託受益証 券 -	64,961,064,339	1.0360 67,299,716,085	1.0647 69,164,045,201	- -	98.06%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	984,252	1.0159 1,000,000	1.0159 999,901	- -	0.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.06%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2020年9月末現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2020年9月末現在）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末 （2011年9月26日）	3,315	-	0.4907	-
第6計算期間末 （2012年9月25日）	2,962	-	0.5307	-
第7計算期間末 （2013年9月25日）	2,583	-	0.8622	-
第8計算期間末 （2014年9月25日）	11,327	-	0.9735	-
第9計算期間末 （2015年9月25日）	35,140	-	1.0365	-
第10計算期間末 （2016年9月26日）	48,036	-	0.9493	-
第11計算期間末 （2017年9月25日）	69,552	-	1.2474	-
第12計算期間末 （2018年9月25日）	82,948	-	1.3891	-
第13計算期間末 （2019年9月25日）	77,236	-	1.2713	-
2019年9月末日	76,506	-	1.2598	-
2019年10月末日	79,975	-	1.3185	-
2019年11月末日	81,661	-	1.3497	-
2019年12月末日	82,873	-	1.3768	-
2020年1月末日	81,452	-	1.3527	-
2020年2月末日	73,273	-	1.2162	-
2020年3月末日	66,545	-	1.1177	-
2020年4月末日	64,584	-	1.1522	-
2020年5月末日	67,686	-	1.2101	-
2020年6月末日	67,210	-	1.2184	-
2020年7月末日	66,729	-	1.2194	-
2020年8月末日	68,895	-	1.2690	-
第14計算期間末 （2020年9月25日）	68,657	-	1.2770	-
2020年9月末日	70,533	-	1.3116	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	10.7%
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	8.2%
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	62.5%
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	12.9%
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	6.5%
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	8.4%
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	31.4%
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	11.4%
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	8.5%
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	0.4%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額） ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	2,300,452,646	5,561,583,125
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	2,160,367,297	3,335,854,771
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	853,829,286	3,439,495,669
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	10,053,724,381	1,413,836,894
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	27,654,661,355	5,388,389,943
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	22,067,375,761	16,910,315,197

第12期(2017年9月26日~2018年9月25日)	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期(2018年9月26日~2019年9月25日)	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期(2019年9月26日~2020年9月25日)	6,945,135,428	13,931,568,577

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【SMB Cファンドラップ・日本グロース株】

(1)【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	170,261,366	0.37%
投資信託受益証券	日本	44,852,649,370	97.67%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		898,073,174	1.96%
純資産総額		45,920,983,910	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ノムラF O F s用・ジャパン・ アクティブ・グロース(適格機 関投資家専用) 日本	投資信託受益証 券 -	27,672,047,394	1.2549 34,725,681,288	1.2920 35,752,285,233	- -	77.86%
2	ティー・ロウ・プライス/ F O F s用 日本株式ファンド(適格 機関投資家専用) 日本	投資信託受益証 券 -	7,042,535,318	1.2376 8,715,852,383	1.2922 9,100,364,137	- -	19.82%
3	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	167,596,581	1.0159 170,278,126	1.0159 170,261,366	- -	0.37%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.67%
親投資信託受益証券	0.37%
合計	98.04%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,875	-	0.3976	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,610	-	0.4071	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	1,305	-	0.6527	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	4,594	-	0.7042	-

第9計算期間末 (2015年9月25日)	10,503	-	0.7963	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	21,701	-	0.7494	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	28,166	-	0.8990	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	37,794	-	0.9810	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	37,070	-	0.8666	-
2019年9月末日	36,880	-	0.8628	-
2019年10月末日	38,591	-	0.9039	-
2019年11月末日	39,796	-	0.9353	-
2019年12月末日	39,897	-	0.9419	-
2020年1月末日	38,818	-	0.9162	-
2020年2月末日	36,897	-	0.8708	-
2020年3月末日	33,830	-	0.8071	-
2020年4月末日	42,276	-	0.8419	-
2020年5月末日	47,144	-	0.9409	-
2020年6月末日	42,487	-	0.9417	-
2020年7月末日	42,704	-	0.9541	-
2020年8月末日	44,104	-	0.9933	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	44,503	-	1.0120	-
2020年9月末日	45,920	-	1.0441	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	8.8%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	2.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	60.3%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	7.9%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	13.1%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	5.9%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	20.0%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	9.1%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	11.7%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	16.8%

(注) 収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	1,065,139,568	4,449,712,030
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	1,451,949,596	2,214,254,648
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	582,706,649	2,537,722,187
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	5,960,494,053	1,436,144,132
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	11,829,659,270	5,162,624,523
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	8,823,573,556	4,574,554,035
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	13,281,697,406	12,082,529,928

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B C ファンドラップ・日本中小型株】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末日現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	27,459,601	0.30%
投資信託受益証券	日本	9,039,332,967	97.87%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		169,172,229	1.83%

純資産総額	9,235,964,797	100.00%
-------	---------------	---------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日興アセット / FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	4,777,992,839	0.9624 4,598,343,272	1.0049 4,801,405,003	- -	51.99%
2	S B I / FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	4,937,008,346	0.8225 4,060,692,295	0.8584 4,237,927,964	- -	45.89%
3	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	27,029,827	1.0159 27,462,304	1.0159 27,459,601	- -	0.30%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.87%
親投資信託受益証券	0.30%
合計	98.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	470	-	0.4981	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	401	-	0.4713	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	342	-	0.9149	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	2,021	-	0.9853	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	6,200	-	0.9825	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	8,447	-	1.1768	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	9,228	-	1.5455	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	11,343	-	1.7301	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	10,022	-	1.4562	-
2019年9月末日	9,976	-	1.4504	-
2019年10月末日	10,514	-	1.5305	-
2019年11月末日	10,714	-	1.5647	-
2019年12月末日	11,126	-	1.6325	-
2020年1月末日	10,544	-	1.5462	-
2020年2月末日	9,697	-	1.4219	-
2020年3月末日	8,632	-	1.2793	-
2020年4月末日	8,201	-	1.3560	-
2020年5月末日	9,110	-	1.5100	-
2020年6月末日	8,344	-	1.5498	-
2020年7月末日	8,198	-	1.5354	-

2020年8月末日	8,475	-	1.6007	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	8,855	-	1.6894	-
2020年9月末日	9,235	-	1.7619	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	0.6%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	5.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	94.1%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	7.7%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	0.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	19.8%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	31.3%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	11.9%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	15.8%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	16.0%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	372,347,957	826,969,195
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	362,819,100	455,869,925
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	115,951,264	594,216,195
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1,876,820,898	199,392,711
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	5,153,245,689	893,558,566
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	858,937,669	2,499,730,968

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B Cファンドラップ・米国株】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資証券	ルクセンブルグ	58,613,225,759	98.07%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,155,127,868	1.93%
純資産総額		59,768,353,627	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Growth Equity Fund ルクセンブルグ	投資証券 -	4,153,311	5,461 22,682,876,409	5,699 23,671,572,107	- -	39.61%
2	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Value Equity Fund ルクセンブルグ	投資証券 -	10,701,179	2,094 22,417,259,449	2,165 23,175,823,279	- -	38.78%
3	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Blue Chip Equity Fund ルクセンブルグ	投資証券 -	2,114,224	5,333 11,275,960,248	5,565 11,765,830,372	- -	19.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	98.07%
合計	98.07%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末 （2011年9月26日）	1,762	-	0.5578	-
第6計算期間末 （2012年9月25日）	1,579	-	0.7299	-
第7計算期間末 （2013年9月25日）	1,322	-	1.1374	-
第8計算期間末 （2014年9月25日）	5,536	-	1.4561	-
第9計算期間末 （2015年9月25日）	18,783	-	1.6056	-
第10計算期間末 （2016年9月26日）	29,112	-	1.4937	-
第11計算期間末 （2017年9月25日）	46,147	-	2.0089	-
第12計算期間末 （2018年9月25日）	66,872	-	2.4177	-
第13計算期間末 （2019年9月25日）	60,530	-	2.3739	-
2019年9月末日	60,212	-	2.3627	-
2019年10月末日	61,469	-	2.4148	-
2019年11月末日	64,437	-	2.5381	-
2019年12月末日	65,660	-	2.5992	-
2020年1月末日	65,953	-	2.6072	-
2020年2月末日	61,892	-	2.4464	-
2020年3月末日	50,870	-	2.0315	-
2020年4月末日	60,554	-	2.2876	-
2020年5月末日	63,686	-	2.4115	-
2020年6月末日	56,289	-	2.4340	-
2020年7月末日	58,155	-	2.5355	-
2020年8月末日	63,142	-	2.7758	-
第14計算期間末 （2020年9月25日）	57,404	-	2.5487	-
2020年9月末日	59,768	-	2.6534	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	8.0%
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	30.9%
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	55.8%
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	28.0%
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	10.3%
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	7.0%
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	34.5%
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	20.3%
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	1.8%
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	7.4%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額） ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	948,382,782	3,068,784,142
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	937,114,880	1,932,546,789
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	289,893,562	1,290,986,466
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	3,376,312,918	736,094,583
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	9,627,474,849	1,731,611,617
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	4,245,204,478	7,220,611,070

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B Cファンドラップ・欧州株】

(1) 【投資状況】

（2020年9月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	91,144,955	0.46%
投資信託受益証券	日本	19,202,116,206	97.53%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		394,346,530	2.00%
純資産総額		19,687,607,691	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年9月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	シュローダー / FOFs用欧州株F （適格機関投資家限定） 日本	投資信託受益証券 -	16,873,564,329	1.1310 19,085,607,891	1.1380 19,202,116,206	- -	97.53%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	89,718,432	1.0159 91,153,926	1.0159 91,144,955	- -	0.46%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.53%
親投資信託受益証券	0.46%
合計	98.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末 （2011年9月26日）	1,550	-	0.5069	-

第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,488	-	0.6269	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	1,338	-	0.9512	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	5,148	-	1.0584	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	11,191	-	1.0344	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	14,609	-	0.9453	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	16,572	-	1.2375	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	20,187	-	1.2319	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	20,953	-	1.1021	-
2019年9月末日	20,769	-	1.0929	-
2019年10月末日	21,821	-	1.1496	-
2019年11月末日	22,211	-	1.1738	-
2019年12月末日	23,020	-	1.2233	-
2020年1月末日	22,824	-	1.2114	-
2020年2月末日	22,366	-	1.1870	-
2020年3月末日	16,958	-	0.9093	-
2020年4月末日	19,589	-	0.9670	-
2020年5月末日	20,765	-	1.0275	-
2020年6月末日	19,276	-	1.0836	-
2020年7月末日	20,552	-	1.1646	-
2020年8月末日	20,910	-	1.1951	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	19,583	-	1.1299	-
2020年9月末日	19,687	-	1.1366	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	15.7%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	23.7%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	51.7%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	11.3%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8.6%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	30.9%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	0.5%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	10.5%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	2.5%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	629,905,219	3,423,398,918
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	1,125,914,546	1,811,032,774
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	565,113,556	1,531,649,047
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	4,266,583,728	809,633,519
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	10,144,295,452	4,189,344,571
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	3,740,708,658	5,420,846,266

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(1)【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	62,082,699	0.38%
投資信託受益証券	日本	7,703,148,516	47.14%
投資証券	ルクセンブルグ	8,176,907,342	50.04%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		398,525,988	2.44%
純資産総額		16,340,664,545	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus ルクセンブルグ	投資証券 -	45,063,414	179,045 8,068,394,283	181,453 8,176,907,342	- -	50.04%
2	G I M / FOFs用新興国株F(適 格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証 券 -	6,448,847,649	1.2028 7,756,673,954	1.1945 7,703,148,516	- -	47.14%
3	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	61,111,034	1.0159 62,088,810	1.0159 62,082,699	- -	0.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	50.04%
投資信託受益証券	47.14%
親投資信託受益証券	0.38%
合計	97.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	667	-	0.6174	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	647	-	0.6509	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	482	-	0.8642	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	2,082	-	0.9574	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	4,801	-	0.8307	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	8,928	-	0.8320	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	12,929	-	1.1444	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	11,294	-	1.1076	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	15,511	-	1.0976	-
2019年9月末日	15,410	-	1.0910	-
2019年10月末日	16,131	-	1.1431	-
2019年11月末日	16,468	-	1.1696	-

2019年12月末日	17,460	-	1.2445	-
2020年1月末日	17,077	-	1.2151	-
2020年2月末日	16,551	-	1.1773	-
2020年3月末日	12,996	-	0.9337	-
2020年4月末日	15,619	-	0.9926	-
2020年5月末日	15,997	-	1.0197	-
2020年6月末日	15,665	-	1.1001	-
2020年7月末日	16,584	-	1.1749	-
2020年8月末日	17,248	-	1.2328	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	16,281	-	1.1754	-
2020年9月末日	16,340	-	1.1806	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	19.2%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	5.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	32.8%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	10.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	13.2%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	0.2%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	37.5%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	3.2%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	0.9%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	7.1%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	221,783,480	1,371,499,078
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	565,265,196	651,673,284
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	151,653,388	588,905,455
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1,875,504,990	258,083,667
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	4,717,031,919	1,111,926,571
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	3,415,625,338	3,696,763,808

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【SMB Cファンドラップ・日本債】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	980,232,846	0.56%
投資信託受益証券	日本	171,703,038,218	97.72%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,030,226,355	1.72%
純資産総額		175,713,497,419	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1 三井住友 / FOFs用日本債F(適格 機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券	140,245,885,991	1.2251	1.2243	-	97.72%
	-		171,828,901,499	171,703,038,218	-	

2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	964,891,078	1.0159	1.0159	-	0.56%
		-		980,329,335	980,232,846	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.72%
親投資信託受益証券	0.56%
合計	98.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	4,506	-	1.0434	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	3,933	-	1.0585	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	2,427	-	1.0735	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	12,499	-	1.0924	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	43,082	-	1.1168	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	99,955	-	1.1724	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	149,029	-	1.1592	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	200,050	-	1.1491	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	202,210	-	1.1885	-
2019年9月末日	202,285	-	1.1888	-
2019年10月末日	201,002	-	1.1804	-
2019年11月末日	201,235	-	1.1794	-
2019年12月末日	200,533	-	1.1740	-
2020年1月末日	202,217	-	1.1803	-
2020年2月末日	203,004	-	1.1827	-
2020年3月末日	198,556	-	1.1689	-
2020年4月末日	174,075	-	1.1727	-
2020年5月末日	172,785	-	1.1686	-
2020年6月末日	180,958	-	1.1646	-
2020年7月末日	179,773	-	1.1655	-
2020年8月末日	177,477	-	1.1599	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	175,929	-	1.1645	-
2020年9月末日	175,713	-	1.1636	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	0.9%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	1.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	1.4%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2.2%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	5.0%

第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	1.1%
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	0.9%
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	3.4%
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	2.0%

（注）収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	2,241,474,324	4,222,990,731
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	2,153,400,728	2,755,990,457
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	1,153,071,537	2,608,024,866
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	10,393,646,857	1,212,712,988
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	32,148,449,089	5,014,576,827
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	26,479,413,570	45,535,641,172

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B C ファンドラップ・米国債】

(1) 【投資状況】

（2020年9月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	139,050,872	0.45%
投資信託受益証券	日本	30,120,837,418	97.28%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		702,007,523	2.27%
純資産総額		30,961,895,813	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年9月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ブラックロック / FOFs用米国債 F（適格機関投資家限定） 日本	投資信託受益証券 -	20,941,971,368	1.4412 30,181,569,137	1.4383 30,120,837,418	- -	97.28%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	136,874,567	1.0159 139,064,560	1.0159 139,050,872	- -	0.45%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.28%
親投資信託受益証券	0.45%
合計	97.73%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,244	-	0.7384	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,146	-	0.7826	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	896	-	0.9600	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	3,555	-	1.0831	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	11,328	-	1.2201	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	14,992	-	1.0750	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	16,954	-	1.1863	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	23,317	-	1.1645	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	29,163	-	1.2202	-
2019年9月末日	29,218	-	1.2228	-
2019年10月末日	29,392	-	1.2298	-
2019年11月末日	29,635	-	1.2432	-
2019年12月末日	29,574	-	1.2448	-
2020年1月末日	29,944	-	1.2577	-
2020年2月末日	30,693	-	1.2879	-
2020年3月末日	29,199	-	1.2391	-
2020年4月末日	30,651	-	1.2663	-
2020年5月末日	31,011	-	1.2843	-
2020年6月末日	32,089	-	1.2898	-
2020年7月末日	31,650	-	1.2814	-
2020年8月末日	31,611	-	1.2901	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	31,042	-	1.2797	-
2020年9月末日	30,961	-	1.2772	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	4.6%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	6.0%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	22.7%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	12.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	12.6%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	11.9%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	10.4%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	1.8%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	4.8%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4.9%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	615,878,625	1,926,168,220
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	805,087,600	1,026,169,237
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	305,493,136	835,897,478
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,983,993,163	635,322,839
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	7,531,764,914	1,529,487,777
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4,420,446,060	4,064,158,126

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B Cファンドラップ・欧州債】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	69,427,877	0.74%
投資信託受益証券	日本	9,197,724,525	97.55%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		161,259,043	1.71%
純資産総額		9,428,411,445	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ドイチェ / FOFs用欧州債F (適 格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証 券 -	6,919,224,047	1.3271 9,182,502,233	1.3293 9,197,724,525	- -	97.55%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	68,341,252	1.0159 69,434,712	1.0159 69,427,877	- -	0.74%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.55%
親投資信託受益証券	0.74%
合計	98.29%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,709	-	0.7743	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,314	-	0.8323	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	800	-	1.0981	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	2,914	-	1.2564	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	9,591	-	1.2663	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	11,873	-	1.1077	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	14,341	-	1.2686	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	17,257	-	1.2494	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	13,807	-	1.2207	-
2019年9月末日	13,737	-	1.2148	-
2019年10月末日	13,943	-	1.2327	-

2019年11月末日	13,846	-	1.2271	-
2019年12月末日	13,876	-	1.2339	-
2020年1月末日	13,924	-	1.2354	-
2020年2月末日	14,050	-	1.2453	-
2020年3月末日	13,358	-	1.1973	-
2020年4月末日	8,579	-	1.1728	-
2020年5月末日	8,805	-	1.2066	-
2020年6月末日	9,353	-	1.2325	-
2020年7月末日	9,645	-	1.2801	-
2020年8月末日	9,698	-	1.2973	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	9,418	-	1.2726	-
2020年9月末日	9,428	-	1.2746	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	7.4%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	7.5%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	31.9%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	14.4%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	0.8%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	12.5%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	14.5%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	1.5%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	2.3%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4.3%

(注) 収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	674,454,922	3,237,678,386
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	655,935,046	1,284,870,172
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	175,159,339	1,024,928,462
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,126,137,585	535,695,574
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	6,255,700,992	1,001,189,104
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	1,418,773,301	5,328,677,962

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【SMB Cファンドラップ・新興国債】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	55,831,856	0.44%
投資信託受益証券	日本	12,464,125,382	97.37%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		281,316,746	2.20%
純資産総額		12,801,273,984	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1 FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)	投資信託受益証券	6,208,779,767	2.0126	2.0075	-	97.37%

	日本	-		12,496,402,413	12,464,125,382	-	
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	54,958,024	1.0159	1.0159	-	0.44%
				55,837,352	55,831,856	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.37%
親投資信託受益証券	0.44%
合計	97.80%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2020年9月末現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末 （2011年9月26日）	321	-	0.8771	-
第6計算期間末 （2012年9月25日）	372	-	1.0416	-
第7計算期間末 （2013年9月25日）	324	-	1.2710	-
第8計算期間末 （2014年9月25日）	1,526	-	1.5223	-
第9計算期間末 （2015年9月25日）	4,610	-	1.6624	-
第10計算期間末 （2016年9月26日）	6,653	-	1.6181	-
第11計算期間末 （2017年9月25日）	8,504	-	1.8609	-
第12計算期間末 （2018年9月25日）	11,067	-	1.7742	-
第13計算期間末 （2019年9月25日）	13,671	-	1.8987	-
2019年9月末日	13,579	-	1.8871	-
2019年10月末日	13,689	-	1.9038	-
2019年11月末日	13,650	-	1.9036	-
2019年12月末日	13,899	-	1.9455	-
2020年1月末日	14,082	-	1.9692	-
2020年2月末日	14,356	-	2.0069	-
2020年3月末日	11,540	-	1.6305	-
2020年4月末日	12,274	-	1.6530	-
2020年5月末日	13,328	-	1.7996	-
2020年6月末日	12,956	-	1.8564	-
2020年7月末日	13,028	-	1.8811	-
2020年8月末日	13,270	-	1.9311	-
第14計算期間末 （2020年9月25日）	12,842	-	1.8862	-
2020年9月末日	12,801	-	1.8813	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	5.3%
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	18.8%
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	22.0%
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	19.8%
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	9.2%

第10期(2015年9月26日~2016年9月26日)	2.7%
第11期(2016年9月27日~2017年9月25日)	15.0%
第12期(2017年9月26日~2018年9月25日)	4.7%
第13期(2018年9月26日~2019年9月25日)	7.0%
第14期(2019年9月26日~2020年9月25日)	0.7%

(注) 収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日~2011年9月26日)	103,872,701	1,120,882,127
第6期(2011年9月27日~2012年9月25日)	201,989,501	210,968,276
第7期(2012年9月26日~2013年9月25日)	114,003,137	216,117,849
第8期(2013年9月26日~2014年9月25日)	877,336,740	129,738,884
第9期(2014年9月26日~2015年9月25日)	2,216,009,337	445,651,148
第10期(2015年9月26日~2016年9月26日)	1,991,992,112	653,620,687
第11期(2016年9月27日~2017年9月25日)	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期(2017年9月26日~2018年9月25日)	2,551,024,081	883,227,354
第13期(2018年9月26日~2019年9月25日)	1,897,477,489	935,016,281
第14期(2019年9月26日~2020年9月25日)	1,167,512,280	1,559,118,668

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B C ファンドラップ・J-REIT】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	999,901	0.01%
投資信託受益証券	日本	8,782,848,571	99.06%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		82,148,250	0.93%
純資産総額		8,865,996,722	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	S M D A M / F O F s 用 J - R E I T (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	8,303,723,713	1.0365 8,606,809,629	1.0577 8,782,848,571	- -	99.06%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	984,252	1.0159 1,000,000	1.0159 999,901	- -	0.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.06%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	99.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	198	-	0.5515	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	187	-	0.6276	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	265	-	0.9520	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	1,249	-	1.0794	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	3,419	-	1.1259	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	5,269	-	1.2714	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	6,384	-	1.2114	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	9,496	-	1.3288	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	8,829	-	1.6875	-
2019年9月末日	8,935	-	1.7084	-
2019年10月末日	9,145	-	1.7500	-
2019年11月末日	9,096	-	1.7444	-
2019年12月末日	8,848	-	1.7048	-
2020年1月末日	9,268	-	1.7850	-
2020年2月末日	8,546	-	1.6447	-
2020年3月末日	6,960	-	1.3551	-
2020年4月末日	8,175	-	1.3257	-
2020年5月末日	8,697	-	1.4143	-
2020年6月末日	8,585	-	1.3801	-
2020年7月末日	8,863	-	1.4360	-
2020年8月末日	8,982	-	1.4670	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	8,690	-	1.4345	-
2020年9月末日	8,865	-	1.4635	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	4.1%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	13.8%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	51.7%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	13.4%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	4.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	12.9%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	4.7%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	9.7%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	27.0%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	15.0%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	70,517,082	405,736,885
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	115,873,969	176,625,218
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	187,255,398	207,152,340
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1,021,722,943	143,603,764
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2,434,878,534	555,253,500
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	2,821,106,605	945,522,826
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	2,004,324,047	1,178,238,024

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B Cファンドラップ・G-REIT】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	94,497,151	0.61%
投資信託受益証券	日本	15,033,343,392	97.31%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		320,610,490	2.08%
純資産総額		15,448,451,033	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	大和住銀/プリンシパルF0Fs用 外国リートF(適格機関投資家 限定) 日本	投資信託受益証券	14,533,394,618	0.9945 14,453,471,341	1.0344 15,033,343,392	- -	97.31%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券	93,018,163	1.0159 94,506,453	1.0159 94,497,151	- -	0.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.31%
親投資信託受益証券	0.61%
合計	97.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	419	-	0.4347	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	416	-	0.5770	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	394	-	0.7513	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	1,993	-	0.9176	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	3,561	-	1.0417	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	5,314	-	1.0058	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	7,311	-	1.0785	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	10,592	-	1.1241	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	13,891	-	1.2554	-
2019年9月末日	14,025	-	1.2682	-

2019年10月末日	14,429	-	1.3056	-
2019年11月末日	14,500	-	1.3152	-
2019年12月末日	14,133	-	1.2877	-
2020年1月末日	14,590	-	1.3277	-
2020年2月末日	14,511	-	1.3204	-
2020年3月末日	10,636	-	0.9777	-
2020年4月末日	15,698	-	1.0043	-
2020年5月末日	16,215	-	1.0401	-
2020年6月末日	15,285	-	1.0277	-
2020年7月末日	15,859	-	1.0744	-
2020年8月末日	16,239	-	1.1091	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	14,878	-	1.0260	-
2020年9月末日	15,448	-	1.0660	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	13.5%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	32.7%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	30.2%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	22.1%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	13.5%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	3.4%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	7.2%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	4.2%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	11.7%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	18.3%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	219,326,574	978,677,754
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	289,152,143	532,707,203
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	277,157,479	474,034,343
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,002,729,647	354,509,243
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	3,544,858,731	2,298,678,836
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	2,817,555,866	952,877,270
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	3,888,669,255	1,244,864,008
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	6,130,540,634	2,694,297,859

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B C ファンドラップ・コモディティ】

(1) 【投資状況】

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	31,373,082	0.61%
投資信託受益証券	日本	4,997,634,528	97.58%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		92,614,946	1.81%
純資産総額		5,121,622,556	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
-------------	----------	-----------------	------------------	------------------	---------------	----------

1	パインブリッジ / FOFs用コモ ディティF(適格機関投資家限 定) 日本	投資信託受益証 券 -	14,030,416,981	0.3552 4,983,604,112	0.3562 4,997,634,528	- -	97.58%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証 券 -	30,882,058	1.0159 31,376,170	1.0159 31,373,082	- -	0.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.58%
親投資信託受益証券	0.61%
合計	98.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	197	-	0.5774	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	183	-	0.5601	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	127	-	0.6043	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	501	-	0.6063	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	1,604	-	0.5011	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	2,559	-	0.4091	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	3,302	-	0.4438	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	4,503	-	0.4355	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	4,300	-	0.3969	-
2019年9月末日	4,244	-	0.3919	-
2019年10月末日	4,317	-	0.3985	-
2019年11月末日	4,268	-	0.3946	-
2019年12月末日	4,422	-	0.4102	-
2020年1月末日	4,143	-	0.3841	-
2020年2月末日	4,089	-	0.3789	-
2020年3月末日	3,496	-	0.3275	-
2020年4月末日	4,490	-	0.3196	-
2020年5月末日	4,621	-	0.3299	-
2020年6月末日	4,795	-	0.3318	-
2020年7月末日	5,071	-	0.3534	-
2020年8月末日	5,320	-	0.3738	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	5,112	-	0.3628	-
2020年9月末日	5,121	-	0.3638	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期(2010年9月28日~2011年9月26日)	0.2%
第6期(2011年9月27日~2012年9月25日)	3.0%

第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	7.9%
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	0.3%
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	17.4%
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	18.4%
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	8.5%
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	1.9%
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	8.9%
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	8.6%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額） ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	72,371,353	367,509,592
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	162,520,466	177,280,816
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	78,929,707	196,136,328
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	729,336,509	112,844,647
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	2,772,394,864	397,210,733
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	3,789,624,413	736,012,193
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	4,247,996,753	1,348,814,885
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	5,208,159,748	1,954,078,859

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド】

（1）【投資状況】

（2020年9月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	316,165,237	0.53%
投資信託受益証券	日本	57,688,197,613	97.53%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,146,456,184	1.94%
純資産総額		59,150,819,034	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年9月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ノムラFOFs用・日本株IPストラ テジー・ベータヘッジ戦略ファ ンド（適格機関投資家専用） 日本	投資信託受益証 券 -	28,775,786,854	1.0085 29,020,381,043	1.0116 29,109,585,981	- -	49.21%
2	SMDAM / FOFs用日本ゲ コース株MN（適格機関投資家 限定） 日本	投資信託受益証 券 -	14,046,281,710	1.0700 15,029,521,430	1.0754 15,105,371,350	- -	25.54%
3	SOMPO / FOFs用日本株MN（適格 機関投資家限定） 日本	投資信託受益証 券 -	15,692,103,753	0.8658 13,586,223,431	0.8586 13,473,240,282	- -	22.78%
4	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	311,216,889	1.0159 316,196,359	1.0159 316,165,237	- -	0.53%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.53%
親投資信託受益証券	0.53%
合計	98.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】
（2020年9月末現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
（2020年9月末現在）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末 （2011年9月26日）	966	-	0.9556	-
第6計算期間末 （2012年9月25日）	789	-	0.9583	-
第7計算期間末 （2013年9月25日）	719	-	1.0016	-
第8計算期間末 （2014年9月25日）	3,084	-	1.0278	-
第9計算期間末 （2015年9月25日）	10,427	-	1.0395	-
第10計算期間末 （2016年9月26日）	27,708	-	0.9984	-
第11計算期間末 （2017年9月25日）	41,700	-	1.0243	-
第12計算期間末 （2018年9月25日）	54,609	-	1.0325	-
第13計算期間末 （2019年9月25日）	54,414	-	1.0134	-
2019年9月末日	54,743	-	1.0191	-
2019年10月末日	54,773	-	1.0209	-
2019年11月末日	54,790	-	1.0204	-
2019年12月末日	54,774	-	1.0204	-
2020年1月末日	54,914	-	1.0154	-
2020年2月末日	54,843	-	1.0128	-
2020年3月末日	54,517	-	1.0161	-
2020年4月末日	58,743	-	0.9966	-
2020年5月末日	58,318	-	0.9932	-
2020年6月末日	62,278	-	1.0010	-
2020年7月末日	61,704	-	1.0032	-
2020年8月末日	60,290	-	0.9919	-
第14計算期間末 （2020年9月25日）	59,164	-	0.9876	-
2020年9月末日	59,150	-	0.9884	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	1.3%
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	0.3%
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	4.5%
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	2.6%
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	1.1%
第10期（2015年9月26日～2016年9月26日）	4.0%
第11期（2016年9月27日～2017年9月25日）	2.6%
第12期（2017年9月26日～2018年9月25日）	0.8%
第13期（2018年9月26日～2019年9月25日）	1.8%
第14期（2019年9月26日～2020年9月25日）	2.5%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額） ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第5期（2010年9月28日～2011年9月26日）	251,671,066	1,060,980,235
第6期（2011年9月27日～2012年9月25日）	435,402,073	623,223,508
第7期（2012年9月26日～2013年9月25日）	446,069,780	551,520,164
第8期（2013年9月26日～2014年9月25日）	2,607,950,952	324,960,239
第9期（2014年9月26日～2015年9月25日）	8,310,306,138	1,280,535,123

第10期(2015年9月26日~2016年9月26日)	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期(2016年9月27日~2017年9月25日)	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期(2017年9月26日~2018年9月25日)	20,258,985,094	8,082,013,714
第13期(2018年9月26日~2019年9月25日)	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期(2019年9月26日~2020年9月25日)	17,138,835,687	10,923,887,735

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)投資状況

(2020年9月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
地方債証券	日本	300,602,400	6.68%
特殊債券	日本	2,620,167,870	58.22%
社債券	日本	900,979,900	20.02%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		678,658,697	15.08%
純資産総額		4,500,408,867	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2020年9月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	25 政保政策投資C 日本	特殊債券 -	600,000,000	100.04 600,280,800	100.01 600,114,000	0.1470 2020/11/25	13.33%
2	18政保地方公共団 日本	特殊債券 -	595,000,000	100.27 596,648,150	100.10 595,637,245	0.9000 2020/11/17	13.24%
3	19政保地方公共団 日本	特殊債券 -	500,000,000	100.46 502,307,500	100.24 501,227,500	1.2000 2020/12/14	11.14%
4	120 政保道路機構 日本	特殊債券 -	500,000,000	100.23 501,184,000	100.06 500,336,500	0.9000 2020/10/30	11.12%
5	135 政保道路機構 日本	特殊債券 -	130,000,000	100.95 131,244,100	100.73 130,957,190	1.1000 2021/05/31	2.91%
6	22 国際協力銀行 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.22 101,224,500	100.89 100,894,800	1.8900 2021/03/22	2.24%
7	347 大阪府公債 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.76 100,761,900	100.52 100,526,100	1.3200 2021/02/25	2.23%
8	3 大日本印刷 日本	社債券 -	100,000,000	100.52 100,520,300	100.27 100,275,400	1.3580 2020/12/18	2.23%
9	25 中日本高速道 日本	社債券 -	100,000,000	100.37 100,370,000	100.26 100,265,700	1.2800 2020/12/18	2.23%
10	27 三菱UFJリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.23 100,233,700	100.16 100,168,500	0.5080 2021/02/24	2.23%
11	57 クレディセゾン 日本	社債券 -	100,000,000	100.13 100,138,000	100.09 100,098,500	0.4200 2021/01/29	2.22%
12	5 日本梱包運輸 日本	社債券 -	100,000,000	100.16 100,162,400	100.08 100,087,800	0.6140 2020/12/18	2.22%
13	369 中国電力 日本	社債券 -	100,000,000	100.22 100,226,900	100.05 100,057,200	0.9760 2020/10/23	2.22%
14	2 ファーストリテイリング 日本	社債券 -	100,000,000	100.09 100,095,100	100.04 100,048,400	0.2910 2020/12/18	2.22%
15	2 コカ・コーライースト 日本	社債券 -	100,000,000	100.08 100,085,200	100.04 100,048,400	0.2760 2020/12/14	2.22%
16	22-15 兵庫県公債 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.21 100,216,800	100.04 100,047,300	0.9600 2020/10/20	2.22%
17	27-1 仙台市5年 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.03 100,037,900	100.02 100,029,000	0.1010 2021/01/27	2.22%
18	23 リコーリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.04 100,044,000	99.93 99,930,000	0.0500 2021/09/24	2.22%
19	137 政保道路機構 日本	特殊債券 -	95,000,000	100.98 95,934,800	100.90 95,861,175	1.2000 2021/06/30	2.13%
20	122 政保道路機構 日本	特殊債券	95,000,000	100.30	100.14	0.9000	2.11%

日本	-	95,291,175	95,139,460	2020/11/30
----	---	------------	------------	------------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	58.22%
社債券	20.02%
地方債証券	6.68%
合計	84.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2020年9月末現在)

該当事項はありません。

(参考情報)

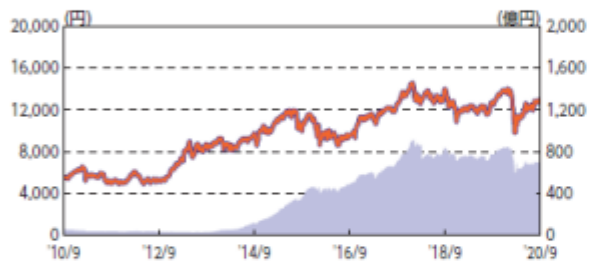
2020年9月30日 現在

〈基準価額・純資産の推移〉(2010年9月30日～2020年9月30日)

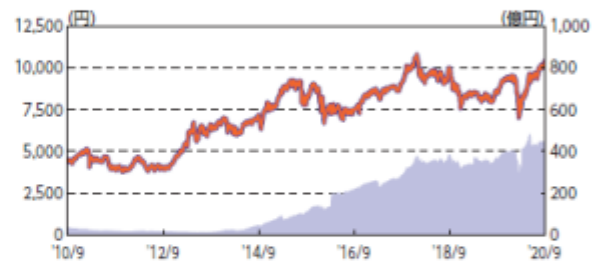
■ 純資産総額: 右目盛
 ■ 基準価額: 左目盛
 ■ 分配金再投資基準価額: 左目盛

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

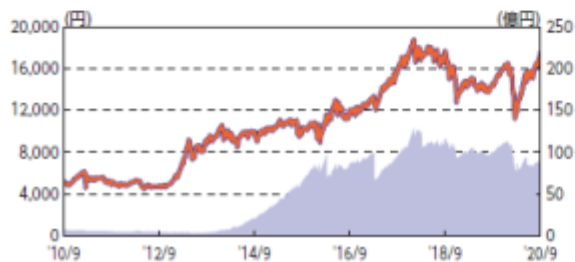
FW日本バリュー株



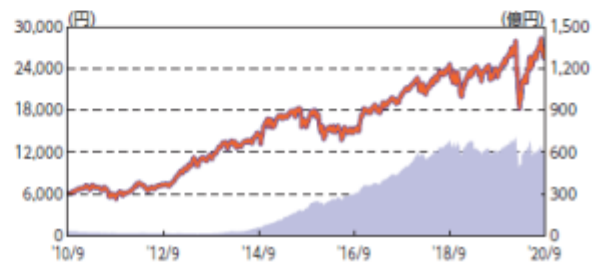
FW日本グロース株



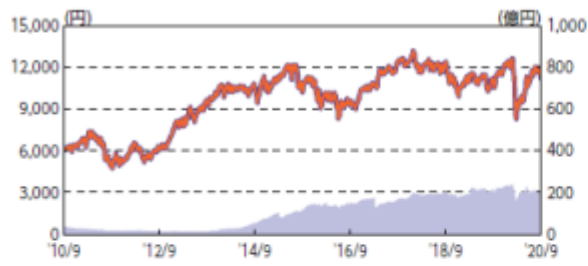
FW日本中小型株



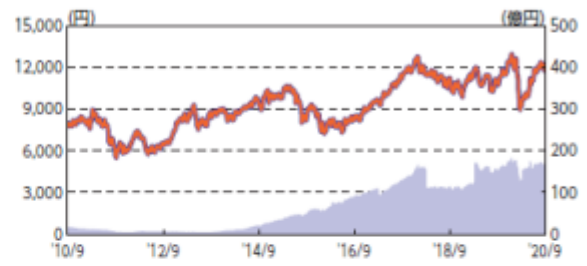
FW米国株



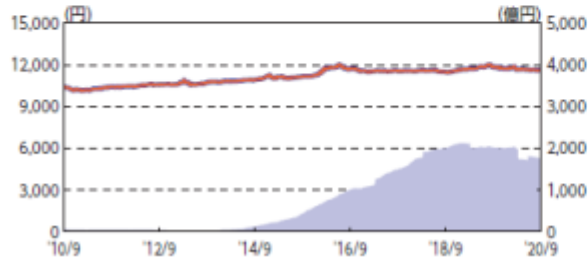
FW欧州株



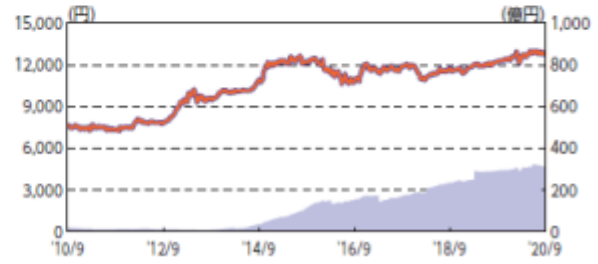
FW新興国株



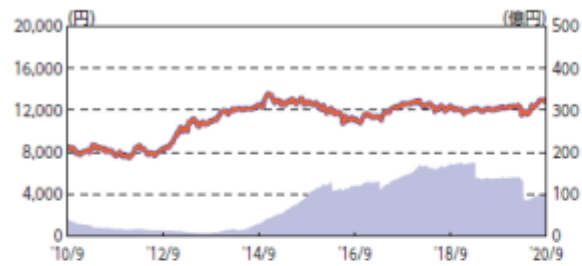
FW日本債



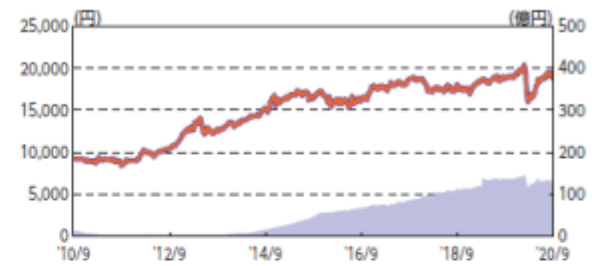
FW米国債



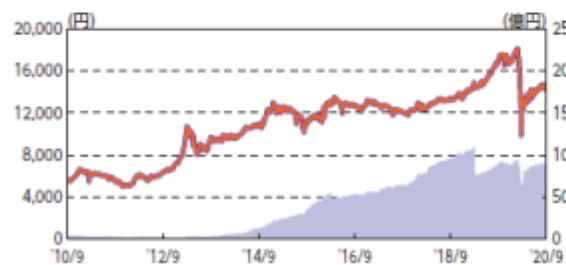
FW欧州債



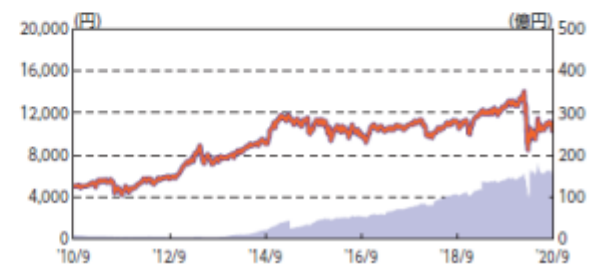
FW新興国債



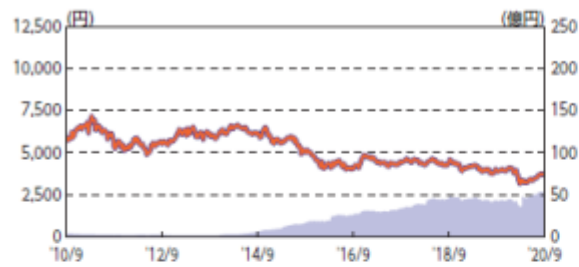
FWJ-REIT



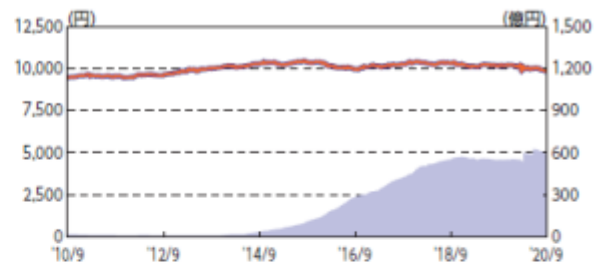
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



《分配の推移》

	FW日本バリュー株	FW日本グロース株	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本債
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2016年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	FWJ-REIT	FWG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2016年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

*分配金は1万円当たり、税引前

《主要な資産の状況》

FW日本バリュー株

投資銘柄	投資比率
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	98.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

FW日本グロース株

投資銘柄	投資比率
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)	77.9%
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	19.8%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW日本中小型株

投資銘柄	投資比率
日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	52.0%
SBI/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	45.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.3%

FW米国株

投資銘柄	投資比率
T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Growth Equity Fund	39.6%
T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Value Equity Fund	38.8%
T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Blue Chip Equity Fund	19.7%

FW欧州株

投資銘柄	投資比率
シュローダー/FOFs用欧州株F (適格機関投資家限定)	97.5%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

FW新興国株

投資銘柄	投資比率
Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	50.0%
GIM/FOFs用新興国株F (適格機関投資家限定)	47.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW日本債

投資銘柄	投資比率
三井住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	97.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.6%

FW米国債

投資銘柄	投資比率
ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	97.3%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW欧州債

投資銘柄	投資比率
ドイツ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	97.6%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

FW新興国債

投資銘柄	投資比率
FOFs用新興国債F (適格機関投資家限定)	97.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FWJ-REIT

投資銘柄	投資比率
SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	99.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

FWG-REIT

投資銘柄	投資比率
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	97.3%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.6%

FWコモディティ

投資銘柄	投資比率
パインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	97.6%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.6%

FWヘッジファンド

投資銘柄	投資比率
ムラFOFs用・日本株ストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	49.2%
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	25.5%
SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	22.8%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

■参考情報(上位10銘柄)

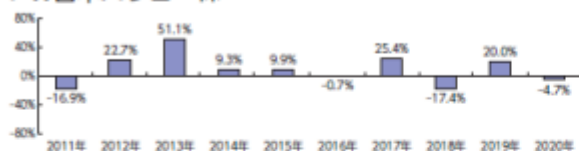
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	25 政保政策投資C	特殊債券	13.3%
2	18 政保地方公共団	特殊債券	13.2%
3	19 政保地方公共団	特殊債券	11.1%
4	120 政保道路機構	特殊債券	11.1%
5	135 政保道路機構	特殊債券	2.9%
6	22 国際協力銀行	特殊債券	2.2%
7	347 大阪府公債	地方債証券	2.2%
8	3 大日本印刷	社債券	2.2%
9	25 中日本高速道	社債券	2.2%
10	27 三菱UFJリース	社債券	2.2%

*投資比率は全て純資産総額対比

《年間収益率の推移》

FW日本バリュー株



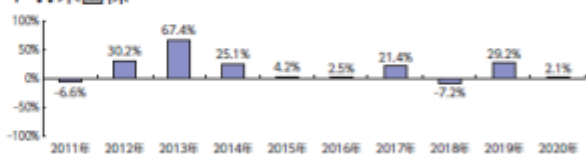
FW日本グロース株



FW日本中小型株



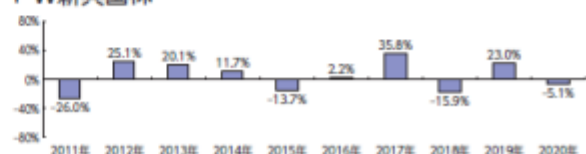
FW米国株



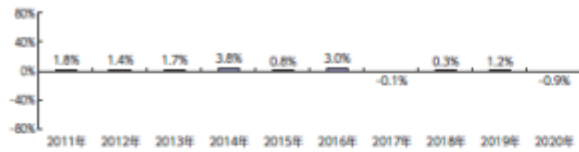
FW欧州株



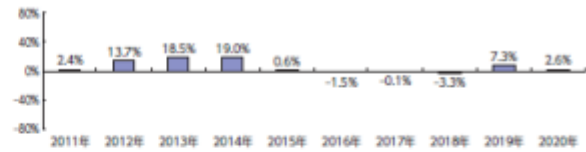
FW新興国株



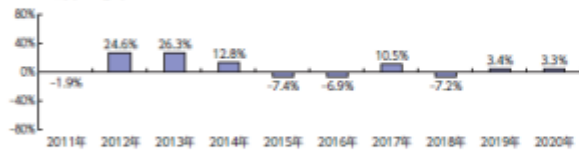
FW日本債



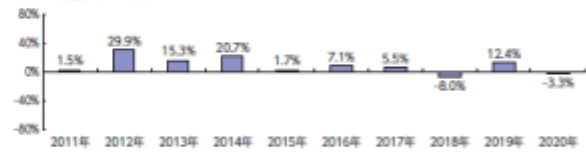
FW米国債



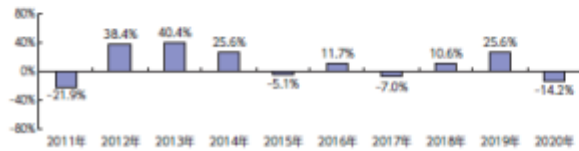
FW欧州債



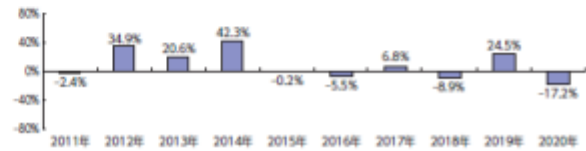
FW新興国債



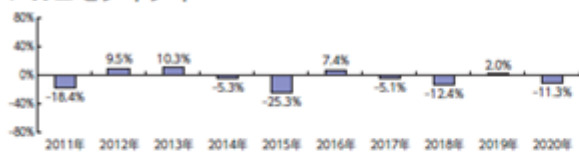
FWJ-REIT



FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2020年は9月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日（注）にお申込みいただけます。原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

（注）以下のファンドにおいては、取得申込受付不可日に該当する場合、取得のお申込みを受付けないものとします。

ファンド名	取得申込受付不可日
FW米国株	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
FW欧州株	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合
FW新興国株	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合、ならびに取得申込受付日当日またはその翌営業日が12月24日である日の場合
FW米国債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日またはその他米国債券市場の休業日と同日の場合

F W欧州債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行の休業日と同日の場合
F W新興国債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
F WG-REIT	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合
F Wコモディティ	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

取得申込受付不可日は、上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の追加または変更により、変更されることがあります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

(2) 当ファンドは、S M B Cファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

(3) 申込価額は、各ファンドにつき、以下の通りとします(当初1口=1円)。

ファンド名	申込価額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

(4) 申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位となります。

(5) お申込みの方法には、

「分配金受取型」...収益分配時に、分配金(税引後)を受領

「分配金自動再投資型」...収益分配時に、自動的に無手数料で分配金(税引後)を再投資

の二つのコースがあり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いの場合があります。

*販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日^(注)に解約のお申込みをすることができます。原則として、午後3時までには解約の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

(注) 以下のファンドにおいては、解約請求受付不可日に該当する場合、解約請求を受付けないものとします。

ファンド名	解約請求受付不可日
F W米国株	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
F W欧州株	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合
F W新興国株	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合、ならびに解約請求受付日当日またはその翌営業日が12月24日である日の場合
F W米国債	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日またはその他米国債券市場の休業日と同日の場合
F W欧州債	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行の休業日と同日の場合
F W新興国債	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
F WG-REIT	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合
F Wコモディティ	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

解約請求受付不可日は、上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の追加または変更により、変更されることがあります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額：各ファンドにつき、以下の通りとします。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

ファンド名	解約価額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して、以下の通りとします。

ファンド名	解約代金支払開始日
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W米国株 F W欧州株 F W日本債 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WJ-REIT F WG-REIT F Wヘッジファンド	6 営業日目
F W新興国株 F Wコモディティ	7 営業日目

解約にかかる手数料：ありません。

(注) 当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債

総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
指定投資信託証券	指定投資信託証券が国内籍の場合は、原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。また、指定投資信託証券が外国籍の場合は、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示され、原則として委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
FW日本バリュー株	FW日バ	FW米国債	FW米債
FW日本グロース株	FW日グ	FW欧州債	FW欧債
FW日本中小型株	FW中小	FW新興国債	FW興債
FW米国株	FW米株	FWJ-REIT	FWJR
FW欧州株	FW欧株	FWG-REIT	FWGR
FW新興国株	FW興株	FWコモディティ	FWコモ
FW日本債	FW日債	FWヘッジファンド	FWHF

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2007年2月20日)から無期限とします。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月26日から翌年9月25日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注) 計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
- ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．および前ロ．の信託契約の解約をしません。
- ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委

託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ハ．前ロ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。
- ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用にかかる報告等開示方法

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面)を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページに掲載します。
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2019年9月26日から2020年9月25日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【S M B Cファンドラップ・日本バリュー株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	1,641,405,399
投資信託受益証券	-	67,303,741,062
親投資信託受益証券	77,588,252,686	1,000,000
未収入金	103,537,299	58,296,592
流動資産合計	77,691,789,985	69,004,443,053
資産合計	77,691,789,985	69,004,443,053
負債の部		
流動負債		
未払解約金	158,136,342	161,936,691
未払受託者報酬	12,103,143	11,086,184
未払委託者報酬	282,407,972	171,774,414
その他未払費用	2,368,141	2,183,329
流動負債合計	455,015,598	346,980,618
負債合計	455,015,598	346,980,618
純資産の部		
元本等		
元本	60,752,726,575	53,766,293,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	16,484,047,812	14,891,169,009
(分配準備積立金)	13,561,200,695	12,031,168,071
元本等合計	77,236,774,387	68,657,462,435
純資産合計	77,236,774,387	68,657,462,435
負債純資産合計	77,691,789,985	69,004,443,053

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期		第14期	
	自	2018年9月26日 2019年9月25日	自	2019年9月26日 2020年9月25日
営業収益				
受取利息		-		6,122
有価証券売買等損益		6,559,104,015		98,071,321
営業収益合計		6,559,104,015		98,065,199
営業費用				
支払利息		-		175,251
受託者報酬		24,281,206		24,031,545
委託者報酬		566,563,951		473,833,908
その他費用		2,368,141		2,183,329
営業費用合計		593,213,298		500,224,033
営業利益又は営業損失()		7,152,317,313		598,289,232
経常利益又は経常損失()		7,152,317,313		598,289,232
当期純利益又は当期純損失()		7,152,317,313		598,289,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,231,015,991		913,504,208
期首剰余金又は期首欠損金()		23,234,047,344		16,484,047,812
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,195,060,518		1,893,531,361
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,195,060,518		1,893,531,361
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,023,758,728		3,801,625,140
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,023,758,728		3,801,625,140
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		16,484,047,812		14,891,169,009

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(追加情報)

第14期	
自 2019年 9月26日	
至 2020年 9月25日	
当ファンドは、2020年5月14日付で投資信託約款の変更（適用日：2020年6月24日）を行い、運用形式をファミリーファンド形式による運用から、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用に変更しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期		第14期	
	2019年 9月25日現在		2020年 9月25日現在	
1. 元本状況				
期首元本額	59,714,765,557円		60,752,726,575円	
期中追加設定元本額	9,046,015,636円		6,945,135,428円	
期中一部解約元本額	8,008,054,618円		13,931,568,577円	
2. 受益権の総数	60,752,726,575口		53,766,293,426口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期		第14期	
自 2018年 9月26日		自 2019年 9月26日	
至 2019年 9月25日		至 2020年 9月25日	
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期（2019年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,330,118,433
合計	5,330,118,433

第14期（2020年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	2,691,338,647
合計	2,691,338,647

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期（2019年9月25日現在）

該当事項はありません。

第14期（2020年9月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期（自 2019年9月26日 至 2020年9月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.2713円 「1口 = 1円 (10,000口 = 12,713円)」	1口当たり純資産額 1.2770円 「1口 = 1円 (10,000口 = 12,770円)」

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	SMDAM / FOF s 用日本パ リユー株F（適格機関投資家限 定）	64,965,001,026	67,303,741,062	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	984,252	1,000,000	
合計		2銘柄	64,965,985,278	67,304,741,062	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	2019年9月25日現在 金額（円）	2020年9月25日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,366,696,965	856,226,520
地方債証券	-	300,634,000
特殊債券	1,791,907,760	2,620,577,200
社債券	904,459,300	801,166,500
未収利息	4,389,057	9,067,218
前払費用	3,683,790	1,388,853
流動資産合計	4,071,136,872	4,589,060,291
資産合計	4,071,136,872	4,589,060,291
負債の部		
流動負債		
未払金	300,867,000	100,138,000
未払解約金	6,933,392	937,111
その他未払費用	1,188	715
流動負債合計	307,801,580	101,075,826
負債合計	307,801,580	101,075,826
純資産の部		
元本等		
元本	3,701,000,741	4,417,496,539
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	62,334,551	70,487,926
元本等合計	3,763,335,292	4,487,984,465
純資産合計	3,763,335,292	4,487,984,465
負債純資産合計	4,071,136,872	4,589,060,291

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,257,695,105円	3,701,000,741円
期中追加設定元本額	3,956,470,888円	5,227,762,221円
期中一部解約元本額	4,513,165,252円	4,511,266,423円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・日本バリュー株	-	984,252円
S M B C ファンドラップ・J-REIT	-	984,252円
S M B C ファンドラップ・G-REIT	75,496,922円	93,018,163円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	270,192,604円	311,216,889円
S M B C ファンドラップ・欧州株	98,212,939円	89,718,432円
S M B C ファンドラップ・新興国株	62,082,603円	61,111,034円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	25,014,176円	30,882,058円
S M B C ファンドラップ・米国債	131,399,807円	136,874,567円
S M B C ファンドラップ・欧州債	66,848,525円	68,341,252円
S M B C ファンドラップ・新興国債	57,417,599円	54,958,024円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	164,746,790円	167,596,581円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	37,322,389円	27,029,827円
S M B C ファンドラップ・日本債	931,690,013円	964,891,078円
D C 日本国債プラス	621,311,746円	-
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	44,584,569円	36,545,313円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	163,135,471円	130,604,200円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	7,288,364円	6,059,780円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	269,028,309円	146,670,647円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	6,605,860円	5,392,215円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	43,929,154円	47,173,770円
エマージング・ボンド・ファンド（マネー・ポートフォリオ）	295,952,899円	313,838,927円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	131,569,973円	82,975,040円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	3,066,219円	-
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,678,742円	1,339,775円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	770,196円	-
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	556,766円	-
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	707,348円	-
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	3,946,305円	-
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	-
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	-

グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネーボールファンド）	38,099,748円	-
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	24,867,372円	-
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	1,726,213円	-
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）	987,961円	-
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	2,040,519円	-
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルCBオープン（マネーボールファンド）	1,984,893円	1,941,594円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	-
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年2回決算型）	12,837円	-
カナダ高配当株ツイン（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	320,520円	320,670円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	2,904,870円	2,042,379円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	-
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	-
米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	2,567,864円	2,567,864円
米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）	-	349,729,400円
米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）	-	1,071,521,743円
米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）	-	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）	-	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型）	-	1,968,504円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド（ヘッジ付）（適格機関投資家限定）	-	98,396,143円
合計	3,701,000,741円	4,417,496,539円
2. 受益権の総数	3,701,000,741口	4,417,496,539口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(2019年9月25日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
特 殊 債 券	2,111,036
社 債 券	576,400
合 計	2,687,436

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2019年7月26日から2019年9月25日まで)を指しております。

(2020年9月25日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
地 方 債 証 券	382,600
特 殊 債 券	3,537,825
社 債 券	665,100
合 計	4,585,525

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2020年7月28日から2020年9月25日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.0168円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,168円)」	1口当たり純資産額 1.0160円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,160円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	347 大阪府公債	100,000,000	100,546,500	
	地方債証券	22-15 兵庫県公債	100,000,000	100,057,700	
	地方債証券	27-1 仙台市5年	100,000,000	100,029,800	
	特殊債券	25 政保政策投資C	600,000,000	600,118,200	
	特殊債券	120 政保道路機構	500,000,000	500,437,000	
	特殊債券	122 政保道路機構	95,000,000	95,149,720	
	特殊債券	135 政保道路機構	130,000,000	130,979,680	
	特殊債券	137 政保道路機構	95,000,000	95,876,280	
	特殊債券	18政保地方公共団	595,000,000	595,759,220	
	特殊債券	19政保地方公共団	500,000,000	501,332,500	
	特殊債券	22 国際協力銀行	100,000,000	100,924,600	
	社債券	25 中日本高速道	100,000,000	100,286,700	
	社債券	2 コカ・コーライースト	100,000,000	100,049,500	
	社債券	3 大日本印刷	100,000,000	100,296,500	
	社債券	57 クレディセゾン	100,000,000	100,119,000	
	社債券	27 三菱UFJリース	100,000,000	100,189,000	
	社債券	5 日本梱包運輸	100,000,000	100,098,900	
	社債券	369 中国電力	100,000,000	100,067,600	
	社債券	2 ファーストリテイリング	100,000,000	100,059,300	
合計		19銘柄	3,715,000,000	3,722,377,700	

【SMBCFاندラップ・日本グロース株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	681,637,861	1,024,103,667
投資信託受益証券	36,272,219,098	43,445,323,857
親投資信託受益証券	167,514,536	170,278,126
未収入金	88,238,652	37,022,096
流動資産合計	37,209,610,147	44,676,727,746
資産合計	37,209,610,147	44,676,727,746
負債の部		
流動負債		
未払解約金	83,776,830	105,157,064
未払受託者報酬	5,786,035	7,121,362
未払委託者報酬	48,217,293	59,345,040
その他未払費用	1,213,763	1,316,159
流動負債合計	138,993,921	172,939,625
負債合計	138,993,921	172,939,625
純資産の部		
元本等		
元本	42,774,788,276	43,973,955,754
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,704,172,050	529,832,367
(分配準備積立金)	4,229,669,630	7,051,800,947
元本等合計	37,070,616,226	44,503,788,121
純資産合計	37,070,616,226	44,503,788,121
負債純資産合計	37,209,610,147	44,676,727,746

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期		第14期	
	自	2018年9月26日 2019年9月25日	自	2019年9月26日 2020年9月25日
営業収益				
受取利息		5,223		20,453
有価証券売買等損益		4,359,657,986		7,569,657,891
営業収益合計		4,359,652,763		7,569,678,344
営業費用				
支払利息		548,576		496,803
受託者報酬		11,310,424		13,383,518
委託者報酬		94,254,131		111,529,936
その他費用		1,254,362		1,317,678
営業費用合計		107,367,493		126,727,935
営業利益又は営業損失()		4,467,020,256		7,442,950,409
経常利益又は経常損失()		4,467,020,256		7,442,950,409
当期純利益又は当期純損失()		4,467,020,256		7,442,950,409
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		554,749,778		634,186,457
期首剰余金又は期首欠損金()		731,066,621		5,704,172,050
剰余金増加額又は欠損金減少額		140,314,985		1,702,922,751
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		140,314,985		1,702,922,751
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,201,149,936		2,277,682,286
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,201,149,936		2,277,682,286
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		5,704,172,050		529,832,367

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年 9月25日現在	2020年 9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	38,525,768,755円	42,774,788,276円
期中追加設定元本額	8,823,573,556円	13,281,697,406円
期中一部解約元本額	4,574,554,035円	12,082,529,928円
2. 受益権の総数	42,774,788,276口	43,973,955,754口
3. 元本の欠損	5,704,172,050円	-

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 2018年 9月26日	自 2019年 9月26日
至 2019年 9月25日	至 2020年 9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
<p>1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額</p>	<p>金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期（2019年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	42,665
投資信託受益証券	1,758,138,214
合計	1,758,095,549

第14期（2020年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	104,952
投資信託受益証券	6,775,886,304
合計	6,775,781,352

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期（2019年9月25日現在）

該当事項はありません。

第14期（2020年9月25日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期（自 2019年9月26日 至 2020年9月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.8666円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 8,666円）」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>1.0120円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 10,120円）」</p>

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	ノムラF O F s用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)	27,674,496,203	34,728,725,285	
	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/F O F s用 日本株式ファンド(適格機関投資家専用)	7,043,146,875	8,716,598,572	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	167,596,581	170,278,126	
合計		3銘柄	34,885,239,659	43,615,601,983	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

【S M B Cファンドラップ・日本中小型株】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	195,390,016	193,223,751
投資信託受益証券	9,803,618,857	8,660,541,370
親投資信託受益証券	37,949,405	27,462,304
未収入金	22,933,157	9,694,724
流動資産合計	10,059,891,435	8,890,922,149
資産合計	10,059,891,435	8,890,922,149
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,817,985	21,975,087
未払受託者報酬	1,618,823	1,405,159
未払委託者報酬	13,490,614	11,709,943
その他未払費用	643,806	611,478
流動負債合計	37,571,228	35,701,667
負債合計	37,571,228	35,701,667
純資産の部		
元本等		
元本	6,882,451,174	5,241,657,875
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,139,869,033	3,613,562,607
（分配準備積立金）	2,088,714,723	1,549,649,555
元本等合計	10,022,320,207	8,855,220,482
純資産合計	10,022,320,207	8,855,220,482
負債純資産合計	10,059,891,435	8,890,922,149

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	第14期 自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	1,518	4,591
有価証券売買等損益	1,819,670,186	1,115,414,730
営業収益合計	1,819,668,668	1,115,419,321
営業費用		
支払利息	159,896	113,420
受託者報酬	3,255,329	3,103,390
委託者報酬	27,128,578	25,862,223
その他費用	655,953	611,911
営業費用合計	31,199,756	29,690,944
営業利益又は営業損失 ()	1,850,868,424	1,085,728,377
経常利益又は経常損失 ()	1,850,868,424	1,085,728,377
当期純利益又は当期純損失 ()	1,850,868,424	1,085,728,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	253,684,879	137,185,279
期首剰余金又は期首欠損金 ()	4,787,224,546	3,139,869,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	717,629,034	392,815,553
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	717,629,034	392,815,553
剰余金減少額又は欠損金増加額	767,801,002	1,142,035,635
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	767,801,002	1,142,035,635
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3,139,869,033	3,613,562,607

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	6,556,593,567円	6,882,451,174円
期中追加設定元本額	1,406,205,999円	858,937,669円
期中一部解約元本額	1,080,348,392円	2,499,730,968円
2. 受益権の総数	6,882,451,174口	5,241,657,875口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,271
投資信託受益証券	1,542,739,659
合計	1,542,748,930

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	19,404
投資信託受益証券	1,312,497,625
合計	1,312,478,221

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.4562円 「1口 = 1円(10,000口 = 14,562円)」	1口当たり純資産額 1.6894円 「1口 = 1円(10,000口 = 16,894円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	日興アセット / FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	4,778,781,088	4,599,098,919	
	投資信託受益証券	SBI / FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	4,937,923,953	4,061,442,451	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	27,029,827	27,462,304	
合計 3銘柄			9,743,734,868	8,688,003,674	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

【S M B Cファンドラップ・米国株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	640,187,090	410,076,093
コール・ローン	995,869,119	1,060,371,797
投資証券	59,372,618,591	56,248,210,823
派生商品評価勘定	354,010	-
未収入金	-	168,896,000
流動資産合計	61,009,028,810	57,887,554,713
資産合計	61,009,028,810	57,887,554,713
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,645	84,505
未払解約金	135,892,961	141,173,187
未払受託者報酬	9,931,053	9,920,209
未払委託者報酬	331,036,521	330,674,934
その他未払費用	1,490,471	1,506,901
流動負債合計	478,353,651	483,359,736
負債合計	478,353,651	483,359,736
純資産の部		
元本等		
元本	25,498,034,798	22,522,628,206
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	35,032,640,361	34,881,566,771
(分配準備積立金)	13,000,884,679	13,258,693,660
元本等合計	60,530,675,159	57,404,194,977
純資産合計	60,530,675,159	57,404,194,977
負債純資産合計	61,009,028,810	57,887,554,713

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日	自 2019年9月26日
	至 2019年9月25日	至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	3,772,819	583,205
有価証券売買等損益	2,851,652,502	6,022,676,374
為替差損益	3,312,321,189	783,063,393
営業収益合計	456,895,868	5,240,196,186
営業費用		
支払利息	528,713	411,083
受託者報酬	20,243,115	20,201,082
委託者報酬	674,773,272	673,372,288
その他費用	2,123,995	2,054,393
営業費用合計	697,669,095	696,038,846
営業利益又は営業損失()	1,154,564,963	4,544,157,340
経常利益又は経常損失()	1,154,564,963	4,544,157,340
当期純利益又は当期純損失()	1,154,564,963	4,544,157,340
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	428,665,853	444,803,491
期首剰余金又は期首欠損金()	39,212,417,282	35,032,640,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,672,253,298	5,615,119,498
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,672,253,298	5,615,119,498
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,126,131,109	9,865,546,937
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,126,131,109	9,865,546,937
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	35,032,640,361	34,881,566,771

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年 9月25日現在	2020年 9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	27,660,009,308円	25,498,034,798円
期中追加設定元本額	3,619,252,156円	4,245,204,478円
期中一部解約元本額	5,781,226,666円	7,220,611,070円
2. 受益権の総数	25,498,034,798口	22,522,628,206口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
至 2019年 9月25日	至 2020年 9月25日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 346,673,098円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 340,165,703円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期（2019年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	2,744,206,459
合計	2,744,206,459

第14期（2020年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	4,789,262,896
合計	4,789,262,896

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

区分	種類	第13期 2019年9月25日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	2,834,715	-	2,832,070	2,645
	売建 アメリカ・ドル	58,761,051	-	58,407,041	354,010
合計		-	-	61,239,111	351,365

区分	種類	第14期 2020年9月25日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	49,875,397	-	49,959,902	84,505
合計		-	-	49,959,902	84,505

(注) 時価の算定方法

- A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 2.3739円 「1口 = 1円(10,000口 = 23,739円)」	1口当たり純資産額 2.5487円 「1口 = 1円(10,000口 = 25,487円)」

(重要な後発事象)

当ファンドは、2007年2月20日の設定以来運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託し運用しておりましたが、SMB Cファンドラップシリーズの他の投資信託と同様のファンド・オブ・ファンズ形式での運用とするため以下の内容につき約款変更を実施する手続きを進めており、2020年10月16日にホームページ上に公告(電子公告)を掲載し、異議申立ての受付を行っております。

1. 重大な約款変更・・・異議申立手続きを行う。

(1)運用指図にかかる権限の委託解除

(2)申込に係る基準価額適用日

(3)申込に係る受付不可日

2. 非重大な約款変更・・・上記重大な約款変更が可決された場合に変更を行う。

(1)信託報酬

(2)指定投資信託証券および親投資信託の追加

異議申立期間(2020年10月16日から2020年11月26日まで)中に異議の申立てのあった受益者の保有する受益権の口数が2020年10月16日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合に信託約款の変更が行われません。2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行われません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
アメリカ・ドル	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV – U.S. Blue Chip Equity Fund	2,114,224.840	106,578,074.180	
	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV – U.S. Large-Cap Growth Equity Fund	4,153,311.060	214,393,916.910	
	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV – U.S. Large-Cap Value Equity Fund	10,701,179.780	211,883,359.640	

小計(アメリカ・ドル) 3 銘柄	16,968,715.680	532,855,350.730 (56,248,210,823)	
合計		56,248,210,823 (56,248,210,823)	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 3 銘柄	97.98%	100.00%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しており、ここでは省略しております。

【SMBCFاندラップ・欧州株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	371,368,949	440,540,625
投資信託受益証券	20,513,560,879	19,095,867,399
親投資信託受益証券	99,862,916	91,153,926
未収入金	38,084,631	18,883,938
流動資産合計	21,022,877,375	19,646,445,888
資産合計	21,022,877,375	19,646,445,888
負債の部		
流動負債		
未払解約金	36,274,044	30,629,443
未払受託者報酬	3,431,738	3,327,699
未払委託者報酬	28,598,128	27,731,161
その他未払費用	957,734	999,712
流動負債合計	69,261,644	62,688,015
負債合計	69,261,644	62,688,015
純資産の部		
元本等		
元本	19,012,441,840	17,332,304,232
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,941,173,891	2,251,453,641
(分配準備積立金)	1,708,562,009	1,279,859,200
元本等合計	20,953,615,731	19,583,757,873
純資産合計	20,953,615,731	19,583,757,873
負債純資産合計	21,022,877,375	19,646,445,888

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	3,025	10,022
有価証券売買等損益	2,178,113,902	717,047,244
営業収益合計	2,178,110,877	717,057,266
営業費用		
支払利息	331,164	252,105
受託者報酬	6,428,932	6,902,083
委託者報酬	53,575,122	57,518,030
その他費用	980,659	1,000,559
営業費用合計	61,315,877	65,672,777
営業利益又は営業損失()	2,239,426,754	651,384,489
経常利益又は経常損失()	2,239,426,754	651,384,489
当期純利益又は当期純損失()	2,239,426,754	651,384,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	224,195,804	15,729,939
期首剰余金又は期首欠損金()	3,800,140,882	1,941,173,891
剰余金増加額又は欠損金減少額	593,004,423	156,724,722
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	593,004,423	156,724,722
剰余金減少額又は欠損金増加額	436,740,464	513,559,400
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	436,740,464	513,559,400
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,941,173,891	2,251,453,641

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	16,387,037,894円	19,012,441,840円
期中追加設定元本額	4,623,331,838円	3,740,708,658円
期中一部解約元本額	1,997,927,892円	5,420,846,266円
2. 受益権の総数	19,012,441,840口	17,332,304,232口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	24,044
投資信託受益証券	1,932,821,421
合計	1,932,845,465

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	62,749
投資信託受益証券	705,031,809
合計	704,969,060

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.1021円 「1口=1円(10,000口=11,021円)」	1口当たり純資産額 1.1299円 「1口=1円(10,000口=11,299円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	シュローダー / FOFs用欧州株F (適格機関投資家限定)	16,882,563,345	19,095,867,399	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	89,718,432	91,153,926	
合計		2銘柄	16,972,281,777	19,187,021,325	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・新興国株】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	18,703,651	17,454,257
コール・ローン	278,962,099	424,710,927
投資信託受益証券	8,525,572,270	7,764,959,146
投資証券	6,663,360,395	8,058,247,815
親投資信託受益証券	63,125,590	62,088,810
派生商品評価勘定	72,969	-
未収入金	19,160,283	17,529,251
流動資産合計	15,568,957,257	16,344,990,206
資産合計	15,568,957,257	16,344,990,206
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	74,032
未払解約金	32,627,667	37,967,693
未払受託者報酬	2,526,016	2,667,610
未払委託者報酬	21,050,443	22,230,361
その他未払費用	757,993	865,925
流動負債合計	56,962,119	63,805,621
負債合計	56,962,119	63,805,621
純資産の部		
元本等		
元本	14,133,101,382	13,851,962,912
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,378,893,756	2,429,221,673
(分配準備積立金)	1,414,683,572	1,701,338,134
元本等合計	15,511,995,138	16,281,184,585
純資産合計	15,511,995,138	16,281,184,585
負債純資産合計	15,568,957,257	16,344,990,206

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	第14期 自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	1,983	8,106
有価証券売買等損益	24,737,766	1,483,428,312
為替差損益	332,818,764	129,044,342
営業収益合計	357,554,547	1,354,392,076
営業費用		
支払利息	238,793	211,230
受託者報酬	4,340,075	5,358,251
委託者報酬	36,167,981	44,652,706
その他費用	783,092	872,510
営業費用合計	41,529,941	51,094,697
営業利益又は営業損失()	399,084,488	1,303,297,379
経常利益又は経常損失()	399,084,488	1,303,297,379
当期純利益又は当期純損失()	399,084,488	1,303,297,379
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	26,258,025	77,879,072
期首剰余金又は期首欠損金()	1,096,869,849	1,378,893,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	811,537,406	159,005,665
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	811,537,406	159,005,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	156,687,036	334,096,055
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	156,687,036	334,096,055
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,378,893,756	2,429,221,673

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年9月26日	至 2020年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	10,198,015,449円	14,133,101,382円
期中追加設定元本額	5,302,326,111円	3,415,625,338円
期中一部解約元本額	1,367,240,178円	3,696,763,808円
2. 受益権の総数	14,133,101,382口	13,851,962,912口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 2018年9月26日	自 2019年9月26日
至 2019年9月25日	至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年9月26日	至 2020年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券及び投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	11,315
投資信託受益証券	47,824,134
投資証券	17,504,500
合計	30,330,949

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	39,744
投資信託受益証券	393,049,862
投資証券	1,027,013,115
合計	1,420,023,233

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

区分	種類	第13期 2019年9月25日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	10,378,269	-	10,305,300	72,969

合計		-	-	10,305,300	72,969
区分	種類	第14期 2020年9月25日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	16,786,863	-	16,860,895	74,032
合計		-	-	16,860,895	74,032

(注) 時価の算定方法

- A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日に当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.0976円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,976円)」	1口当たり純資産額 1.1754円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,754円)」

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	GIM / FOFs用新興国株F(適格機関投資家限定)	6,455,735,905	7,764,959,146	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	61,111,034	62,088,810	
	小計(日本) 2銘柄		6,516,846,939	7,827,047,956	
アメリカ・ドル	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	45,109.071	76,338,080.850	
	小計(アメリカ・ドル) 1銘柄		45,109.071	76,338,080.850 (8,058,247,815)	
合計				15,885,295,771 (8,058,247,815)	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	49.49%	50.73%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しており、ここでは省略しております。

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B C ファンドラップ・日本バリュース株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・日本債】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,181,749,654	3,939,542,551
投資信託受益証券	197,434,005,409	171,492,172,560
親投資信託受益証券	947,342,405	980,329,335
未収入金	365,496,902	219,286,347
流動資産合計	202,928,594,370	176,631,330,793
資産合計	202,928,594,370	176,631,330,793
負債の部		
流動負債		
未払解約金	462,958,217	474,720,274
未払受託者報酬	33,119,359	29,421,553
未払委託者報酬	220,795,959	196,144,001
その他未払費用	1,644,113	1,674,829
流動負債合計	718,517,648	701,960,657
負債合計	718,517,648	701,960,657
純資産の部		
元本等		
元本	170,139,010,811	151,082,783,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	32,071,065,911	24,846,586,927
(分配準備積立金)	6,154,167,248	4,634,879,601
元本等合計	202,210,076,722	175,929,370,136
純資産合計	202,210,076,722	175,929,370,136
負債純資産合計	202,928,594,370	176,631,330,793

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期		第14期	
	自	2018年9月26日 2019年9月25日	自	2019年9月26日 2020年9月25日
営業収益				
受取利息		30,924		90,221
有価証券売買等損益		7,495,779,216		3,536,826,840
営業収益合計		7,495,810,140		3,536,736,619
営業費用				
支払利息		3,322,355		2,269,774
受託者報酬		66,563,863		62,442,511
委託者報酬		443,759,610		416,283,888
その他費用		1,891,464		1,683,201
営業費用合計		515,537,292		482,679,374
営業利益又は営業損失()		6,980,272,848		4,019,415,993
経常利益又は経常損失()		6,980,272,848		4,019,415,993
当期純利益又は当期純損失()		6,980,272,848		4,019,415,993
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		603,551,600		793,462,146
期首剰余金又は期首欠損金()		25,952,493,956		32,071,065,911
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,906,488,234		4,540,253,195
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,906,488,234		4,540,253,195
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,164,637,527		8,538,778,332
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,164,637,527		8,538,778,332
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		32,071,065,911		24,846,586,927

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年 9月25日現在	2020年 9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	174,097,611,817円	170,139,010,811円
期中追加設定元本額	23,859,983,267円	26,479,413,570円
期中一部解約元本額	27,818,584,273円	45,535,641,172円
2. 受益権の総数	170,139,010,811口	151,082,783,209口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年 9月26日 至 2019年 9月25日	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	258,979
投資信託受益証券	6,805,917,249
合計	6,805,658,270

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	687,570
投資信託受益証券	2,856,656,069
合計	2,857,343,639

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.1885円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,885円)」	1口当たり純資産額 1.1645円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,645円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	三井住友 / FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	139,970,757,885	171,492,172,560	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	964,891,078	980,329,335	
合計		2銘柄	140,935,648,963	172,472,501,895	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・米国債】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	624,591,938	759,994,144
投資信託受益証券	28,446,941,085	30,214,313,420
親投資信託受益証券	133,607,323	139,064,560
未収入金	53,143,454	25,003,339
流動資産合計	29,258,283,800	31,138,375,463
資産合計	29,258,283,800	31,138,375,463
負債の部		
流動負債		
未払解約金	50,569,582	46,492,673
未払受託者報酬	4,659,506	5,176,810
未払委託者報酬	38,829,425	43,140,360
その他未払費用	1,075,302	1,162,218
流動負債合計	95,133,815	95,972,061
負債合計	95,133,815	95,972,061
純資産の部		
元本等		
元本	23,900,827,180	24,257,115,114
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,262,322,805	6,785,288,288
(分配準備積立金)	1,304,559,203	2,363,551,050
元本等合計	29,163,149,985	31,042,403,402
純資産合計	29,163,149,985	31,042,403,402
負債純資産合計	29,258,283,800	31,138,375,463

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	3,916	15,369
有価証券売買等損益	1,290,714,247	1,512,369,822
営業収益合計	1,290,718,163	1,512,385,191
営業費用		
支払利息	439,504	374,407
受託者報酬	8,541,512	10,038,544
委託者報酬	71,179,862	83,655,265
その他費用	1,104,736	1,163,413
営業費用合計	81,265,614	95,231,629
営業利益又は営業損失()	1,209,452,549	1,417,153,562
経常利益又は経常損失()	1,209,452,549	1,417,153,562
当期純利益又は当期純損失()	1,209,452,549	1,417,153,562
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	50,113,837	155,426,011
期首剰余金又は期首欠損金()	3,293,756,294	5,262,322,805
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,248,814,662	1,168,253,506
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,248,814,662	1,168,253,506
剰余金減少額又は欠損金増加額	439,586,863	907,015,574
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	439,586,863	907,015,574
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	5,262,322,805	6,785,288,288

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年 9月25日現在	2020年 9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	20,023,501,997円	23,900,827,180円
期中追加設定元本額	6,506,757,893円	4,420,446,060円
期中一部解約元本額	2,629,432,710円	4,064,158,126円
2. 受益権の総数	23,900,827,180口	24,257,115,114口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年 9月26日 至 2019年 9月25日	自 2019年 9月26日 至 2020年 9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	31,092
投資信託受益証券	1,229,468,868
合計	1,229,437,776

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	94,935
投資信託受益証券	1,368,230,717
合計	1,368,135,782

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.2202円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,202円)」	1口当たり純資産額 1.2797円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,797円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	ブラックロック / FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)	20,964,691,521	30,214,313,420	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	136,874,567	139,064,560	
合計		2銘柄	21,101,566,088	30,353,377,980	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュース株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・欧州債】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	281,796,023	179,217,980
投資信託受益証券	13,478,575,909	9,192,195,976
親投資信託受益証券	67,971,580	69,434,712
未収入金	25,018,502	7,438,010
流動資産合計	13,853,362,014	9,448,286,678
資産合計	13,853,362,014	9,448,286,678
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,789,103	14,035,872
未払受託者報酬	2,270,450	1,570,101
未払委託者報酬	18,920,769	13,084,504
その他未払費用	827,758	701,774
流動負債合計	45,808,080	29,392,251
負債合計	45,808,080	29,392,251
純資産の部		
元本等		
元本	11,311,393,799	7,401,489,138
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,496,160,135	2,017,405,289
(分配準備積立金)	388,644,602	374,996,158
元本等合計	13,807,553,934	9,418,894,427
純資産合計	13,807,553,934	9,418,894,427
負債純資産合計	13,853,362,014	9,448,286,678

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	2,394	4,915
有価証券売買等損益	376,657,576	253,244,651
営業収益合計	376,655,182	253,249,566
営業費用		
支払利息	267,682	133,740
受託者報酬	5,037,625	3,842,966
委託者報酬	41,980,958	32,025,313
その他費用	848,583	702,414
営業費用合計	48,134,848	36,704,433
営業利益又は営業損失()	424,790,030	216,545,133
経常利益又は経常損失()	424,790,030	216,545,133
当期純利益又は当期純損失()	424,790,030	216,545,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	176,267,994	153,990,933
期首剰余金又は期首欠損金()	3,444,716,473	2,496,160,135
剰余金増加額又は欠損金減少額	527,189,626	329,356,729
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	527,189,626	329,356,729
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,227,223,928	1,178,647,641
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,227,223,928	1,178,647,641
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	2,496,160,135	2,017,405,289

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年9月26日	至 2020年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	13,812,512,214円	11,311,393,799円
期中追加設定元本額	2,495,631,602円	1,418,773,301円
期中一部解約元本額	4,996,750,017円	5,328,677,962円
2. 受益権の総数	11,311,393,799口	7,401,489,138口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年9月26日	至 2020年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	17,406
投資信託受益証券	209,764,619
合計	209,782,025

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	49,252
投資信託受益証券	417,439,119
合計	417,389,867

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.2207円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,207円)」	1口当たり純資産額 1.2726円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,726円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)	6,926,528,503	9,192,195,976	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	68,341,252	69,434,712	
	合計	2銘柄	6,994,869,755	9,261,630,688	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュース株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・新興国債】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	301,840,176	309,986,279
投資信託受益証券	13,330,856,070	12,504,902,431
親投資信託受益証券	58,382,214	55,837,352
未収入金	26,840,572	12,709,571
流動資産合計	13,717,919,032	12,883,435,633
資産合計	13,717,919,032	12,883,435,633
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,577,121	20,278,279
未払受託者報酬	2,186,740	2,142,776
未払委託者報酬	18,223,227	17,856,864
その他未払費用	725,557	769,489
流動負債合計	46,712,645	41,047,408
負債合計	46,712,645	41,047,408
純資産の部		
元本等		
元本	7,200,338,250	6,808,731,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,470,868,137	6,033,656,363
(分配準備積立金)	1,099,567,687	888,800,666
元本等合計	13,671,206,387	12,842,388,225
純資産合計	13,671,206,387	12,842,388,225
負債純資産合計	13,717,919,032	12,883,435,633

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	1,958	6,698
有価証券売買等損益	864,824,955	7,287,973
営業収益合計	864,826,913	7,281,275
営業費用		
支払利息	210,847	163,570
受託者報酬	4,015,322	4,394,841
委託者報酬	33,461,681	36,624,383
その他費用	739,219	770,064
営業費用合計	38,427,069	41,952,858
営業利益又は営業損失()	826,399,844	49,234,133
経常利益又は経常損失()	826,399,844	49,234,133
当期純利益又は当期純損失()	826,399,844	49,234,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	47,061,836	54,661,439
期首剰余金又は期首欠損金()	4,829,387,990	6,470,868,137
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,590,632,198	946,955,032
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,590,632,198	946,955,032
剰余金減少額又は欠損金増加額	728,490,059	1,389,594,112
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	728,490,059	1,389,594,112
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	6,470,868,137	6,033,656,363

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	6,237,877,042円	7,200,338,250円
期中追加設定元本額	1,897,477,489円	1,167,512,280円
期中一部解約元本額	935,016,281円	1,559,118,668円
2. 受益権の総数	7,200,338,250口	6,808,731,862口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,535
投資信託受益証券	810,773,340
合計	810,759,805

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	39,008
投資信託受益証券	45,664,373
合計	45,625,365

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.8987円 「1口 = 1円(10,000口 = 18,987円)」	1口当たり純資産額 1.8862円 「1口 = 1円(10,000口 = 18,862円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)	6,212,998,674	12,504,902,431	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	54,958,024	55,837,352	
合計		2銘柄	6,267,956,698	12,560,739,783	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

【S M B Cファンドラップ・J-REIT】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	110,030,162
投資信託受益証券	-	8,609,515,160
親投資信託受益証券	8,862,125,189	1,000,000
未収入金	12,051,238	11,379,950
流動資産合計	8,874,176,427	8,731,925,272
資産合計	8,874,176,427	8,731,925,272
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,344,901	21,114,516
未払受託者報酬	1,336,701	1,399,635
未払委託者報酬	24,061,374	17,979,667
その他未払費用	784,600	707,183
流動負債合計	44,527,576	41,201,001
負債合計	44,527,576	41,201,001
純資産の部		
元本等		
元本	5,232,333,055	6,058,419,078
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,597,315,796	2,632,305,193
(分配準備積立金)	2,217,624,160	1,986,542,103
元本等合計	8,829,648,851	8,690,724,271
純資産合計	8,829,648,851	8,690,724,271
負債純資産合計	8,874,176,427	8,731,925,272

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	-	355
有価証券売買等損益	2,213,577,205	1,051,735,541
営業収益合計	2,213,577,205	1,051,735,186
営業費用		
支払利息	-	10,043
受託者報酬	2,964,759	2,838,848
委託者報酬	53,367,223	43,886,142
その他費用	784,600	707,183
営業費用合計	57,116,582	47,442,216
営業利益又は営業損失()	2,156,460,623	1,099,177,402
経常利益又は経常損失()	2,156,460,623	1,099,177,402
当期純利益又は当期純損失()	2,156,460,623	1,099,177,402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	380,428,108	199,458,572
期首剰余金又は期首欠損金()	2,349,804,928	3,597,315,796
剰余金増加額又は欠損金減少額	539,734,302	693,264,314
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	539,734,302	693,264,314
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,068,255,949	758,556,087
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,068,255,949	758,556,087
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	3,597,315,796	2,632,305,193

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(追加情報)

第14期	
自 2019年 9月26日	
至 2020年 9月25日	
当ファンドは、2020年5月14日付で投資信託約款の変更（適用日：2020年6月24日）を行い、運用形式をファミリーファンド形式による運用から、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用に変更しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期		第14期	
	2019年 9月25日現在		2020年 9月25日現在	
1. 元本状況				
期首元本額	7,146,408,986円		5,232,333,055円	
期中追加設定元本額	1,297,820,190円		2,004,324,047円	
期中一部解約元本額	3,211,896,121円		1,178,238,024円	
2. 受益権の総数	5,232,333,055口		6,058,419,078口	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期		第14期	
自 2018年 9月26日		自 2019年 9月26日	
至 2019年 9月25日		至 2020年 9月25日	
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。		

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>
--	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,823,670,683
合計	1,823,670,683

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	147,211,200
合計	147,211,200

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.6875円 「1口 = 1円(10,000口 = 16,875円)」	1口当たり純資産額 1.4345円 「1口 = 1円(10,000口 = 14,345円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	SMDAM / FOFs用J - RE IT (適格機関投資家限定)	8,306,333,971	8,609,515,160	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	984,252	1,000,000	
合計		2銘柄	8,307,318,223	8,610,515,160	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュース株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・G-REIT】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	254,267,956	352,030,124
投資信託受益証券	13,580,122,891	14,465,341,355
親投資信託受益証券	76,765,270	94,506,453
未収入金	26,011,384	15,356,266
流動資産合計	13,937,167,501	14,927,234,198
資産合計	13,937,167,501	14,927,234,198
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,775,639	23,833,098
未払受託者報酬	2,183,372	2,559,043
未払委託者報酬	18,195,076	21,325,753
その他未払費用	714,971	816,695
流動負債合計	45,869,058	48,534,589
負債合計	45,869,058	48,534,589
純資産の部		
元本等		
元本	11,065,174,115	14,501,416,890
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,826,124,328	377,282,719
(分配準備積立金)	1,857,005,945	1,513,646,971
元本等合計	13,891,298,443	14,878,699,609
純資産合計	13,891,298,443	14,878,699,609
負債純資産合計	13,937,167,501	14,927,234,198

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	1,579	6,486
有価証券売買等損益	1,373,891,579	2,200,617,700
その他収益	-	1,291,066
営業収益合計	1,373,893,158	2,199,320,148
営業費用		
支払利息	175,542	192,420
受託者報酬	3,910,490	4,868,035
委託者報酬	32,588,125	40,567,698
その他費用	726,847	817,278
営業費用合計	37,401,004	46,445,431
営業利益又は営業損失()	1,336,492,154	2,245,765,579
経常利益又は経常損失()	1,336,492,154	2,245,765,579
当期純利益又は当期純損失()	1,336,492,154	2,245,765,579
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	76,485,985	200,663,350
期首剰余金又は期首欠損金()	1,169,476,251	2,826,124,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	600,944,171	141,734,022
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	600,944,171	141,734,022
剰余金減少額又は欠損金増加額	204,302,263	545,473,402
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	204,302,263	545,473,402
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	2,826,124,328	377,282,719

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	9,423,286,421円	11,065,174,115円
期中追加設定元本額	3,238,772,117円	6,130,540,634円
期中一部解約元本額	1,596,884,423円	2,694,297,859円
2. 受益権の総数	11,065,174,115口	14,501,416,890口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>	

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13期(2019年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	18,292
投資信託受益証券	1,282,329,146
合計	1,282,310,854

第14期(2020年9月25日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	54,010
投資信託受益証券	2,013,532,044
合計	2,013,586,054

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期(2019年9月25日現在)

該当事項はありません。

第14期(2020年9月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自2019年9月26日至2020年9月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
1口当たり純資産額 1.2554円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,554円)」	1口当たり純資産額 1.0260円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,260円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	大和住銀/プリンシパルF0Fs用 外国リートF(適格機関投資家 限定)	14,545,340,730	14,465,341,355	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	93,018,163	94,506,453	
	合計	2銘柄	14,638,358,893	14,559,847,808	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・コモディティ】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,630,395	102,783,921
投資信託受益証券	4,199,704,047	4,989,242,778
親投資信託受益証券	25,434,414	31,376,170
未収入金	9,903,997	7,071,193
流動資産合計	4,316,672,853	5,130,474,062
資産合計	4,316,672,853	5,130,474,062
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,370,833	10,646,149
未払受託者報酬	708,054	794,234
未払委託者報酬	5,900,759	6,618,910
その他未払費用	286,443	296,353
流動負債合計	16,266,089	18,355,646
負債合計	16,266,089	18,355,646
純資産の部		
元本等		
元本	10,835,464,791	14,089,545,680
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,535,058,027	8,977,427,264
(分配準備積立金)	98,481	83,937
元本等合計	4,300,406,764	5,112,118,416
純資産合計	4,300,406,764	5,112,118,416
負債純資産合計	4,316,672,853	5,130,474,062

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期		第14期	
	自	2018年9月26日 至 2019年9月25日	自	2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益				
受取利息		636		1,932
有価証券売買等損益		406,524,337		249,966,966
営業収益合計		406,523,701		249,965,034
営業費用				
支払利息		67,811		53,732
受託者報酬		1,432,727		1,482,079
委託者報酬		11,940,053		12,351,352
その他費用		291,479		296,537
営業費用合計		13,732,070		14,183,700
営業利益又は営業損失()		420,255,771		264,148,734
経常利益又は経常損失()		420,255,771		264,148,734
当期純利益又は当期純損失()		420,255,771		264,148,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		24,269,412		45,618,417
期首剰余金又は期首欠損金()		5,837,953,323		6,535,058,027
剰余金増加額又は欠損金減少額		634,130,331		1,195,749,754
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		634,130,331		1,195,749,754
剰余金減少額又は欠損金増加額		935,248,676		3,419,588,674
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		935,248,676		3,419,588,674
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		6,535,058,027		8,977,427,264

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年 9月25日現在	2020年 9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	10,341,113,017円	10,835,464,791円
期中追加設定元本額	1,616,481,976円	5,208,159,748円
期中一部解約元本額	1,122,130,202円	1,954,078,859円
2. 受益権の総数	10,835,464,791口	14,089,545,680口
3. 元本の欠損		
	6,535,058,027円	8,977,427,264円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 2018年 9月26日	自 2019年 9月26日
至 2019年 9月25日	至 2020年 9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期	
	自 2019年 9月26日	至 2020年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期（2019年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,994
投資信託受益証券	379,898,018
合計	379,905,012

第14期（2020年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	18,718
投資信託受益証券	204,220,294
合計	204,239,012

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期（2019年9月25日現在）

該当事項はありません。

第14期（2020年9月25日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期（自 2019年9月26日 至 2020年9月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.3969円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 3,969円）」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.3628円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 3,628円）」</p>

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	パインブリッジ/ FOFs用コモ ディティF(適格機関投資家限 定)	14,046,291,607	4,989,242,778	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	30,882,058	31,376,170	
合計		2銘柄	14,077,173,665	5,020,618,948	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B C ファンドラップ・日本バリュース株」に記載のとおりであります。

【SMBCFاندラップ・ヘッジファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,031,663,840	1,262,817,327
投資信託受益証券	53,191,581,022	57,715,436,727
親投資信託受益証券	274,731,839	316,196,359
未収入金	129,156,610	175,986,600
流動資産合計	54,627,133,311	59,470,437,013
資産合計	54,627,133,311	59,470,437,013
負債の部		
流動負債		
未払解約金	122,759,855	212,085,744
未払受託者報酬	9,000,229	9,882,355
未払委託者報酬	79,314,694	82,353,204
その他未払費用	1,431,049	1,471,604
流動負債合計	212,505,827	305,792,907
負債合計	212,505,827	305,792,907
純資産の部		
元本等		
元本	53,693,372,914	59,908,320,866
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	721,254,570	743,676,760
(分配準備積立金)	438,000,042	361,106,536
元本等合計	54,414,627,484	59,164,644,106
純資産合計	54,414,627,484	59,164,644,106
負債純資産合計	54,627,133,311	59,470,437,013

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	第14期 自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
営業収益		
受取利息	8,302	27,144
有価証券売買等損益	856,494,252	1,337,664,321
営業収益合計	856,485,950	1,337,637,177
営業費用		
支払利息	867,407	636,069
受託者報酬	18,006,914	18,861,762
委託者報酬	163,377,474	157,181,954
その他費用	1,495,610	1,473,897
営業費用合計	183,747,405	178,153,682
営業利益又は営業損失()	1,040,233,355	1,515,790,859
経常利益又は経常損失()	1,040,233,355	1,515,790,859
当期純利益又は当期純損失()	1,040,233,355	1,515,790,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	88,066,014	75,722,609
期首剰余金又は期首欠損金()	1,720,447,388	721,254,570
剰余金増加額又は欠損金減少額	195,370,450	115,767,359
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	195,370,450	115,767,359
剰余金減少額又は欠損金増加額	242,395,927	140,630,439
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	242,395,927	140,630,439
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	721,254,570	743,676,760

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2019年9月25日現在	2020年9月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	52,889,347,972円	53,693,372,914円
期中追加設定元本額	8,404,576,891円	17,138,835,687円
期中一部解約元本額	7,600,551,949円	10,923,887,735円
2. 受益権の総数	53,693,372,914口	59,908,320,866口
3. 元本の欠損	-	743,676,760円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 2018年9月26日 至 2019年9月25日	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第14期
	自 2019年9月26日 至 2020年9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2020年9月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期（2019年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	73,839
投資信託受益証券	466,025,681
合計	466,099,520

第14期（2020年9月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	194,786
投資信託受益証券	902,535,721
合計	902,730,507

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第13期（2019年9月25日現在）

該当事項はありません。

第14期（2020年9月25日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期（自 2019年9月26日 至 2020年9月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

第13期 2019年9月25日現在	第14期 2020年9月25日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>1.0134円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 10,134円）」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.9876円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 9,876円）」</p>

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	SOMPO / FOFs 用日本株MN (適格機関投資家限定)	15,715,084,038	13,606,119,760	
	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	28,815,076,153	29,060,004,300	
	投資信託受益証券	SMDAM / FOFs 用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	14,064,778,194	15,049,312,667	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	311,216,889	316,196,359	
合計		4銘柄	58,906,155,274	58,031,633,086	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMBCFاندラップ・日本バリュース株」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年9月末現在)

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

資産総額	70,629,451,468 円
負債総額	96,348,929 円
純資産総額(-)	70,533,102,539 円
発行済数量	53,777,087,165 口
1単位当り純資産額(/)	1.3116 円

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

資産総額	45,983,972,823 円
負債総額	62,988,913 円
純資産総額(-)	45,920,983,910 円
発行済数量	43,981,565,197 口
1単位当り純資産額(/)	1.0441 円

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

資産総額	9,249,113,266 円
負債総額	13,148,469 円
純資産総額(-)	9,235,964,797 円
発行済数量	5,242,122,662 口
1単位当り純資産額(/)	1.7619 円

S M B Cファンドラップ・米国株

資産総額	59,858,380,342 円
負債総額	90,026,715 円
純資産総額(-)	59,768,353,627 円
発行済数量	22,525,146,911 口
1単位当り純資産額(/)	2.6534 円

S M B Cファンドラップ・欧州株

資産総額	19,710,332,954 円
負債総額	22,725,263 円
純資産総額(-)	19,687,607,691 円
発行済数量	17,321,779,137 口
1単位当り純資産額(/)	1.1366 円

S M B Cファンドラップ・新興国株

資産総額	16,376,983,658 円
負債総額	36,319,113 円
純資産総額(-)	16,340,664,545 円
発行済数量	13,840,748,625 口
1単位当り純資産額(/)	1.1806 円

S M B Cファンドラップ・日本債

資産総額	176,028,932,308 円
負債総額	315,434,889 円
純資産総額(-)	175,713,497,419 円
発行済数量	151,011,012,137 口
1単位当り純資産額(/)	1.1636 円

S M B Cファンドラップ・米国債

資産総額	30,997,972,291 円
負債総額	36,076,478 円
純資産総額(-)	30,961,895,813 円
発行済数量	24,242,705,454 口
1単位当り純資産額(/)	1.2772 円

S M B Cファンドラップ・欧州債

資産総額	9,439,234,647 円
負債総額	10,823,202 円
純資産総額(-)	9,428,411,445 円
発行済数量	7,397,317,060 口
1単位当り純資産額(/)	1.2746 円

S M B Cファンドラップ・新興国債

資産総額	12,816,952,419 円
負債総額	15,678,435 円

純資産総額(-)	12,801,273,984 円
発行済数量	6,804,359,315 口
1単位当り純資産額(/)	1.8813 円

S M B Cファンドラップ・J-REIT

資産総額	8,879,178,568 円
負債総額	13,181,846 円
純資産総額(-)	8,865,996,722 円
発行済数量	6,058,113,631 口
1単位当り純資産額(/)	1.4635 円

S M B Cファンドラップ・G-REIT

資産総額	15,466,609,669 円
負債総額	18,158,636 円
純資産総額(-)	15,448,451,033 円
発行済数量	14,492,050,087 口
1単位当り純資産額(/)	1.0660 円

S M B Cファンドラップ・コモディティ

資産総額	5,132,107,714 円
負債総額	10,485,158 円
純資産総額(-)	5,121,622,556 円
発行済数量	14,077,650,447 口
1単位当り純資産額(/)	0.3638 円

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

資産総額	59,281,127,492 円
負債総額	130,308,458 円
純資産総額(-)	59,150,819,034 円
発行済数量	59,844,081,778 口
1単位当り純資産額(/)	0.9884 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	4,512,327,609 円
負債総額	11,918,742 円
純資産総額(-)	4,500,408,867 円
発行済数量	4,430,036,397 口
1単位当り純資産額(/)	1.0159 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者集会

開催しません。

4 受益者に対する特典

ありません。

5 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記

録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

7 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

9 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2020年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

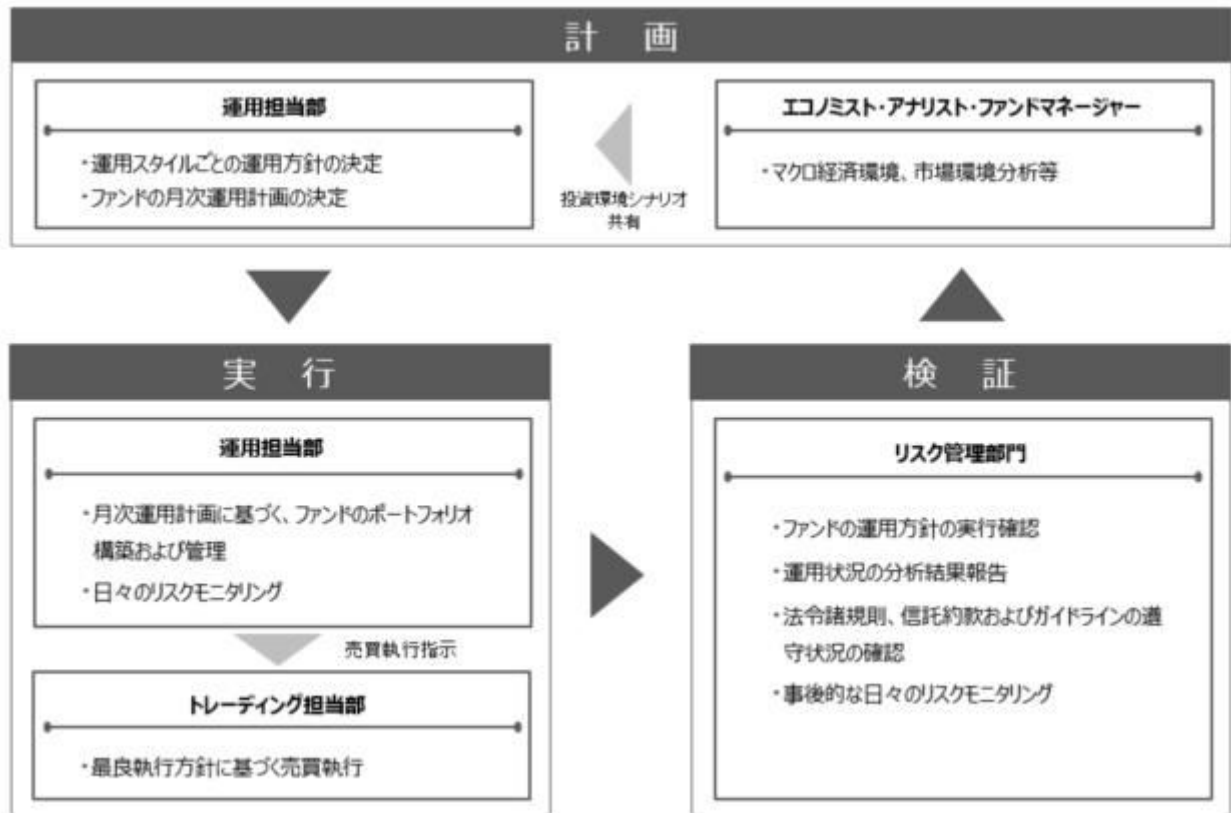
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2020年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	759	7,725,640
単位型株式投資信託	122	570,119
追加型公社債投資信託	1	28,258
単位型公社債投資信託	181	469,653
合 計	1,063	8,793,671

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,755,961	33,264,545
顧客分別金信託	20,011	300,021
前払費用	476,456	515,226
未収入金	64,856	602,605
未収委託者報酬	6,963,077	8,404,880
未収運用受託報酬	1,129,548	2,199,785
未収投資助言報酬	285,668	299,826
未収収益	44,150	37,702
その他の流動資産	31,771	40,119
流動資産合計	22,771,504	45,664,712
固定資産		
有形固定資産 1		
建物	173,517	101,609
器具備品	751,471	783,224
土地	-	710
リース資産	-	968
建設仮勘定	-	66,498
有形固定資産合計	924,988	953,010
無形固定資産		
ソフトウェア	479,867	909,133
ソフトウェア仮勘定	183,528	508,733
のれん	-	34,397,824
顧客関連資産	-	17,785,166
電話加入権	44	12,739
商標権	60	54
無形固定資産合計	663,501	53,613,651
投資その他の資産		
投資有価証券	10,829,628	19,436,480
関係会社株式	10,252,067	11,246,398
長期差入保証金	2,004,451	2,523,637
長期前払費用	97,107	113,852

会員権	7,819	90,479
繰延税金資産	1,426,381	-
貸倒引当金	-	20,750
投資その他の資産合計	24,617,457	33,390,098
固定資産合計	26,205,946	87,956,760
資産合計	48,977,450	133,621,473

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	4,534	14,285
その他の預り金	1,480,229	146,200
未払金		
未払収益分配金	1,122	1,629
未払償還金	137,522	131,338
未払手数料	3,246,133	3,776,873
その他未払金	768,373	502,211
リース債務	-	1,064
未払費用	3,535,589	3,935,582
未払消費税等	84,966	305,513
未払法人税等	670,761	489,151
賞与引当金	1,302,052	1,716,321
その他の流動負債	18,110	30,951
流動負債合計	11,249,395	11,051,125
固定負債		
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814
賞与引当金	5,074	14,767
繰延税金負債	-	2,963,538
その他の固定負債	5,074	172,918
固定負債合計	3,428,751	8,451,038
負債合計	14,678,146	19,502,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	-	81,927,000
資本剰余金合計	8,628,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,255,054	19,364,265
利益剰余金合計	23,076,258	21,185,470
株主資本計	33,705,242	113,741,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	594,061	377,855
評価・換算差額等合計	594,061	377,855
純資産合計	34,299,304	114,119,309

負債・純資産合計

48,977,450

133,621,473

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	39,156,499	54,615,133
運用受託報酬	6,277,217	9,389,058
投資助言報酬	1,332,888	1,303,595
その他営業収益		
サービス支 hands 手数料	182,502	181,061
その他	49,507	32,421
営業収益計	46,998,614	65,521,269
営業費用		
支払手数料	18,499,433	24,888,040
広告宣伝費	361,696	447,024
公告費	125	-
調査費		
調査費	1,752,905	3,214,679
委託調査費	6,050,441	7,702,309
営業雑経費		
通信費	46,551	70,007
印刷費	338,465	612,249
協会費	24,700	45,117
諸会費	23,756	32,199
情報機器関連費	2,872,416	4,349,174
販売促進費	49,118	68,688
その他	148,307	154,201
営業費用合計	30,167,918	41,583,691
一般管理費		
給料		
役員報酬	190,951	264,325
給料・手当	6,308,066	9,789,691
賞与	514,259	914,702
賞与引当金繰入額	1,235,936	1,726,013
交際費	27,802	30,898
寄付金	82	2,022
事務委託費	286,905	956,931
旅費交通費	228,538	249,359
租税公課	285,369	389,032
不動産賃借料	612,410	1,121,553
退職給付費用	463,553	797,158
固定資産減価償却費	378,530	3,044,658
のれん償却費	-	2,645,986
諸経費	290,243	482,324
一般管理費合計	10,822,651	22,414,658
営業利益	6,008,044	1,522,919

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		-		778,113
受取利息		623		947
時効成立分配金・償還金		72		1,041
原稿・講演料		1,951		2,061
投資有価証券償還益		289,451		6,398
投資有価証券売却益		7,247		24,206
雑収入		36,408		53,484
営業外収益合計		335,754		866,254
営業外費用				
為替差損		15,760		72,457
投資有価証券償還損		13,668		129,006
投資有価証券売却損		14,605		12,906
雑損失		7,027		8,334
営業外費用合計		51,061		222,704
経常利益		6,292,738		2,166,469
特別利益				
過去勤務費用償却益		79,850		-
特別利益合計		79,850		
特別損失				
固定資産除却損	1	1,462		110,668
関係会社株式評価損		160,455		-
合併関連費用	2	187,140		42,800
本社移転費用	3	-		133,168
減損損失	4	-		46,417
特別損失合計		349,058		333,054
税引前当期純利益		6,023,530		1,833,414
法人税、住民税及び事業税		1,750,031		1,874,278
法人税等調整額		90,084		619,676
法人税等合計		1,840,116		1,254,602
当期純利益		4,183,413		578,811

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「営業外収益」として、「特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「営業外費用」として、表示する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当事業年度から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」に表示していた7,247千円及び289,451千円は「営業外収益」として、「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」に表示していた14,605千円及び13,668千円は「営業外費用」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	350,176千円	466,875千円
器具備品	922,553千円	1,225,261千円
リース資産	- 千円	1,452千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入金未実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	174,854千円	132,559千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
建物	- 千円	879千円
器具備品	695千円	119千円
リース資産	- 千円	5,377千円
ソフトウェア	766千円	1,596千円
ソフトウェア仮勘定	- 千円	102,695千円

2 合併関連費用

前事業年度の合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

当事業年度の合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等及び海外現地法人の統合に関する弁護士費用であります。

3 本社移転費用

本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

4 減損損失

当社は以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は2018年11月1日を効力発生日としておりますので、2019年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2019年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	2019年 1月31日	2019年 3月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2019年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

当事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年 6月29日開催の第35回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3月 31日)	当事業年度 (2020年 3月 31日)
1年以内	597,239	1,618,641
1年超	6,115,662	5,844,934
合計	6,712,901	7,463,576

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
其他有価証券 非上場株式	298	45,369
合計	298	45,369
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,252,067	11,246,398
合計	10,252,067	11,246,398

其他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2.其他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,578,762	289,451	13,668

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
退職給付債務の期首残高	3,319,830	3,418,601
勤務費用	267,362	523,396
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	3,658	195
退職給付の支払額	85,082	349,050
過去勤務費用の発生額	79,850	-
合併による発生額	-	1,707,062
退職給付債務の期末残高	3,418,601	5,299,814

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3月 31日)	当事業年度 (2020年 3月 31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,418,601	5,299,814
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
勤務費用	267,362	492,511
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,658	195
過去勤務費用償却益	79,850	-
その他	199,849	304,842
確定給付制度に係る退職給付費用	383,703	797,158

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
割引率	0.000%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度156,457千円、当事業年度248,932千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3月 31日)	当事業年度 (2020年 3月 31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,046,775	1,622,803
賞与引当金	400,242	530,059
調査費	80,983	178,573
未払金	57,192	162,557

		有価証券届出書（内国投資信託受益証券）
未払事業税	54,797	46,423
ソフトウェア償却	17,501	91,937
子会社株式評価損	50,580	114,876
その他有価証券評価差額金	-	150,771
その他	32,218	88,250
繰延税金資産小計	1,740,292	2,986,254
評価性引当額（注）	51,729	193,485
繰延税金資産合計	1,688,563	2,792,768

繰延税金負債

無形固定資産	-	5,445,817
その他有価証券評価差額金	262,181	310,488
繰延税金負債合計	262,181	5,756,306
繰延税金資産（負債）の純額	1,426,381	2,963,538

（注）評価性引当額が141,756千円増加しております。この増加の内容は、主として大和住銀投信投資顧問株式会社との合併によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	0.8	3.5
受取配当等永久に益金に算入されない項目	-	13.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	7.3
住民税均等割等	0.1	0.5
所得税額控除による税額控除	1.4	0.5
のれん償却費	-	44.1
その他	0.4	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	68.4

（セグメント情報等）

前事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年 4月 1日 至2020年 3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
1株当たり純資産額	1,944.40円	3,369.33円
1株当たり当期純利益金額	237.15円	17.09円

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 当社は、2018年11月1日付で普通株式 1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり情報については、当該株式分割を2019年3月期の期首(2018年4月1日)に行ったものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,183,413	578,811
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,183,413	578,811
期中平均株式数(株)	17,640,000	33,870,060

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2018年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

2019年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	81,927,000千円
取得原価		81,927,000千円

4. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれん

37,043,811千円

(2)発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3)償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

(参考) 大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

第46期

第47期

（平成30年3月31日）

（平成31年3月31日）

資産の部		（平成30年3月31日）	（平成31年3月31日）
流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

負債の部		第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
流動負債			
リース債務		3,143	3,583
未払金		29,207	1,555,486
未払手数料		1,434,393	1,222,461
未払費用		1,287,722	1,203,269
未払法人税等		1,397,293	264,304
未払消費税等		135,042	48,437
賞与引当金		1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金		85,600	72,900

その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		

調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。
- 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。
- 2.固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 2～30年
器具備品 4～15年
- （会計上の見積りの変更）
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

(貸借対照表関係)

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

(損益計算書関係)

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期(平成31年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-

投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第47期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

（注）前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
法定実効税率	-	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計

外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066
-------------	------------	-----------	--------	------------

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879

その他の関係会社の子会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197
--------------	----------------	---------	--------	-----	---	-------------------	---------------------	-----------	-------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の

当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

2020年1月24日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2020年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)の概要>

- ・ 資本金：51,000百万円(2020年3月末現在)
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2020年3月末現在	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(3)委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。

(4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

(5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。

(6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

(7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべき旨を記載することがあります。

(8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

(9)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。

(10)ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。

(11)写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。

5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書

(交付目論見書) および投資信託説明書 (請求目論見書) を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本バリュース株の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本バリュース株の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本グロース株の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本グロース株の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本中小型株の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本中小型株の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・米国株の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・米国株の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州株の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州株の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・新興国株の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・新興国株の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本債の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本債の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国債の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国債の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州債の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州債の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・新興国債の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・新興国債の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・コモディティの2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・コモディティの2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・ヘッジファンドの2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・ヘッジファンドの2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。